

平成 25 年 4 月 23 日

宮城県公報第 2451 号

別 冊

平成 24 年度
包括外部監査の結果報告書

高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

平成 25 年 3 月

宮城県包括外部監査人
公認会計士 菅 博 雄

目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	1
5	外部監査の方法	2
	(1) 監査着眼点	2
	(2) 実施した主な監査手続	2
6	外部監査の実施期間	2
7	包括外部監査人補助者の資格及び氏名	2
8	利害関係	2
第2	監査対象の概要	3
1	介護保険制度の概要	3
2	歳出決算額の推移	5
3	介護保険給付費の推移	6
4	老人福祉施設等の状況	7
5	社会福祉法人	8
第3	外部監査の結果及び意見	11
I	個別検出事項	11
1	関連団体との財政的関与	17
	(1) 無償貸付け理由の合理性	17
	(2) 受益者負担	20
2	補助金	22
	(1) 団体運営費に対する補助	23
	(2) 審査確認の不備	24
	(3) 補助の必要性確認の不備	26
	(4) 公益通報の受付管理	31
3	介護給付適正化	32
	(1) 負担金の金額確認手続	34
	(2) 不正請求チェックの不備	37

4	県社協	41
	(1) 定款記載事項の不備	43
	(2) 財務諸表の記載不備	44
	(3) 貸付金の管理	47
5	団体指導	50
	(1) 県共募の管理体制	54
	(2) 財務諸表の記載不備	59
	(3) 寄付・会費納入の任意性	61
	(4) 市社協の会員管理	64
	(5) 助成金の管理	66
	(6) 不適切な契約・支出	67
	(7) 団体指導結果の改善措置確認の不備	70
	(8) 組織運営に関する情報開示	71
	(9) 内部留保水準の適正確認の不備	72
II	検査機能の実効性確保と県民への説明責任	74
1	現状認識	75
	(1) 県が実施する検査の位置付け	75
	(2) 県が実施する検査に対する問題認識	78
2	県が取り組むべき課題	80
	(1) リスクに対応した検査実施計画の策定（意見）	80
	(2) 専門的対応レベルの向上（意見）	81
	(3) 検査結果の公表内容の充実化（意見）	82
	添付資料	83
1.	社会福祉法人の財務状況と県の財政的関与	83
2.	社会福祉法人の要約財務情報	87
3.	介護給付適正化システムから抽出したデータ一覧	94
4.	平成24年度予算執行調査の総括調査票	98
5.	イコール・フットィング論について	99

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。

包括外部監査の結果報告書

「高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

包括外部監査人 公認会計士 菅 博雄

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査。

2 選定した特定の事件

高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

監査対象部課は以下のとおりである。

保健福祉部

長寿社会政策課

社会福祉課（主に団体指導に関連する事項）

関連団体

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）

3 特定の事件を選定した理由

わが国では少子高齢化が急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢化社会が到来するものと見込まれている。宮城県（以下、「県」という。）においても、平成23年3月末現在22.2%であった高齢化率は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、団塊の世代が65歳以上の高齢者になる平成27年には25.8%まで上昇するものと見込まれている。

このような高齢者社会を見据え、県では、平成18年3月に「第3期みやぎ高齢者元気プラン」を策定し、平成26年度末を目標として高齢者福祉施策を推進している。この計画は、県の高齢者福祉施策の基本的指針となる「高齢者福祉計画」と、県内市町村の介護保険事業の運営を支援するための計画である「介護保険事業支援計画」とを一体的に定めているが、現在の「第5期みやぎ高齢者元気プラン」（平成24年3月策定）に掲げる諸施策を前提とすれば、今後一層の県財政支出の増加が推測される。

よって、高齢者福祉事業に係る財務事務の執行や管理の状況について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

4 外部監査の対象期間

平成23年度とするが、必要に応じて過年度及び平成24年度の一部についても監査対象に含めている。

5 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- ① 高齢者福祉事業の全般的事項の把握・分析
- ② 補助金交付の執行管理
- ③ 関連団体との財政的関与の執行管理
- ④ 団体指導
- ⑤ 介護保険法に基づく監査

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用にあたっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査¹により行った。

① 予備調査

- 高齢者福祉事業の関連資料を入手、分析、質問により、当該事業の現状と課題を把握した。

② 本監査

- 予備調査の結果に基づき、「(1) 監査着眼点」について経済性、効率性及び有効性（3E）並びに合规性の観点から検証を行った。検証に際しては、関連資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対する質問又はヒアリングを行った。
- 県社協及び関連団体より任意に抽出した3団体を対象に実地調査を行った。
 - 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会（以下、「大崎市社協」という。）
 - 社会福祉法人宮城県共同募金会（以下、「県共募」という。）
 - 社会福祉法人大和福壽会（以下、「大和福壽会」という。）

6 外部監査の実施期間

平成24年7月9日から平成25年3月8日まで

7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	井口立和
公認会計士	渡部政記
公認会計士	伊藤宏平
公認会計士試験合格者	諏訪園淳一

8 利害関係

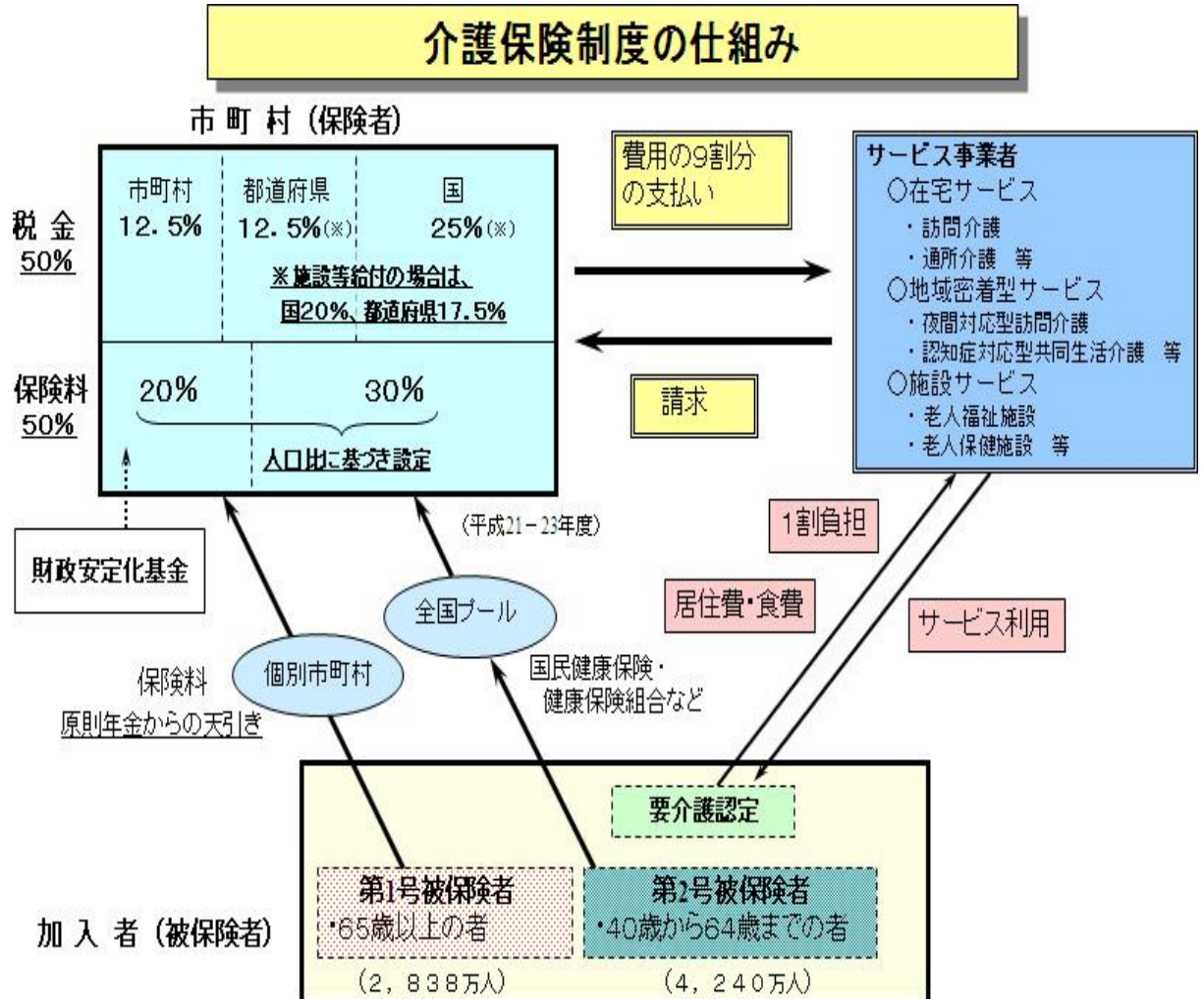
包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

第2 監査対象の概要

1 介護保険制度の概要

高齢者福祉事業の基盤となる介護保険制度の仕組みは以下のとおりである。



(注)第1号被保険者の数は、「介護保険事業状況報告(暫定)(平成21年4月末現在)」による。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成20年度内の月平均値である。

出所：厚生労働省ホームページ

介護保険の保険者は市町村であるが、県は市町村（保険者）支援及び助言をはじめ、介護保険制度と密接に関係する様々な事業を実施している。

介護保険制度に関する事項は長寿社会政策課が所管しているが、同課が所管する以下の業務を監査対象とした。

区分	業務内容	担当班
市町村（保険者）	介護保険の財政安定化のため、介護保険法に基づく財政支援（介護保険給付費用負担金）	介護保険推進班
サービス事業者	サービス事業者に対する老人福祉施設整備・運営費補助	在宅・施設支援班
	サービス事業者に対する立入検査	介護保険指導班

また、社会福祉課が所管する以下の業務についても、サービス事業者との関連性に着目して監査対象とした。

区分	業務内容	担当班
団体指導	社会福祉法人の業務・財産の状況の検査	団体指導班
県社協	県の出資団体に対する指導監督	
県社協との財政的関与	地域福祉事業を推進するための各種補助	

2 歳出決算額の推移

今回の監査対象である長寿社会政策課に係る歳出決算額（節別）の推移は以下のとおりである。

（単位：百万円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	監査対象
01 報酬	0	1	1	
02 給料	103	135	152	
03 職員手当等	71	88	103	
04 共済費	35	50	56	
07 賃金	0	1	2	
08 報償費	4	4	1	
09 旅費	3	2	3	
11 需用費	8	7	11	
12 役務費	1	1	1	
13 委託料	293	396	404	○
14 使用料及び賃借料	0	0	0	
15 工事請負費	74	204	17	
18 備品購入費	3	3	65	
19 負担金、補助及び交付金	20,405	24,578	31,443	○
21 貸付金		—	57	
23 償還金、利子及び割引料	12	16	11	
25 積立金	14,146	1,483	7,098	○
27 公課費	0	0	0	
歳出合計	35,157	26,967	39,426	

今回の包括外部監査の対象とした項目とその概要は以下のとおりである。

項目（節）	概 要	外部監査の結果及び意見 （個別検出事項）
委託料	雇用創出の基金による事業（ふるさと雇用再生特別基金、緊急雇用創出事業臨時特例基金）が過半を占める。 その他、福祉団体等に対する各種業務の委託。	1 関連団体との財政的関与
負担金、補助 及び交付金	介護保険法の規定に基づき、保険者（市町村）に支出する介護保険給付費用負担金が過半を占める。 その他、老人福祉施設整備・運営費に係る各種補助で、平成 23 年度の増加は主に、東日本大震災災害復旧に係る各種補助の増加による。	2 補助金 3 介護給付適正化
積立金	3 基金への積立（主に介護基盤緊急整備臨時特例基金）。	—

3 介護保険給付費の推移

県内市町村の介護保険給付費（平成 23 年度）は最近 5 年間で 21%増加している。

（単位：百万円）

サービス区分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス		52,072	54,802	59,528	63,921	63,484
	訪問介護	10,476	10,105	10,558	11,049	10,265
	訪問入浴	1,704	1,745	1,787	1,834	1,702
	訪問看護	2,157	2,198	2,279	2,369	2,252
	訪問リハビリ	77	110	176	214	196
	居宅療養管理指導	319	339	405	498	562
	通所介護	14,347	15,868	17,569	19,645	20,556
	通所リハビリ	5,243	5,529	6,080	6,304	6,048
	短期入所生活介護	5,427	5,965	6,345	6,720	6,590
	短期入所療養介護	1,081	1,044	993	974	909
	福祉用具貸与	2,775	2,942	3,171	3,380	3,393
	福祉用具購入	168	179	182	189	220
	住宅改修	497	517	541	580	463
	特定施設入所者生活介護	2,396	2,667	2,959	3,163	3,323
	居宅介護支援	5,403	5,594	6,484	7,003	7,004
地域密着型サービス		7,905	8,736	9,654	10,686	11,916
	夜間対応型訪問介護	1	9	16	17	16
	認知症対応型通所介護	1,027	1,075	1,142	1,226	1,258
	小規模多機能型居宅介護	213	418	611	765	814
	認知症対応型共同生活介護	6,515	7,116	7,670	8,406	8,982
	地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	2
	地域密着型介護老人福祉施設	149	118	216	273	844
施設サービス		41,249	41,916	44,048	44,796	46,722
	介護老人福祉施設	17,774	18,427	19,385	19,843	20,866
	介護老人保健施設	21,113	21,279	22,715	23,074	24,197
	介護療養型医療施設	2,363	2,210	1,949	1,878	1,658
高額介護サービス費		1,489	1,629	1,859	2,020	1,821
高額医療合算介護サービス費		—	—	110	217	207
特定入所者介護サービス費		4,209	4,440	4,634	4,872	5,105
審査支払手数料		128	133	140	148	148
保険給付費合計		107,052	111,656	119,973	126,660	129,403

出所：長寿社会政策課作成資料

4 老人福祉施設等の状況

県内における老人福祉施設の利用状況は以下のとおりである。

施設区分	平成 19 年 4 月 1 日現在			平成 24 年 4 月 1 日現在			増 減			
	施設数	定員	入所現員	施設数	定員	入所現員	施設数	定員	入所現員	入所現員 増加率
特別養護老人ホーム	106	6,248	6,157	138	7,780	7,374	32	1,532	1,217	19.8%
介護老人保健施設	75	7,506	6,867	80	7,713	7,240	5	207	373	5.4%
養護老人ホーム	10	796	744	10	796	675	0	0	△69	△9.3%
軽費老人ホーム	42	1,294	1,239	45	1,349	1,200	3	55	△39	△3.1%
認知症高齢者グループホーム	160	2,337	2,263	216	3,291	3,231	56	954	968	42.8%

出所：長寿社会政策課作成資料（老人福祉施設等入所状況）

5 社会福祉法人

(1) 社会福祉法の規定

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立される法人である（社会福祉法第 22 条）。

社会福祉法人と事業の関係を整理すると以下のとおりである。

社会福祉法上の事業区分		事業内容	社会福祉法の規定	経営主体の制限
社会福祉事業	第 1 種	経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス。例えば、特別養護老人ホーム）	第 2 条第 2 項	都道府県等社会福祉法人
	第 2 種	公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）	第 2 条第 3 項	なし
公益事業		社会福祉事業に支障のない範囲で可能	第 26 条第 1 項	
収益事業		その収益を社会福祉事業・公益事業の経営に充てる目的で、社会福祉事業に支障のない範囲で可能		

県内における社会福祉法人数（平成 24 年 4 月 1 日現在）は以下のとおりである。

区分	社会福祉協議会	共同募金会	施設経営法人	社会福祉事業団・その他	計
知事認可	35	1	123	0	159
仙台市長認可	2	0	69	2	73
計	37	1	192	2	232

(2) 基本的性格

社会福祉法人の基本的性格について、以下のように説明されているものがある。

3 社会福祉法人の基本的性格

（公益性・非営利性）

○ 社会福祉法人は、その沿革から、学校法人、宗教法人等と同様に、民法第 34 条に基づく公益法人から発展した特別法人である。

○ 民法の公益法人（社団法人、財団法人）には、法律上、

① 公益に関する事業を行うこと（「公益性」）

② 営利を目的としないこと（「非営利性」）

③ 主務官庁の許可を得ること

という基本的な要件がある。ここで「公益性」とは「不特定多数の利益」を、「非営利性」とは「事業から生ずる利益を構成員に帰属させないこと」を意味すると解されている。

○ 社会福祉法人も、公益性と非営利性の性格を備えている。具体的には、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とし（公益性）（社福 22）、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者に（最終的には国庫に）帰属しなければならない（非営利性）（社福 47、31Ⅲ）。このような残余財産の帰属方法から、法人設立時の寄附者の持ち分は認められない。

○ また、法人の適正な運営を確保するため、設立に当たっては、必要な資産を備え、一定の要件を満たす定款を作成して所轄庁の認可を受ける必要があるほか、法令、法令に基づいてする処分若しくは定款に違反するか、又はその運営が著しく適正を欠く場合には、所轄庁による措置命令、業務停止命令、役員解職勧告・解散命令等の強力な担保措置が設けられている（社福 56）。

（純粋性・公共性）

○ 社会福祉法人は、創設時の説明によると、社会福祉事業の「純粋性」を保ってその「公共性」を高めるために設けられたものとされている。

○ 旧社会福祉事業法制定前のわが国の民間社会福祉事業は、個人や任意団体、民法法人によって経営されていたが、これらは、財政的窮乏から、社会福祉事業よりも収益事業の経営を行い、それが常態であるかのような印象を与えるものがあり、種々の弊害を生じ、社会的信用の失墜を招く等の問題点が指摘されていた。

このため、旧社会福祉事業法では、資産要件、組織運営のあり方、収益事業の取扱い、残余財産の取扱い、所轄庁の規制監督等の点において、民法の公益法人に関する規定よりも厳格な内容を定め、これらの規定に適合する者を社会福祉法人として国が認可することにより、社会福祉事業の純粋性や公共性の度合いを保とうとしたものである。

○ なお、この点については、社会福祉法人制度創設の直接の目的は、シャープ税制により 1950（昭和 25）年度から公益法人の収益事業にも課税されることになったため、それを回避して非課税・課税優遇を獲得するためだったとの指摘がある。現に、社会福祉法人については、法人税、固定資産税、寄附税制等について税制上の優遇措置が講じられた。

（「公の支配」との関係）

○ 社会福祉法人制度が設けられたもう一つの理由として挙げられているのは、憲法第 89 条において、「公金その他の公の財産」は、「公の支配に属しない」「慈善又は博愛の事業」に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないとしていることを回避することである。「公の支配」として、社会福祉法では、補助金等の助成を受けた社会福祉法人は、一般的な監督（社福第 56 条。既述）に加え、不適当な予算の変更勧告及び措置命令を前置しない役員の解職勧告等の監督に服すこととされている（社福 58Ⅱ）。

○ 社会福祉事業法の制定当初は、社会福祉法人に対する設備費の助成は、災害復旧の場合に限定されていたが、その後順次拡大され、新設の場合にも設備費補助の対象とされることになった。

（以下省略）

出所：社会福祉法人経営の現状と課題（社会福祉法人経営研究会編）

(3) 経営環境の変化

社会福祉法人制度は1951（昭和26）年に設けられた制度であるが、制度創設から半世紀以上が経過し、社会福祉法人を取り巻く環境に大きな変化が生じている。

特に、2000（平成12）年に介護保険制度が導入され、これによって、従来の措置制度から利用制度への転換が行われた。利用制度は、利用者の選択により、多様な主体から介護サービスを受ける仕組みのため、介護保険制度のもとでは、事業内容が同一であれば、同一の介護報酬が適用され、実施主体による差異はない。

この点について、社会福祉法人が運営する事業と民間企業が運営する事業との間で競争条件をそろえる（イコール・フットイング）べきであるとする議論が行われている。

3 規制改革の動き

（民間企業参入論、イコール・フットイング論）

○ 総合規制改革会議（現 規制改革・民間開放推進会議）は、介護保険制度が施行されて間もない2001（平成13）年4月に内閣府に設置され、医療、福祉、教育、農業等、公的規制が強い分野における規制改革を重点分野の一つとして取り上げてきた。

○ 医療や福祉について累次の答申で取り上げられた事項は多岐にわたるが、主要な論点は、一つには民間企業参入の推進であり、もう一つは、社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームと、民間企業が運営する特定施設やグループホームとの競争条件の均一化（イコール・フットイング）であった。

○ これらの議論は、社会福祉事業や社会福祉法人の存在意義に関わる問題である。

出所：社会福祉法人経営の現状と課題（社会福祉法人経営研究会編）

社会福祉法人の視点でイコール・フットイングを考察している事例については、「添付資料5. イコール・フットイング論について」を参照されたい。社会福祉法人は、営利企業では本質的に行うことが難しい事業（公益性を有する事業）に、より積極的に取り組むことにより、非営利法人としての社会的意義が認められるといえよう。

第3 外部監査の結果及び意見

I 個別検出事項

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によっている。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果（地方自治法第 252 条の 37 第 5 項）	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適当でないこと）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第 252 条の 38 第 2 項）	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

また、「5. 団体指導」の個別検出事項は「関連団体への指導監督が適切に行われているか」という監査着眼点で判断しているため、関連団体における財務事務に違法または不当と認められた場合でも一定の指導監督が行われている場合には「意見」として扱っているものがある。

なお、個別検出事項を監査着眼点に基づく監査上の論点ごとに整理して記載したのは、今回の監査対象の範囲外においても県が財務事務の点検を行う場合の参考になると判断したことによる。

<指摘及び意見の要約一覧表>

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
1 関連団体との財政的関与				
(1) 無償貸付け理由の合理性	18	指摘	以下の貸付契約については、その無償貸付け理由に合理性を欠くと判断した。 ・敬風園の敷地 ・偕楽園、和風園の土地・建物 ・ゆうゆう館の敷地	契約締結時における貸付条件の審査を厳正に行う。 無償貸付けとする合理的根拠がなければ、適正な貸付料または合理的な減額貸付けに基づく契約条件に見直す。
(2) 受益者負担	21	意見	介護研修センターの受講者のみ適正な受益者負担を求めない合理的根拠があるといえるか疑問である。	第3期財政再建推進プログラムに掲げる「受益者負担の見直し」を念頭に、適正な受益者負担を求め、利用料収入相当額を委託料（指定管理料）の積算に反映させる。

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
2 補助金				
(1) 団体運営費に対する補助	23	指摘	法人管理全般業務に従事する職員の 人件費全額について公益上の必要性 を認めるのは不適切である。	補助対象経費は公益上の 必要性が認められるもの に限定する。
(2) 審査確認の不備	25	指摘	補助金の補助対象額と根拠資料に差 異が生じており、県が実績報告の審 査を適切に実施していたとは考えら れない。	補助事業に係る実績報告 の審査を適切に行う。
(3) 補助の必要性 確認の不備	27	意見	施設開設経費助成特別対策事業費： 施設開設準備経費は本来、施設開設 後の事業収益の中から回収されるも のであるから、十分な費用負担余力 のある社会福祉法人に対する補助金 交付まで「客観的に公益上の必要性 が認められる」といえるか疑問であ る。	社会福祉法人に対する補 助金交付に際して、補助 の必要性確認に関する文 書を記録・保存し、補助 の必要性確認を厳正に行 う。
	28	意見	軽費老人ホーム事務費補助事業： 十分な費用負担余力のある社会福祉 法人はそもそも自主事業として実施 可能なのであるから、このような社 会福祉法人に対する補助金交付まで 「客観的に公益上の必要性が認めら れる」といえるか疑問である。	
	29	指摘	特別養護老人ホーム整備事業費補 助事業： 施設整備費は本来、施設整備後の事 業収益の中から回収されるものであ り、また、一般財源化されたことも 踏まえ、十分な投資負担余力のある 社会福祉法人に対する補助金交付ま で「客観的に公益上の必要性が認め られる」といえるか疑問である。	
	29	意見	介護基盤緊急整備特別対策事業： 施設整備費は本来、施設整備後の事 業収益の中から回収されるものであ るから、十分な投資負担余力のある 社会福祉法人に対する補助金交付ま で「客観的に公益上の必要性が認め られる」といえるか疑問である。	
	30	意見	介護職員処遇改善交付金： 介護職員の処遇改善費用は本来、事 業収益に対応する費用なのであるか ら、十分な費用負担余力のある社会 福祉法人に対する交付金まで「客観 的に公益上の必要性が認められる」 といえるか疑問である。	
(4) 公益通報の受 付管理	31	指摘	長寿社会政策課介護保険推進班で は、公益通報の記録である処理箋の 保管状況に不備がある。	公益通報処理に関する要 綱に基づき、関連資料を 適切に保管する。

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
3 介護給付適正化				
(1) 負担金の金額確認手続	36	指摘	県が負担金の算出基礎（市町村作成資料）と照合・確認する情報が市町村作成資料のみであるから、県負担金の算出基礎の正確性を確認するための手続として合理的といえるか疑問である。	負担金支出に際して、国保連の介護給付費情報を活用し、市町村作成資料の正確性を県として確認する。
(2) 不正請求チェックの不備	38	指摘	介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者には何らかの問題の兆候を表している可能性が認められる。介護給付費適正化システムのデータを県として活用しないということが、県の介護給付適正化への取り組みとして十分といえるか疑問である。	介護保険施設等監査指針に沿って、介護給付適正化システムからのデータを有効に活用し、県が実施する指導・監査に反映させる。
4 県社協				
(1) 定款記載事項の不備	43	指摘	県社協が実施している図書・刊行物販売事業は収益事業でありながら、定款への記載がなく、定款への記載を定めた社会福祉法第 31 条第 1 項第 11 号の規定に反している。	実施している収益事業と定款の整合性を確保するため、必要に応じて定款を見直す。
(2) 財務諸表の記載不備	44	指摘	県社協で財務諸表の記載不備事項が検出され、出資団体の経営状況報告が適切に行われているとは認められない。 ・なかやま山荘の事業計画見直しに伴う会計処理 ・貸付事業に係る補助金の受入処理 ・生活福祉資金貸付事業に係る会計処理 ・繰越活動収支差額の不一致 ・財産目録上の預金残高の誤記載	県の出資団体管理の実効性を確保するためには適正な財務報告が必要であるとの問題認識のもと、県社協が適正な財務報告を行う体制を整備するよう、指導監督を徹底する。
(3) 貸付金の管理	48	指摘	介護福祉士等修学貸付金の管理に以下の不備がある。 ・返還事由の適時確認 ・貸付金残高と会計記録の不一致 ・滞納債権の評価	貸付、償還、滞納債権管理等の事務に適切に対応できるよう、貸付金管理の精度を高める。
5 団体指導				
(1) 県共募の管理体制	55	意見	決算承認の不備： 定款に定める期限内に法人全体の事業報告書等の承認が行われていない。	左記事項の多くは県共募に対し県が実施した団体指導の指摘事項となっていることから、指摘事項の改善状況を適時に確認する。
	56	指摘	会計単位設定の不備： 寄付金の経理と事務局経費の経理との区分がなされておらず、適切な経理区分管理が行われているとは認められない。	

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
	56	指摘	未交付配分金・義援金の計上もれ： 平成 23 年度決算上、未交付配分金・義援金の計上もれ 31,451 千円が生じており、適切な決算処理が行われていない。	
	56	意見	東日本大震災義援金に係る処理の不備： 当該義援金収入は中央共同募金会に対する預り金であるから、これを未送金のまま特定・指定寄付金として県共募の収入として処理するのは不当である。	
	57	指摘	岩手・宮城内陸地震義援金に係る処理の不備： 災害義援金の配分が適時に行われていないのは不適切である。	
	57	指摘	市町村共同募金委員会に係るチェック機能の不備： 県共募において、市町村共同募金委員会の会計管理に対するチェックが有効に機能しているといえるか疑問である。	
	58	意見	募金経費比率の水準： 現状の募金経費比率（約 24%）が募金者の十分な理解を得られる水準といえるか疑問である。	
(2)財務諸表の記載不備	59	指摘	実地調査対象法人で財務諸表の記載不備が検出された。 ・建物の過大評価 ・借入金に係る未払利息計上もれ ・過年度の過誤調整に係る未払金計上もれ	会計基準に準拠し適正な財務報告を行うよう、社会福祉法人に対する指導監督を徹底する。
(3)寄付・会費納入の任意性	63	指摘	県では、寄付・会費納入の任意性確認に関する特段の指導を行っておらず、社会福祉協議会に対する団体指導が適切に行われているといえるか疑問である。	社会福祉協議会の団体指導項目として、寄付・会費納入の任意性確認の手続を追加する。
(4)市社協の会員管理	65	指摘	社会福祉協議会の会員は支部ないし自治会ではなく、個人（世帯）単位なのであるから、個々の個人（世帯）単位で会員を把握できない現状が社会福祉協議会の会員管理として適切といえるか疑問である。	個人（世帯）単位で会員名簿が整備されているかの確認を徹底する。

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
(5) 助成金の管理	66	指摘	地区社協といえども、大崎市社協とは別の任意団体なのであるから、大崎市社協が支出した助成金に係る使途確認手続を簡略化する合理的根拠は希薄である。	地区社協に対する助成金についても、他の助成金と同等の使途確認手続の実施を指導する。 また、一般的に地区社協の管理運営は地域のボランティア活動で行われており、事務体制が脆弱な可能性もある点に留意し、地区社協の財務事務を適正化するための指導・支援を充実させる。
(6) 不適切な契約・支出	68	意見	土地の無償貸付： 土地の無償貸付けは社会福祉法人が貸付先に対し地代相当額を利益供与していることと同様の経済効果を有するものであり、契約条件として不当である。	法人の資金が不正に外部に流出することは、社会福祉法人の本質である非営利性に関わるルール違反であり、その防止は重要な指導事項である、との問題認識のもと、社会福祉法人の契約・支出に関する検査を厳正に行う。
	68	指摘	契約方法の不備： 随意契約とする合理的理由の確認ができない契約が検出された。	
	69	指摘	取引の合理性： 事業収入を上回る費用を負担する合理的理由が不明確な取引が検出された。	
(7) 団体指導結果の改善措置確認の不備	70	指摘	社会福祉法人の設立認可に関わる重要な疑義と認められる是正・改善指示事項が検出されたが、当該問題について県の対応方針を明確にしているのは不適切である。	是正・改善指示事項の顛末確認に係る承認記録を徹底し、改善措置の終了確認を明確にする。
(8) 組織運営に関する情報開示	71	指摘	ホームページ上で財務情報が未開示または開示内容が不十分の社会福祉法人が散見されるが、財務情報の開示に関する十分な指導が行われているといえるか疑問である。	財務情報が未開示または開示内容が不十分の社会福祉法人に対する指導を適切に行う。
(9) 内部留保水準の適正確認の不備	72	指摘	県の団体指導では、社会福祉法人の内部留保水準が適切かどうかの視点による確認が行われていない。 内部留保率の高い法人が散見される現状を考慮すると、適切な団体指導が行われているといえるか疑問である。	社会福祉法人の内部留保水準に関する指導方針を明確にする。

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
検査機能の実効性確保と県民への説明責任				
(1) リスクに対応した検査実施計画の策定	80	意見	県の実施する検査は、手続準拠性アプローチの傾向が強いことや、検査対象の現状把握が不十分であることを考慮すると、リスクに対応した検査実施計画であったとは考えられない。	以下の考え方を反映した検査実施計画を策定する。 ・検査対象の評価ランクの設定 ・検査対象の内部統制の評価 ・重要な問題事例の公表
(2) 専門的対応レベルの向上	81	意見	定期的な人事異動があり、実地検査担当者の専門的ノウハウの蓄積が十分といえるか疑問である。	検査業務の専門的対応レベルの向上を図る。
(3) 検査結果の公表内容の充実化	82	意見	検査結果の公表内容は主に検査実施件数であり、どのような検査が実施されたか明らかではなく、県民の期待に沿った検査結果の公表内容といえるか疑問である。	行政の監督権の行使に不作為がないことについて県民への説明責任を果たすため、検査結果の公表内容を充実する。

1 関連団体との財政的関与

社会福祉法人と県の財政的関与の状況は「添付資料 1. 社会福祉法人の財務状況と県の財政的関与」に記載のとおりである。

また、長寿社会政策課における委託料の事業別内訳（平成 23 年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

事業名	平成 23 年度	監査対象	備 考
高齢者総合相談センター管理運営事業	14,407		
宮城県サポートセンター支援事務所運営業務	11,030		
宮城県介護研修センター運営事業	35,843	○	指定管理者は県社協
介護分野緊急雇用創出事業	161,950	○	契約先 104 件のうち、任意に 8 件を試査
ねんりんピック宮城・仙台大会広報推進事業	18,780		
介護施設等サービス向上支援事業	83,597	○	契約先 19 件のうち、任意に 6 件を試査
その他	78,877		
委託料合計	404,483		

（注）委託料の決算額 10,000 千円以上の事業を記載。

(1) 無償貸付け理由の合理性

平成 23 年度における土地・建物の無償貸付に係る契約状況は以下のとおりである。

貸付先	貸付物件	契約期間	適正な貸付料相当額（年額、千円）
大崎市社協	土地（敬風園の敷地）	平成 17 年 8 月～ 平成 37 年 7 月（20 年）	5,359
県社協	土地（偕楽園、和風園の敷地）	平成 23 年 4 月～ 平成 33 年 3 月（10 年）	19,350
	建物（偕楽園、和風園）	平成 23 年 4 月～ 平成 24 年 3 月（1 年）	172,985
大崎市	土地（ゆうゆう館の敷地）	平成 21 年 4 月～ 平成 25 年 3 月（4 年）	362

地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡若しくは貸し付けてはならないとされている（地方自治法第 237 条第 2 項）。

普通財産の貸付けは受益と負担の公平性確保の観点から有償によることが予定されているが、一定の条件に該当する場合は無償または減額貸付けができるとされている（財産の交換、譲与等に関する条例第 4 条第 1 項）。

(普通財産の無償貸付け、減額貸付け等)

第四条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

一 公用、公共用又は公益の用に供するとき。

二 地震、火災、水害等の災害により、当該貸付けの目的を達し難くなったとき。

財産の交換、譲与等に関する条例

【現状の問題点（指摘）】

無償貸付けは、貸付先に対して適正な貸付料相当額を補助することと同様の経済効果を有するものである。公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる（地方自治法第 232 条の 2）とされているが、補助金の支出は予算の議会承認を受け、その範囲内においてのみ執行できるとされている。このような経済効果の観点から、無償貸付けについては、たとえ県有地でなくとも土地の賃借料相当額を補助するという積極的な根拠があるかと同等の慎重な検討が必要と思料する。

以下の貸付契約については、その無償貸付け理由に合理性を欠くと判断した。

■敬風園の敷地

当該土地は大崎市社協が運営する特別養護老人ホーム敬風園の用地として供されている。当該施設は平成 17 年 8 月に県立施設としての特別養護老人ホーム宮城県敬風園を廃止し民間移譲したものであり、移譲条件の一つとして土地の貸付けが予定されていたものである。

県の説明によると、当該敷地の無償貸付けは、財産の交換、譲与等に関する条例第 4 条第 1 項に基づき、以下の理由によるものである。

(理由①)

- ▶ 当該施設の移譲条件である大崎圏域における基幹的施設としてセーフティネット機能等の役割を果たすことから、当該施設の敷地として使用される当該土地についても公益の用に供すると認められる。また、特別養護老人ホームは介護保険法に定める介護保険施設であると同時に、老人福祉法に定める措置施設であることから、国有財産の無償貸付けの容認規定（国有財産特別措置法第 2 条第 2 項第 4 号及び同法施行令第 2 条第 4 項）に該当し、本件無償貸付けを行うことは法令等の趣旨に合致するものである。

(理由②)

- ▶ 当該施設の移譲条件については、委譲先法人の移譲後における費用負担を勘案し、入所者の処遇の維持・向上を優先して決定されたものである。公設の特別養護老人ホーム等の民営化を行うに際して、他の自治体においても民営化推進の手法として、一定期間無償貸し付けとすることは行政手法として採られており、行政の施策として無償貸し付け理由には十分な合理性がある。

上記理由のうち、理由②については無償貸し付けする「一定期間」がどの程度を想定したものか不明確であるという疑問が残るものの、無償貸付け理由の合理性は必ずしも否定できないと思料される。

一方、理由①については、介護施設を運営する事業者は適正な使用料を負担のうえ、施設経営にあたるのが本来の姿であるというのは、介護保険制度施行（平成12年4月）以降に新設した民間施設の使用料を公が負担していないことを考えると自明である。

特別養護老人ホームといえども、他の施設同様、施設に係る土地代は事業収益（介護報酬、利用料）で賄うべき性質の費用である。一部措置施設という性格はあるものの、実際、大崎市社協の事業活動収支内訳書によると、敬風園に係る事業活動収支差額は147,840千円（平成23年度）の黒字であり、当該施設の事業運営上、無償貸付けとする特段の事情は認められなかった。

■借楽園、和風園の土地・建物

当該土地・建物は県社協が運営する借楽園（養護老人ホーム）、和風園（特別養護老人ホーム）の運営に供されている。当該施設は平成23年4月に県立施設としての借楽園、和風園を廃止し民間移譲したものであり、移譲条件の一つとして土地の貸付けが予定されていたものである。また、建物については移譲先への無償譲渡を予定していたものの、平成23年3月に発生した東日本大震災により両施設の建物等に被害が生じたことから、修復工事が完了するまでの間は無償貸付し、工事完了後に無償譲渡するものである。

県の説明によると、当該土地・建物の無償貸付けは、財産の交換、譲与等に関する条例第4条第1項及び公有財産規則第28条第1項に基づき、以下の理由によるものである。

（理由①）

- ▶ 養護老人ホームは老人福祉法に定める措置施設である。また、特別養護老人ホームは介護保険法に定める介護保険施設であると同時に、老人福祉法に定める措置施設であることから、国有財産の無償貸付けの容認規定（国有財産特別措置法第2条第2項第4号及び同法施行令第2条第4項）に該当し、本件無償貸付けを行うことは法令等の趣旨に合致するものである。

（理由②）

- ▶ 当該施設の移譲条件については、委譲先法人の移譲後における費用負担を勘案し、入所者の処遇の維持・向上を優先して決定されたものである。公設の特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの民営化を行うに際して、他の自治体においても民営化推進の手法として、一定期間無償貸し付けとすることは行政手法として採られており、行政の施策として無償貸し付け理由には十分な合理性がある。

上記理由のうち、理由②については無償貸し付けする「一定期間」がどの程度を想定したものか不明確であるという疑問が残るものの、無償貸付け理由の合理性は必ずしも否定できないと思料される。

一方、理由①については、特別養護老人ホームといえども、他の施設同様、施設に係る土地代や賃借料は事業収益（介護報酬、利用料）で賄うべき性質の費用である。借楽園の全て及び和風園の一部に措置施設という性格も併せもつことは理解できるが、実際、県社協の事業活動収支内訳書によると、借楽園・和風園に係る事業活動収支差額は129,906千円（平成23年度）の黒字であり、当該施設の事業運営上、無償貸付けとする特段の事情は認められなかった。

■ゆうゆう館の敷地

当該土地は大崎市が設置する老人デイサービスセンター用地として供されている。県の説明によると、老人デイサービスセンターは国有財産の無償貸付けの容認規定（国有財産特別措置法第2条第2項第4号及び国有財産特別措置法施行令第2条第4項）に該当するため、財産の交換、譲与等に関する条例第4条第1項第1号及び公有財産規則第28条第1項第2号に基づき無償貸付けとしている、とのことである。

しかし、老人デイサービスセンターといえども、他の施設同様、施設に係る土地代は事業収益（介護報酬、利用料）で賄うべき性質の費用であり、当該施設の事業運営上、無償貸付けとする特段の事情は認められなかった。

【解決の方向性】

契約締結時における貸付条件の審査を厳正に行う。

無償貸付けとする合理的根拠がなければ、適正な貸付料または合理的な減額貸付けに基づく契約条件に見直す。

(2) 受益者負担

社会福祉事業者、在宅介護者等の介護研修を行い、広く介護知識、介護技術の普及と啓発事業の推進を図ること等を目的に、県は介護研修センター運営事業を実施している。

当該事業の運営は県社協に委託（指定管理）されているが、委託料及び主な施設利用者指標（受講者数、見学者数）の推移は以下のとおりである。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
委託料（千円）	40,600	38,821	35,843
受講者数（人）	1,789	1,830	1,605
福祉用具常設展示場の見学者数（人）	415	340	308

出所：長寿社会政策課作成

（注）受講者数は指定管理料で実施する研修（ただし介護研修センター以外での開催分を除く）のみを記載している。

委託料は主に介護研修センターに配置される職員の人件費であるが、指定管理料で実施する研修について、受講者からの利用料は徴収されていない。

この点につき、県の説明によると、都道府県等が設置する介護研修センターに係る利用料については以下のような取扱いとされているため、利用料は無料としている、とのことである。

5 利用料

利用料は、原則として無料とする。

ただし、教材代等については利用者の実費負担とすることができる。

出所：「介護実習・普及センター運営事業の実施について」（平成4年4月22日 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）

【現状の問題点（意見）】

介護研修センターの施設維持に要する費用（委託料）と主な事業効果指標（施設利用者数）を比較すると、介護研修センター運営事業に要する施設利用者 1 人当たり県財政負担額は 1 万円を超えている。この金額は介護研修センター運営費のみであるから、施設整備費も含めれば、少なくない行政サービスコストが生じているものと思料される。

介護研修センターで実施する介護講座等の受講者の多くは、介護サービス事業者の職員であるが、このような介護研修を通じて、受講者が所属する介護サービス事業者のメリット（介護サービス水準の維持や職員研修費用負担の軽減等）も期待されるものであるから、受益者負担のあり方が問題となる。

この点につき、県の説明によると、介護研修センターで実施する介護講座等の受益を考察した場合、目的が利用者への介護サービスの質の向上であるため最終的な受益者は利用者である。県全体でサービスの質の向上を図るに当たって、基本的に希望する事業者は受講が可能であり、特定の事業者のみが受講するものではないため、これに伴い発生するサービスコストを行政が負担することに合理性を疑う余地はない、とのことである。

しかし、もともと教材費等の実費負担まで否定されているものではなく、他県が設置する介護研修センターでは受益者負担を求めている事例もある。他の一般事業者は通常、職員研修費用は事業者負担で実施されることと比較すると、介護研修センターの受講者のみ適正な受益者負担を求めない合理的根拠があるといえるか疑問である。

【解決の方向性】

第 3 期財政再建推進プログラムに掲げる「受益者負担の見直し」を念頭に、適正な受益者負担を求め、利用料収入相当額を委託料（指定管理料）の積算に反映させる。

受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料については、これまで基本的に 3 年ごとに見直しを実施していますが、今後ともサービスコストに見合った料金となるよう継続的に見直しを実施します。

出所：「第 3 期財政再建推進プログラム」（平成 22 年 2 月 宮城県）

2 補助金

長寿社会政策課における補助金の事業別内訳（平成 23 年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

区分	事業名	平成 23 年度	監査対象	備考
補助金	施設開設経費助成特別対策事業費	639,773	○	交付先 48 件のうち、金額上位 6 件を試査
	地域支え合い体制づくり事業	869,597		交付先は仙台市ほか 18 市町
	軽費老人ホーム事務費補助事業	439,189	○	交付先 25 件のうち、金額上位 3 件を試査
	特別養護老人ホーム整備事業費補助事業	657,200	○	交付先 3 件全てを対象
	介護基盤緊急整備特別対策事業	3,492,824	○	交付先 110 件のうち、金額上位 3 件を試査
	介護福祉士等修学資金貸付事業	1,022,000	○	交付先は県社協
	社会福祉施設等災害復旧事業費	600,080	○	交付先 102 件のうち、金額上位 2 件を試査
	介護サービス事業所・施設等復旧支援事業費	763,034	○	交付先 129 件のうち、金額上位 2 件を試査
交付金	地域支援事業交付金	498,110		交付先は仙台市ほか 34 市町村
	介護職員処遇改善交付金	2,571,593	○	交付先 519 件のうち、任意に 3 件を試査
負担金	介護保険給付費用負担金	19,492,163	○	「3. 介護給付適正化」参照
	その他	397,105		
	負担金、補助及び交付金合計	31,442,668		

また、社会福祉課における県社協に対する補助金の事業別内訳（平成 23 年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

区分	事業名	平成 23 年度	監査対象	備考
補助金	県社会福祉協議会補助	60,139	○	
	生活福祉資金貸付事業	7,990		
	地域福祉推進事業	100,319	○	
	生活福祉資金相談体制整備事業	14,872		
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業	7,360		
	生活福祉資金貸付原資（激甚災害）	7,350,000	○	
	生活福祉資金貸付事業（事務費、激甚災害）	623,839	○	
	生活福祉資金相談体制整備事業	600,000	○	
負担金	宮城県社会福祉大会負担金	71		
	県社協に対する補助金等合計	8,764,591		

地方自治法第 232 条の 2 により、補助金は「公益上必要がある場合」において交付することができる。とされている。「公益上必要がある場合」について、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要があるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」（昭和 28 年 6 月 29 日行政実例）とされている。

(1) 団体運営費に対する補助

補助事業者で発生する費用を事業費と運営費に区分して、補助金交付の算定基礎である補助対象経費の範囲を整理すると以下ようになる。

		費用の機能別分類	
		事業費	運営費（管理費）
事業の分類	補助対象事業	A 補助対象事業に要する直接経費であり、補助対象経費に該当する。	C 補助対象経費に該当する場合がある。
	その他事業（受託事業、介護サービス事業を含む）	B 補助対象経費に該当しない。	D 補助対象経費に該当しない。

補助金の性格を「事業費補助」と「運営費補助」に区分した場合、「運営費補助」は事業そのものではなく、団体自体の公益性に着目して補助金を交付するものである。しかし、当該団体の事務事業は必ずしも全てが公益上の必要性が認められるものに限定されないため、団体自体の公益性のみに着目した団体補助（当該団体の運営費の全てを補助対象とすること）は、客観的にも公益上必要であると認められるとは限らない点に留意する必要がある。

この基本的な考え方を前提とすれば、補助対象経費の範囲は上表の A が基本と考えられる。また、運営費については法人全般に係る経費であり、補助対象経費かどうか明確に区分できないが、当該法人の補助対象事業とその他事業の割合で按分した部分（上表の C）を補助対象経費と扱うことも考えられる。

【現状の問題点（指摘）】

県社会福祉協議会補助に係る補助金の内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

補助対象事業	補助対象経費	補助確定額
福祉活動指導員設置費	県社協に福祉活動指導員として職員を設置するために要する給料、職員手当及び共済費	53,866
職員人件費	県社協に職員を設置するために要する給料、職員手当、共済費及び賃金	6,273
	合計	60,139

このうち、補助対象事業「職員人件費」は事業費補助ではなく運営費補助となっており、法人管理部門職員1名の人件費相当額を補助対象経費としている。

しかし、当該職員の職務は法人管理全般業務であり、補助対象事業に要する直接経費でないばかりか補助対象事業に関係が深い管理費とも認められない。よって、当該職員人件費全額について公益上の必要性を認めるのは不適切である。

【解決の方向性】

補助対象経費は公益上の必要性が認められるものに限定する。

(2) 審査確認の不備

社会福祉施設等災害復旧事業費は、東日本大震災により被災した社会福祉施設等（老人福祉施設等）の災害復旧に係る施設整備費用の一部を補助し、速やかな復旧を図ることを目的とした補助事業である。

平成23年度における当該補助金の支出状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

施設種別	施設名	設置主体	補助金確定額	備考
老人デイサービスセンター	雄勝デイサービスセンター	石巻市	61,120	※
特別養護老人ホーム	清楽苑	社会福祉法人千賀の浦福祉会	46,936	※
小規模多機能型居宅介護事業所	ぶらいと	有限会社緑三松	38,795	
介護老人保健施設	希望の杜	医療法人社団眞友会	32,565	
介護老人保健施設	歌津つつじ苑	医療法人医徳会	32,545	
	その他 97 件		388,119	
			600,080	

(注) 今回の包括外部監査のサンプル対象は補助金確定額の金額上位2件(※)とした。

【現状の問題点（指摘）】

石巻市（雄勝デイサービスセンター）に係る補助金 61,120 千円のうち、当該施設の災害復旧工事の一部である建物、外構工事（補助金確定額 49,870 千円）は、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームと一体の施設になっているため、当該社会福祉法人が事業主体となり工事施工している。

当該工事施工について、石巻市と社会福祉法人の間で協定書を締結しており、工事費用について以下のように取り決めている。

（単位：千円）

	工事費の内訳		備 考
	金額	割合	
社会福祉法人	271,704	81.95%	
石巻市	59,844	18.05%	協定書上の工事費負担額は 49,870 千円
合計	331,548	100%	

石巻市に対する補助金の算定上、工事費（59,844 千円）を補助対象額と扱い、補助率 5/6 に対応した 49,870 千円を補助金確定したが、事業者の工事費負担額の根拠資料である協定書上は 49,870 千円と記載されており、補助金の補助対象額と根拠資料に 9,974 千円の差異が生じている。

県の説明によると、当該差異は石巻市における事務の遺漏により生じたものであり、平成 25 年 3 月に当該差異に係る不備は解消されており、平成 23 年度補助金確定額の誤りではない、とのことである。

しかし、このような差異は本来、補助事業に係る実績報告の審査（補助金交付規則第 13 条）時に確認できるものであるから、県が実績報告の審査を適切に実施していたとは考えられない。

【解決の方向性】

補助事業に係る実績報告の審査を適切に行う。

(3)補助の必要性確認の不備

平成 23 年度における主な老人福祉施設整備・運営費補助事業（今回の包括外部監査の対象とした事業で、震災復旧事業を除く）の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	補助対象	財源	件数	金額
施設開設経費助成特別対策事業費	特別養護老人ホーム等の新設または増設に伴う施設開設準備費 (補助率は定額)	介護職員処遇改善等臨時特例基金	48	639,773
軽費老人ホーム事務費補助事業	軽費老人ホーム事務費	県単独	25	439,189
特別養護老人ホーム整備事業費補助事業	特別養護老人ホームの整備費 (補助率は定額)	県単独	3	657,200
介護基盤緊急整備特別対策事業	地域における介護施設・地域介護拠点等の整備費ないし設備費 (補助率は定額)	介護基盤緊急整備等臨時特例基金等	110	3,492,824
介護職員処遇改善交付金	介護報酬総額×交付率(1.1～4.2%、サービス毎に設定)により交付金を算定。	介護職員処遇改善等臨時特例基金	519	2,571,593

「補助の必要性確認」については、過去の包括外部監査でも監査結果の報告が行われている。

平成 18 年度の包括外部監査（平成 17 年度一般会計の補助金等について）の監査結果に対する措置として、以下の通知が行われている。

番号	項目	監査の結果及び意見（P は平成 18 年度包括外部監査結果報告書のページ）	措置の内容
112	総合意見	「補助対象者の財政状態」 補助対象者が裕福、すなわち、次期繰越金を十分に持っている団体に対しては、補助金を交付する効果が少なく、他の補助対象者との公平性にも問題を感じる。補助金の削減又は廃止を考えるべきである。(P74)	平成 18 年度及び 19 年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、補助金が真に必要なほどに補助対象団体が経済的に困窮しているかどうかを確認するため、原則として必ず、現地調査を行い、関係帳簿等を閲覧するなどして、財務状況を確認することとした。

出所：包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置(宮城県監査委員 平成 20 年 1 月 11 日)

【現状の問題点】

補助金が「客観的にも公益上必要であると認めなければならない」（昭和 28 年 6 月 29 日行政実例）のであるなら、「客観性」をどのように担保するかが問題となる。

この点につき、社会福祉法人に対する老人福祉施設整備・運営費補助事業では、公益上の必要性の判断要素として、以下の視点が重要と考えられる。

<事業の性質の視点>

介護保険制度のもとでは、社会福祉法人といえども、介護サービス事業に要する経費（施設整備費を含む）は事業収益（介護報酬、利用料）で賄うことが予定されているのは医療保険（診療報酬）と同様である。よって、補助対象経費が事業収益で賄われる性質ではないことの根拠が求められる。

<補助事業者の視点>

社会福祉法人の税制上の優遇措置は、公益性を有する事業（営利企業では本質的に行うことが難しい事業）を実施することにより正当化されるものである。公益性を有する事業は、運営主体の持ち出しを前提とする限り、営利企業による実施が難しいものであるから、社会福祉法人の存在意義が認められる。よって、社会福祉法人が公益性を有する事業を実施することが、そのまま補助の必要性につながるものではない。

<補助事業者の財務状況の視点>

社会福祉法人は公益性を有する事業を実施するのであるから、本来、法人に多額の内部留保が蓄積されることは想定しにくい。多額の内部留保を有する社会福祉法人は、税制や補助金等の優遇措置の社会還元が行われておらず、公益性を有する事業の実施が不十分な可能性がある。

多額の内部留保を有する社会福祉法人は自力による事業遂行が可能なのであるから、このような社会福祉法人にまで、あえて補助する必要性の根拠が求められる。

しかし、県では社会福祉法人に対する老人福祉施設整備・運営費に係る補助金交付に際して、上記3つの視点からの補助の必要性確認を行っていない。

個別の補助事業と補助事業者の状況は以下のとおりであるが、多額の内部留保を有する社会福祉法人に対する老人福祉施設整備・運営費補助までが「客観的に公益上の必要性が認められる」といえるか疑問である。

■施設開設経費助成特別対策事業費（意見）

検出した補助事業者と補助金額

社会福祉法人恵泉会	32,074 千円（平成 23 年度）
社会福祉法人宮城福祉会	16,037 千円（平成 23 年度）
社会福祉法人和仁福祉会	22,120 千円（平成 23 年度）

補助事業者の財務状況

「添付資料 2. 社会福祉法人の要約財務情報」を参照されたい。

包括外部監査人の判断

当該補助事業は、施設整備に伴う施設開設準備に要する経費の負担を軽減することを通じて、施設整備の促進を図ることを目的とするものであるが、補助事業者の財務状況を見る限り、当該事業費を法人負担で実施する余力は十分に認められる。

県の説明によると、当該事業は県独自の補助等の制度ではなく、政策目的の実現を図るために国が全国一律に制度化している事業であり、国から示された事業実施要領に示された要件に沿って審査しており、当該要件には対象法人の内部留保を含めた財務状況等を確認する仕組みにはなっておらず、県において独自の審査基準を附加することはできない、とのことである。

しかし、施設開設準備経費は本来、施設開設後の事業収益の中から回収されるものであるから、十分な費用負担余力のある社会福祉法人に対する補助金交付まで「客観的に公益上の必要性が認められる」といえるか疑問である。

■軽費老人ホーム事務費補助事業（意見）

検出した補助事業者と補助金額

社会福祉法人宮城福祉会 22,373千円（平成23年度）

補助事業者の財務状況

「添付資料2. 社会福祉法人の要約財務情報」を参照されたい。

包括外部監査人の判断

当該補助事業は、軽費老人ホームの運営に要する経費の負担を軽減することを通じて、軽費老人ホームの利用者負担の軽減を目的とするものであるが、補助事業者の財務状況を見る限り、当該事業費を法人負担で実施する余力は十分に認められる。

県の説明によると、軽費老人ホームは介護保険法に基づく介護サービス事業ではなく、施設運営に要した費用と入所者から徴収した利用者負担額の差分を補填するものであり、他の収益で賄われるべき性質のものではない、とのことである。

しかし、社会福祉法人の基本的性格である「公益性」は、運営主体の持ち出しを前提とする限り、営利企業による実施が困難であるからこそ、公益性が認められるものである。十分な費用負担余力のある社会福祉法人はそもそも自主事業として実施可能なのであるから、このような社会福祉法人に対する補助金交付まで「客観的に公益上の必要性が認められる」といえるか疑問である。

■特別養護老人ホーム整備事業費補助事業（指摘）

検出した補助事業者と補助金額

社会福祉法人和仁福祉会 126,000 千円（平成 23 年度）

補助事業者の財務状況

「添付資料 2. 社会福祉法人の要約財務情報」を参照されたい。

包括外部監査人の判断

県の説明によると、当該補助事業は特別養護老人ホームの整備を図ることを目的とするものであるが、補助事業者の財務状況を見る限り、当該補助金交付がなくても、法人負担で施設整備する余力は十分に認められる。

しかし、施設整備費は本来、施設整備後の事業収益の中から回収されるものであり、また、一般財源化されたことも踏まえ、十分な投資負担余力のある社会福祉法人に対する補助金交付まで「客観的に公益上の必要性が認められる」といえるか疑問である。

■介護基盤緊急整備特別対策事業（意見）

検出した補助事業者と補助金額

登米市 323,350 千円（平成 23 年度）

補助事業者の財務状況

補助金交付先は登米市だが、最終的な補助事業者は社会福祉法人恵泉会である。

同社会福祉法人の財務状況については「添付資料 2. 社会福祉法人の要約財務情報」を参照されたい。

包括外部監査人の判断

当該補助事業は、地域密着型介護老人福祉施設の緊急整備等の促進を通じて、施設利用者の福祉の向上を図ることを目的とするものであるが、補助事業者の財務状況を見る限り、当該補助金交付がなくても、法人負担で緊急に施設整備する余力は十分に認められる。

県の説明によると、当該事業は県独自の補助等の制度ではなく、政策目的の実現を図るために国が全国一律に制度化している事業であり、国から示された事業実施要領に示された要件に沿って審査しており、当該要件には対象法人の内部留保を含めた財務状況等を確認する仕組みにはなっておらず、県において独自の審査基準を附加することはできない、とのことである。

しかし、施設整備費は本来、施設整備後の事業収益の中から回収されるものであるから、十分な投資負担余力のある社会福祉法人に対する補助金交付まで「客観的に公益上の必要性が認められる」といえるか疑問である。

■介護職員処遇改善交付金（意見）

検出した補助事業者と補助金額

社会福祉法人恵泉会	38,704 千円（平成 23 年度）
社会福祉法人宮城福祉会	48,710 千円（平成 23 年度）
社会福祉法人和仁福祉会	25,863 千円（平成 23 年度）

補助事業者の財務状況

「添付資料 2. 社会福祉法人の要約財務情報」を参照されたい。

包括外部監査人の判断

当該交付金は、介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付を通じて、介護職員の処遇改善を図ることを目的とするものであるが、補助事業者の財務状況を見る限り、当該交付金がなくても、法人負担で介護職員の処遇改善する余力は十分に認められる。

県の説明によると、当該事業は県独自の補助等の制度ではなく、政策目的の実現を図るために国が全国一律に制度化している事業であり、国から示された事業実施要領に示された要件に沿って審査しており、当該要件には対象法人の内部留保を含めた財務状況等を確認する仕組みにはなっておらず、県において独自の審査基準を附加することはできない、とのことである。

しかし、介護職員の処遇改善費用は本来、事業収益に対応する費用なのであるから、十分な費用負担余力のある社会福祉法人に対する交付金まで「客観的に公益上の必要性が認められる」といえるか疑問である。

【解決の方向性】

社会福祉法人に対する補助金交付に際して、補助の必要性確認に関する文書を記録・保存し、補助の必要性確認を厳正に行う。

(4)公益通報の受付管理

公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護等を図ることを目的とした公益通報者保護法（平成 18 年 4 月 1 日施行）を受けて、県では、一定の法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関としての公益通報窓口を設置している。

県が定めた「公益通報処理に関する要綱」では、関連資料の保管について以下のように定めている。

(関連資料の保管)
第 12 条 担当課等の長は、公益通報の処理に係る文書及び資料について、公益通報者の秘密の保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

今回の包括外部監査の監査対象課のうち、公益通報が想定される担当班における管理状況は以下のとおりである。

担当課	担当班	想定される主な通報事項	受付管理の状況
長寿社会政策課	介護保険推進班	介護職員処遇改善交付金に関する苦情	<ul style="list-style-type: none"> • 通報受付は年に数件程度。 • 受付日、通報内容及び対応を記録した処理箋を作成し、課内回覧。 • 処理箋の保管状況は不明であり、最近年度の処理箋しか確認できない。
	介護保険指導班	介護サービス事業者に関する苦情	<ul style="list-style-type: none"> • 通報受付は年間 30 件程度。 • 受付日、通報内容及び対応を記録した処理箋を作成し、課内回覧。 • 処理箋の電子ファイルは庁内システムの情報共有フォルダーに保管。
社会福祉課	団体指導班	法人職員の処遇に関する苦情 法人の運営体制に関する苦情	<ul style="list-style-type: none"> • 通報は年に数件程度。 • 受付日、通報内容及び対応を記録した処理箋を作成し、課内回覧。 • 処理箋は簿冊で管理保管しており、法人監査時の参考としている。

【現状の問題点（指摘）】

長寿社会政策課介護保険推進班では、公益通報の記録である処理箋が作成されているものの、処理箋の保管状況が不明であり、最近年度の処理箋しか確認できない。

当該班で想定される通報には、補助金等の不正受給が懸念される事項も含まれるが、関連資料の保管を定めた公益通報処理に関する要綱第 12 条に基づく運用が行われているとは認められない。

【解決の方向性】

公益通報処理に関する要綱に基づき、関連資料を適切に保管する。

3 介護給付適正化

介護保険は、介護保険法に基づき、市町村が保険者となり、市町村内に住む 65 歳以上の者等の被保険者に、加齢による疾病等の要介護状態等に応じて保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行うものである。

保険者となる市町村が被保険者に給付する費用の一部を、国、県、市町村が負担することとされている（介護保険給付費用負担金）。

県の負担金の算定方法は以下のとおりである。

介護給付及び予防給付 に要する費用等の額 (介護給付費)	×	県の負担割合 施設等分 17.5% その他分 12.5%	=	負担金
------------------------------------	---	------------------------------------	---	-----

「介護給付及び予防給付に要する費用等の額」は、当該年度に、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）が審査決定した保険者負担分の居宅介護サービス費、施設介護サービス費等の介護給付及び予防給付に要する費用の額に、国保連に対する審査支払手数料を加えた額とされている（以下、「介護給付費」という。）。

県負担金の交付手続は、①市町村より提出された交付申請書を県が審査し、負担金を交付決定し、②年度終了後、市町村より提出された事業実績報告書を県が審査し、負担金の確定を行うこととされている。

県の介護保険給付費用負担金の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

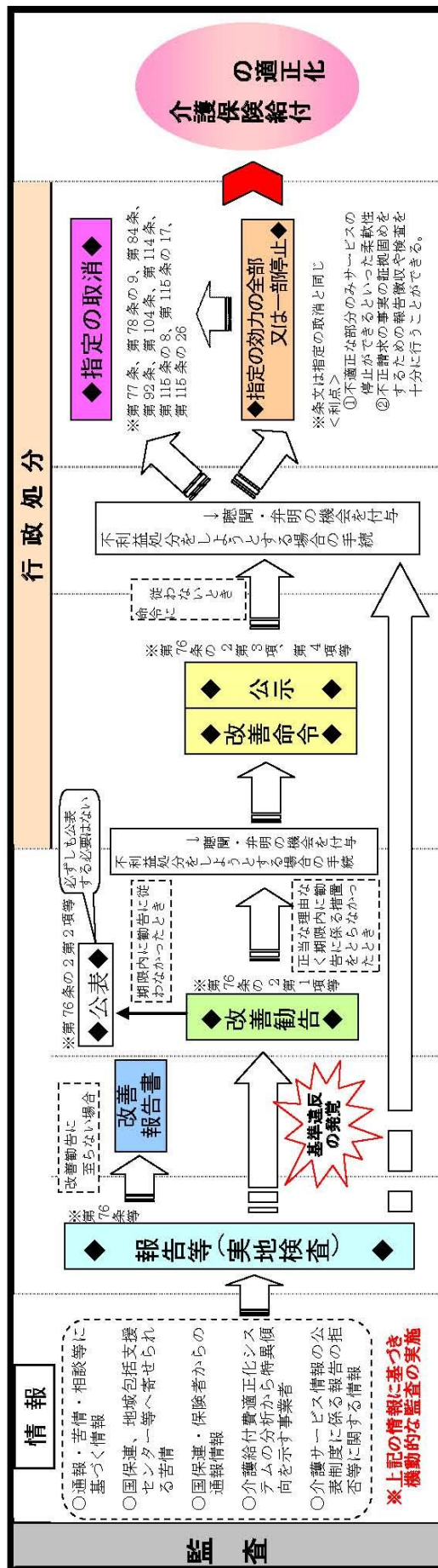
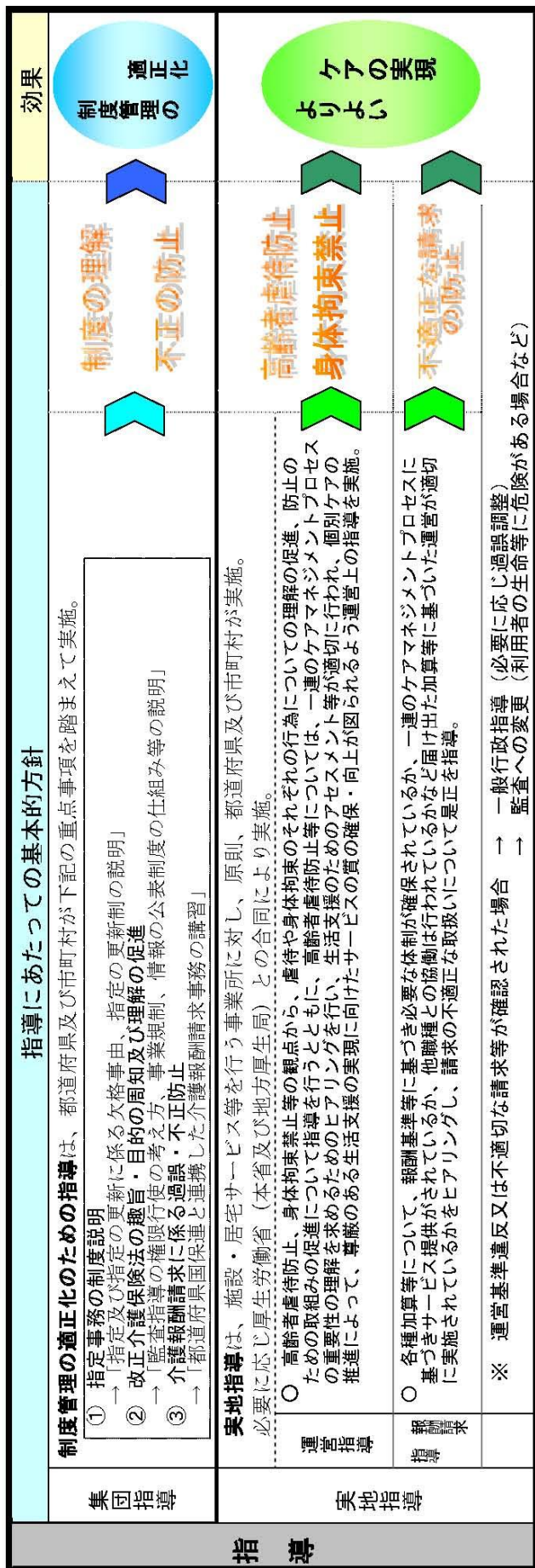
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
交付決定額	a	17,768,035	18,615,187	19,474,499
精算返還金（超過額）	b	219,458	191,015	789,483
精算交付金（不足額）	c	5,395	17,189	11,350
県負担金確定額	d=a-b+c	17,553,972	18,441,361	18,696,366
前年度の精算交付金	e	2,014	5,395	17,189
過年度負担金の追加交付	f	-	-	475
歳出決算額	g=a+e+f	17,770,049	18,620,582	19,492,163

（注）精算返還金（超過額）は翌年度の歳入として処理される。

また、介護保険給付の適正化を図るため、県は介護サービス事業者に対する立入検査を行うものとされている（介護保険法第 76 条等）。

県が実施する立入検査の位置付けを図示すると以下のとおりであるが、県は平成 22 年度に 23 件、平成 23 年度に 36 件の介護保険法に基づく監査（図中の「監査」に相当する）を実施している。

都道府県・市町村が実施する指導・監査について



※「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）

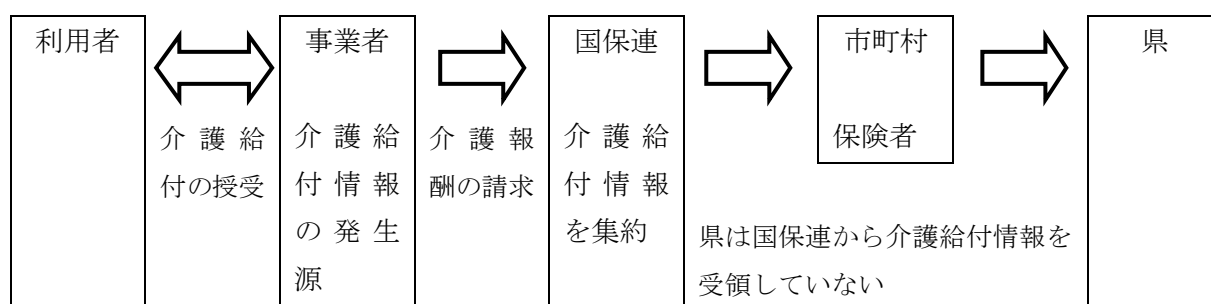
(1) 負担金の金額確認手続

介護給付費と県負担金の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

		介護給付費	収入額	差引	県負担率	県負担金
		a	b	c=a-b	d	e=c×d
平成 22年 度	施設等分	52,375,120	37,550	52,337,571	17.5%	9,159,075
	その他分	74,299,193	40,900	74,258,292	12.5%	9,282,287
	合計	126,674,313	78,450	126,595,863		18,441,361
平成 23年 度	施設等分	53,574,915	3,009	53,571,906	17.5%	9,375,084
	その他分	74,633,158	62,900	74,570,258	12.5%	9,321,282
	合計	128,208,074	65,910	128,142,164		18,696,366

介護給付費に係るデータの流れを図示すると以下のとおりである。



国の給付費負担金の交付状況については、以下のような説明がなされている。

3 給付費負担金及び調整交付金の適正な交付について

会計検査院による平成22年度決算検査報告において、介護給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金が過大に交付されている事例が指摘された。

介護給付費負担金については、平成18年度から、介護給付費等の区分（施設等分・その他分）に応じて、国庫負担割合が異なる取扱いとされたところであるが、今回の事例では、介護給付費等の区分を誤っていたり、平成17年度以前の収入額を誤って施設分から控除していたりなどして、過大な交付が行われたことが指摘されている。

また、介護給付費財政調整交付金については、誠に遺憾ではあるが、制度創設からこれまでの間、例年指摘を受けているところであり、指摘事項の大半は、調整基準標準給付費の算定時における数値の計上誤りなどといったケアレスミスによるものや、制度の理解が不十分なことに起因した各種諸係数の捉え方の誤りなどによるものである。

これらの誤りは、関係法令や交付要綱等を理解していなかったことや、確認・検証が十分でなかったことなどによるものであり、月々の数値を順次確認することや、前年度の数字と比較検証することなどの普段からの取組が必要不可欠である。

また、介護給付費負担金の適正な算定に資するよう、「介護給付費負担金の適切な算定について」（平成 23 年 8 月 17 日付け老介発 0817 第 1 号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）を発出し、その中で、介護保険事業状況報告等を活用した介護給付費負担金の検算方法を提示するとともに、平成 24 年度から、国保連から各保険者へ送付される各月の「介護給付費等請求額通知書」に、「施設等分」と「その他分」の介護給付費の額を記載することとしたので、あわせて活用されたい。

さらに、平成 23 年度の介護給付費負担金の実績報告に当たっては、平成 23 年度介護保険災害臨時特例補助金で対応した利用者負担額の免除額や食費・居住費の支給額を控除する必要がある等、例年に比べ、より精査が必要になるので、ご留意されたい。

については、管内市区町村に対し、交付申請及び実績報告時における書類審査の厳格なチェックを行うよう指導するとともに、適正な交付が確保されるよう更なる周知徹底をお願いする。

出所：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成 24 年 2 月 23 日 厚生労働省老健局介護保険計画課）

【現状の問題点（指摘）】

県負担金の算定基礎となる介護給付費は本来、介護保険サービス事業者からの請求を審査・支払を行う機関である国保連が管理する介護給付費データと整合するものである。

一方、県負担金算定の基礎データは保険者（各市町村）からの提出資料から集計しているため、負担金を支出する県の立場として、保険者の提出資料の正確性をどのように確認するかが問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 県では給付費負担金実績報告（市町村作成資料）と介護保険事業状況報告（市町村作成資料）の突合を行っており、誤りがあればその都度確認・訂正するよう、市町村に求めている。
- 国保連から市町村に送信される給付情報データは市町村（保険者）と国保連（審査支払事務の受託者）の委託契約によるものであり、契約当事者でない県が直接入手するためには、市町村の同意手続が必要となる。

このような県の説明を踏まえ、県負担金の算出基礎と照合可能な関連資料である介護保険事業状況報告（年報値）と比較した結果は以下のとおりである。

（単位：千円）

		介護保険事業状況報告（年報値）	県負担金の算出基礎	差異
平成 22 年度	施設等分	52,374,786	52,375,120	△334
	その他分	74,300,147	74,299,193	955
	合計	126,674,933	126,674,313	620
平成 23 年度	施設等分	56,059,220	53,574,915	
	その他分	74,982,428	74,633,158	
	小計	131,041,648	128,208,074	
	災害臨時特例補助金	△2,575,512		
	差引	128,466,136	128,208,074	258,063

出所：長寿社会政策課作成資料

- （注）1. 平成 23 年度の介護保険事業状況報告（年報値）は県が暫定集計した数値であり、確定値ではない。
 2. 「災害臨時特例補助金」は東日本大震災による利用料（利用者自己負担分）免除措置に係る国庫補助であり、県負担金の算出基礎には含まれないため、介護保険事業状況報告（年報値）から控除して差異を算出した。

県の説明によると、上記差異の内訳は以下のとおりであり、必ずしも県負担金の算出基礎の誤りを示すものではない、とのことである。

（単位：千円）

差異の内訳	平成 22 年度			平成 23 年度
	施設等分	その他分	合計	
年報値の記載誤り	△334	334	-	
審査支払手数料負担金対象外分	-	620	620	579
災害補助金食費・居住費分				217,688
震災による市町村独自減免				5,689
災害臨時特例補助金の計上もれ				26
市町村特別給付				33,550
共同電算処理委託料				531
合計	△334	955	620	258,063

出所：長寿社会政策課作成資料

しかし、平成 23 年度における差異の内訳には、東日本大震災に伴う措置項目以外にも、平成 22 年度に生じていない項目が含まれている。負担金の算出基礎は一義的には市町村が算出したものであるが、県負担金の算出基礎の誤りを示す差異の可能性がないか懸念される。

もとより、県が負担金の算出基礎（市町村作成資料）と照合・確認する情報が市町村作成資料のみであるから、県負担金の算出基礎の正確性を確認するための手続として合理的といえるか疑問である。

【解決の方向性】

負担金支出に際して、国保連の介護給付費情報を活用し、市町村作成資料の正確性を県として確認する。

(2)不正請求チェックの不備

介護保険制度は老後を支える基礎的な社会システムとして定着しているが、

- ・介護サービスが真に所期の効果をあげているか
- ・不適正・不正な介護サービスはないか

という観点から、介護給付適正化への取組が必要とされている。

このような問題認識のもと、厚生労働省では「介護給付適正化推進運動」を実施しており、具体的な取組として以下の内容が掲げられている。

(2) 不正請求、不適切な請求への対応

○ 不正請求や事業所の取消事例が増加していること等を踏まえ、適切な介護給付を行うため、サービス提供事業者等の保険給付について調査（照会）等を行うこととする。

○ 実施に当たっては、都道府県と保険者が適宜連携を図っていただきたい。

①優先的に調査等を行う事業所の選定基準

○ 以下の選定基準に沿った対応をしていただきたい。

I 国保連合会の適正化システムより特異的な傾向を示している事業所に対する調査（照会） 【保険者、都道府県】

○ 国保連合会の適正化システムを活用して、以下の特異的な傾向を示している事業所等を優先して、その給付内容について調査（照会）を行っていただきたい。

○ 市町村には保険者の権限として、保険給付に関する文書提出等を求める権限（法第 23 条）が与えられており、都道府県に任せるのではなく、自ら積極的な取組をお願いしたい。

◇支援事業所別認定者の要介護度の変化

→各支援事業所単位の要介護度の改善状況の把握ができる。

◇ケアマネジャー1人あたり作成ケアプラン

→支援事業所単位のケアマネジャー1人あたり平均ケアプラン作成件数の把握ができる。

◇支援事業所別支給限度額割合

→支援事業所単位で、支給限度額に対して、どのくらいのサービス量のケアプランを作成しているかを把握できる。

◇支援事業所とサービス事業所との同一法人割合（単位数）

→各支援事業所が同一法人のサービスをどのくらい組み込んでいるか把握できる。

◇訪問介護事業所別ヘルパー1人あたりのサービス提供時間

→ヘルパー1人あたりのサービス時間が極端に長い場合は、給付費の請求誤りの疑いがあったり、サービス運用体制に問題があるケースがある。

◇事業所別定員に対する利用割合

→ショートステイ、グループホーム、入所施設等に定員数に対する利用者割合の把握

出所：「介護給付適正化推進運動の実施について」（事務連絡 平成 16 年 10 月 21 日 厚生労働省老健局介護保険課長、総務課介護保険指導室長）

この点につき、介護保険施設等監査指針においても、「介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者」が何らかの問題の兆候を表す可能性として例示されている。

第3 監査対象となるサービス事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

1 要確認情報

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (3) 連合会・保険者からの通報情報
- (4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- (5) 介護保険法第115条の29第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

出所：介護保険施設等監査指針（平成18年10月23日厚生労働省老健局長通知）

また、県が策定した「第2期宮城県介護給付適正化取組方針」においても、介護給付費適正化システムの活用が示されている。

第4章 第2期における取組について

2 主要適正化事業以外に保険者が取り組むことが望ましい事業

国保連介護給付適正化システムにより作成される給付実績を活用することにより、介護サービス事業所の実態把握に努めるとともに、不適正なサービス給付を行っている事業所の発見及び過誤調整に引き続き取り組みます。

出所：「第2期宮城県介護給付適正化取組方針」（平成24年3月 宮城県保健福祉部長寿社会政策課）

【現状の問題点（指摘）】

県では国保連から介護給付費適正化システムの関連データを入手しておらず、介護給付適正化の取り組みのための活用が行われていない。このため、介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示すデータがありながら、それが不適正な介護給付又は予防給付（以下、「介護給付」という。）を反映したもののか否かの確認が行われていない。

今回の包括外部監査で、介護給付費適正化システムのデータ（平成23年2月サービス提供分）を入手し、任意に抽出した特異傾向を示すデータを対象に、給付記録の適切性に関する質問を実施した。抽出した個別データの内容は「添付資料3. 介護給付適正化システムから抽出したデータ一覧」を参照されたい。

各データに関する県の説明は以下のとおりである。

サンプル抽出の基 データ	包括外部監査人の質問事項 (対象件数)	左記質問に対する県の説明
1. 介護支援専門員 あたり給付管理票 作成状況一覧表	介護支援専門員の個人別給付管理 票作成件数の多さは特異傾向と見 受けられるが、不適正な介護給付 ではないか。 (37件)	居宅介護支援については、介護支援専門員の配置は 利用者 35 人に対して 1 名が標準とされているが、介 護支援専門員の経験年数その他の要因により、事業 所内で各介護支援専門員の担当件数に偏りが生じる ことはある程度やむを得ない。この点を踏まえれば、 抽出されたケースについては、介護予防支援を含め て利用者 32 人から 64 人に対して 1 名という程度で あり、介護予防支援については標準的な人員配置基 準がないことから、著しく件数が多く、直ちに不 適正といえるような給付はないと考えられる。 なお、居宅介護で最も人数の多い (64 人) No. 33 の 事業者については、直近の実地指導 (平成 23 年 11 月実施) において当該介護給付に問題がないことを 確認している。
2. 居宅介護支援請 求状況一覧表	抽出された事業所については、介 護支援専門員 1 人当たりの取扱利 用者数 (取扱件数) が 40 名以上と なっており、特定事業所加算の算 定要件を満たしていないと考えら れるかどうか。 (29件) また、特定事業所加算の算定要件 として「特定事業所集中減算の適 用を受けていないこと」も必要で あるが、データ上、No. 28 の事業所 については当該減算の対象になっ ているように見受けられ、特定事 業所加算の算定要件を満たしてい ないと考えられるかどうか。 (1件)	特定事業所加算の算定要件は、事業所単位で平均し て介護支援専門員 (兼務を含む) 1 人当たり利用者 40 名未満が基準とされているが、帳票のデータ上 には兼務の介護支援専門員の員数が含まれていな い。抽出された事業所の介護支援専門員数及び給付管理 票件数について県の事業者管理台帳と突合し、また、 事業所及び国保連に照会した結果、実際の介護支援 専門員 1 人当たりの取扱利用者数は全て 40 件未満で あり、算定要件を満たしていることが確認された。 また、No. 28 の事業所に関しては、福祉用具貸与の 同一法人割合が 90%を超えたことについて正当な理 由 (サービスの質が高いことによる利用者の希望を 勘案した) があるものとして認めていることから、 特定事業所集中減算の対象にはなっておらず、特定 事業所加算の算定要件を満たしている。
3. 支援事業所と サービス事業所の 関係一覧表	居宅介護支援事業所が居宅サー ビス計画を位置づけた訪問介護、通 所介護又は福祉用具貸与のいづれ かについて、それぞれの提供総数 に占める特定のサービス事業所 による提供割合が 90%を超えた場 合は、居宅介護支援費から 200 単 位の減算を要する (特定事業所集中 減算)。特定のサービス事業所の 運営法人と関連性の高い居宅介護 支援事業所については当該減算の 適用もれ等が懸念されるが、介護 報酬の請求は適正に行われている のか。 (6件)	当該帳票は、同一法人によるサービス提供の集中割 合を示しているものであり、複数の事業所を有する 法人の場合は、減算の要件に該当すると一概に判断 はできない。 抽出された事業所のうち、No. 6 の事業所からは減算 請求されているが、その他の事業所については正当 な理由があると認めており、特定事業所集中減算の 対象外である。

サンプル抽出の基データ	包括外部監査人の質問事項 (対象件数)	左記質問に対する県の説明
4. 支給限度額一定割合超一覧表	利用者の支給限度基準額(1ヶ月当たりの介護給付の限度額)に対する支給割合の高い事業所は特異傾向と見受けられるが、不適正な介護給付ではないのか。 (9件)	支給限度額に対する支給割合は利用者の状態等により高くなることも考えられるため、当該割合が高いことをもって直ちに不適正な介護給付とは判断できない。 抽出された事業所に係るこのような傾向については、実地指導等においてこれまでも把握しており、その実施サイクルを短くするなど、継続的に指導を行い、注視しているところである。
5. 選択的サービス等提供後の受給者要支援状態推移状況一覧表	選択的サービスの提供を受けながら、その後の要介護度が重度化することは特異傾向と見受けられるが、不適正な介護給付ではないのか。 (14件)	利用者の要介護度の推移の原因については、事業所のサービス提供のみならず、利用者の状態や生活環境によるところも大きいことから、帳票にデータ抽出されたことをもって直ちに不適正な介護給付とは判断できない。
6. 定員超過・人員基準欠如状態の継続表	事業所の人員配置が所定の基準を下回った場合、介護報酬の減算請求を要する(人員基準欠如の減算請求)。人員基準欠如の事業所では減算請求もれ等が懸念されるが、介護報酬の請求は適正に行われているのか。 (1件)	今回抽出された施設(認知症対応型共同生活介護)については、市町村が指定・指導監督の権限を有しているが、当該施設に照会を行った結果、人員基準欠如の原因が職員の退職によるものであること、人員基準欠如の減算請求が適切に行われていることを確認した。
7. 定員超過事業所一覧表	定員超過(利用者割合100%超)は特異傾向と見受けられるが、不適正な介護給付ではないのか。 (15件)	介護保険施設等の入所状況については、事業者からの報告に基づき毎月確認しているところであるが、今回抽出された施設等に係る利用者割合100%超の原因は、定員数の基データの誤り、同月内の入退所者数の重複集計、介護老人福祉施設の空床利用によるものであり、実際には定員を超過していないことを確認した。
8. 訪問介護サービス提供責任者数の状況一覧表	サービス提供責任者1人当たり訪問介護員数やサービス提供時間の多さは特異傾向と見受けられるが、不適正な介護給付ではないのか。 (2件)	サービス提供責任者の変更の届出が年1回であることに伴う基データの更新遅れが原因であり、不適正な給付によるものではないことを該当事業所への照会により確認した。

(注) データは全て2011年2月(サービス提供年月)分より抽出。

厚生労働省が出している「介護保険施設等監査指針」で示されているとおり、介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者には何らかの問題の兆候を表している可能性が認められる。介護給付費適正化システムのデータを県として活用しないということが、県の介護給付適正化への取り組みとして十分といえるか疑問である。

【解決の方向性】

介護保険施設等監査指針に沿って、介護給付適正化システムからのデータを有効に活用し、県が実施する指導・監査に反映させる。

4 県社協

県社協は県の出資割合が1/4以上であり、県の公社等外郭団体（平成24年度指定60団体）として指定されている。県社協の概要及び公社等外郭団体改革計画の取組状況は以下のとおりである。

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区上杉1丁目2-3			代表者	会長 三浦 俊一
電話	022-225-8476	ファックス	022-268-5139	ホームページ	http://www.miyagi-sfk.net/
設立	昭和27年5月17日	県出資額(割合)	10,000千円(90.9%)	県担当課	保健福祉部 社会福祉課
設立目的(定款等)	社会福祉を目的とする事業の健全な発達・活性化、従業者の研修、地域生活支援並びに高齢者支援により地域福祉の推進を図ることを目的としていく。				
公社等外郭団体指定要件	①(県の出資割合が4分の1以上のもの) ②ii(県の補助金等が総収入の4分の1以上のもの)				
改革の進め方(分類)	自立支援団体				

2 主な事業内容(基幹3事業)

事業名	事業内容	事業費(単位:千円)	
		22年度	23年度
第1種・第2種社会福祉事業	船形コロニー・啓佑学園・和風園・偕楽園等社会福祉施設の管理運営	3,368,437	3,272,739
その他社会福祉事業	介護福祉士修学資金、七ツ森希望の家、介護研修センター、やすらぎの里、中国支援センター等の公益事業の実施	145,215	530,892
高齢者の生きがい対策事業	元気高齢者の社会参加促進事業の実施	109,693	102,780

3 経営状況(単位:千円)

(1) 貸借対照表			(2) 収支計算書			(3) 主な経営指標			
	22年度	23年度		22年度	23年度		22年度	23年度	
資産	流動資産	4,750,003	4,159,766	事業収入	5,231,460	5,230,305	自己資本比率	53.3%	91.1%
	固定資産	6,293,175	15,088,050	事業外収入	381,046	325,127	流動比率	934.9%	705.3%
	うち基本財産	808,515	793,467	収入計	5,612,506	5,555,432	借入金依存度	0.0%	0.0%
	資産合計	11,043,178	19,247,816	事業費	838,905	801,905	経常利益率	6.8%	5.4%
負債	流動負債	508,057	589,780	管理費	4,079,531	4,181,910	管理費比率	72.7%	75.3%
	固定負債	4,644,100	1,119,071	事業外支出	337,427	290,397	県委託事業の再委託率	0.0%	0.0%
	うち長期借入金	0	0	支出計	5,255,863	5,274,212			
	負債合計	5,152,157	1,708,851	当期収支差額	356,643	281,220			
正味財産	指定正味財産	11,000	11,000						
	一般正味財産	5,880,022	17,527,965						
	正味財産合計	5,891,022	17,538,965						

(4) 県の財政的関与	22年度(実績)	23年度(計画)	23年度(実績)	24年度(計画)
委託金	2,594,828	2,101,217	2,053,236	2,157,042
補助金	290,673	320,203	8,865,035	1,596,044
負担金	242	242	251	251
補助金等合計	2,885,743	2,421,662	10,918,522	3,753,337
総収入に対する補助金等割合	34.3%	44.6%	76.5%	49.5%
単年度貸付額	0	0	0	0
年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

(5) 役職員の状況	22年度(実績)		23年度(計画)		23年度(実績)		24年度(計画)	
常勤役員数(うち県退職者)	3	(2)	3	(2)	3	(2)	2	(1)
平均年齢	61.0				62.0			
平均年収	6,936				7,182			
常勤職員数(うち県退職者)	331	(1)	339	(2)	337	(2)	345	(5)
平均年齢	47.3				46.5			
平均年収	5,792				5,569			
県からの派遣職員数								

(年度末(3月31日)時点。平均年収は県出資割合25%以上の団体のみ記入。)

4 団体の使命・役割

現在の団体としての使命・役割	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
<p>○地域福祉推進の中核機関として、市町村社会福祉協議会、福祉諸団体、NPO 法人、ボランティア等の幅広い関係者との連携・協働のもと、県民の誰もが地域で安心して暮らせる福祉社会の実現を目指していく。</p> <p>○指定管理者制度下で管理経営する社会福祉施設では、地域福祉推進にあたり 高齢・重複障害・身体障害など多様な障害を持った利用者が安心して生活できる福祉サービスを提供していく。</p> <p>○被災地市町村協との協働により、被災住民等の自立・復興に向けた支援を行う。</p>	<p>地域福祉推進の中核的機関として、市町村社協等関係団体との連携を強化し、地域福祉に関するニーズに対して、的確な対応ができる体制の構築及び事業の展開を進めることが期待される。</p>

5 経営改善の目標及び達成に向けた取組

経営改善の目標	23 年度の取組(実績)	今後の取組(計画)
健全な法人経営と経営基盤の強化に努める。	<p>○中長期経営プランを推進するため、進行管理に努めた。</p> <p>○資金管理委員会の開催や、積立金・引当金等の確保による経営基盤の強化、また建物設備修繕費等の積立に努めた。</p>	<p>○中長期経営プランを推進するため、進行管理に努めていく</p> <p>○資金管理委員会の開催や、積立金・引当金等の確保により、経営基盤の強化を図ると共に建物設備修繕費等の積立に努めていく。</p>

6 経営自己評価 (23 年度)

評価項目		評価	評価結果コメント(団体代表者)
1 経営改善の目標		1-イ	<p>経営改善の目標については、中長期経営プランの進行管理状況と各種事業の進行具合から①とした。</p> <p>2-ア 財務状況については、収支差額が昨年度とほぼ同額であり②とした。</p> <p>3 各項目ともに実施済みであることから①とした。</p> <p>4 ア及びイ 東日本大震災からの復興を支援するため、県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンター等の運営に努めており、社会的要請は強まったものと考えている。 また、1の「経営改善の目標」は計画どおりの状況であり、3の「経営体制」についても、すべての項目が整備済みであることから①とした。</p>
ア 目標の達成に向け、計画どおりに取り組んでいるか。	①計画どおり ②ほぼ計画どおり ③更なる努力が必要	①	
イ 設定した目標は適当か。	①適当 ②ほぼ適当 ③見直しが必要	①	
2 財務状況	①改善 ②変化なし ③悪化	2	
ア 財務状況は前期と比較して改善しているか。		②	
イ 累積欠損金は解消しているか。		-	
3 経営体制	①実施済 ②検討中 ③予定なし	3	
ア 団体独自の経営評価を行う体制を整備しているか。		①	
イ 役員等経営幹部へ民間経験者等の多様な人材を登用しているか。		①	
ウ 監事(監査役)に公認会計士等適任者を選任しているか。		①	
エ インターネット等による積極的な情報公開に努めているか。		①	
4 総合評価		4	<p>評価結果に対する県(担当課)の所見</p> <p>当該団体の平成24年3月末現在の進行管理によると、中長期経営プランにおける平成23年度対象項目 235 件のうち 209 件(88.9%)が検討、実施をしているなど、ほぼ計画どおり経営改善に取り組んでいると認められる。</p>
ア 団体の設立目的及び事業内容は、現在でも社会的要請はあるか。	①強まった ②変化なし ③弱まった	①	
イ 総合的に判断し、経営状況は前期と比較して良くなっているか。	①良化 ②横ばい ③悪化	①	

出所：平成 23 年度公社等外郭団体の団体改革実績・計画表

(1) 定款記載事項の不備

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業または公益事業の経営に充てるため、収益事業を行うことができる（社会福祉法第26条第1項）。

社会福祉法人が行う収益事業は定款の記載事項である（社会福祉法第31条第1項第11号）が、次のような場合は定款への記載は不要とされている。

3 収益事業

(1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。

ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等

イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合

出所：社会福祉法人審査要領第1-3

県社協が実施している収益事業の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

収益事業の区分	事業活動収支内訳（平成23年度）			定款への記載
	事業活動収入	事業活動支出	事業活動収支差額	
なかやま山荘	149,312	162,031	△12,719	有
社会福社会館運営事業	22,496	13,285	9,211	有
図書・刊行物販売事業	4,861	3,809	1,052	無

【現状の問題点（指摘）】

県社協が実施している図書・刊行物販売事業は収益事業でありながら、定款への記載がなく、定款への記載を定めた社会福祉法第31条第1項第11号の規定に反している。

【解決の方向性】

実施している収益事業と定款の整合性を確保するため、必要に応じて定款を見直す。

なお、県の説明によると、県の指導を受け、県社協では定款の変更準備に着手している、とのことである。

(2)財務諸表の記載不備

県社協は県の出資団体、すなわち、県が基本金の1/4以上を出資・出えんしている法人である。県が出資団体管理を適正に実施することを確保するため、地方自治法では以下のチェック制度を定めている。

チェックの実施主体	内容	対象団体の出資	地方自治法の根拠規定
地方公共団体の首長	予算の執行状況の調査権を有する。	50%以上	第221条第3項
議会	地方公共団体の首長は、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告しなければならない。	50%以上	第243条の3第2項
監査委員	出納その他の事務の執行で当該出資に係るものの監査を行うことができる。	25%以上	第199条第7項

これらの制度の実効性を確保するためには、出資団体決算が適正に開示されていなければならない。

県社協の財務情報については「添付資料2. 社会福祉法人の要約財務情報」を参照されたい。

【現状の問題点（指摘）】

今回の包括外部監査の過程で検出された県社協の財務諸表に係る記載不備事項は以下のとおりであり、出資団体の経営状況報告（地方自治法第243条の3第2項）が適切に行われているとは認められない。

■なかやま山荘の事業計画見直しに伴う会計処理

県社協では収益事業として老人休養ホーム（なかやま山荘）を経営している。

なかやま山荘に係る事業損益は宿泊利用者が減少し始めた平成3年度以降、赤字の状況が継続し、県社協の収益事業会計の累積損失（次期繰越活動収支差額）は△28,327千円（うち、なかやま山荘分は△82,434千円）となっている。

県社協の平成24年度事業計画（平成24年3月理事会で承認）では、なかやま山荘の経営継続が極めて困難な状況にある旨、記載されている。

(4) なかやま山荘の運営

昨年度まで経営改善5か年計画により、利用客の促進等に取り組んできましたが、利用客の逡減傾向に歯止めがかからず、その改善には至っていないため、経営の継続は極めて困難な状況にあることから、老人休養ホームとしての社会の要請等を含め、他の機関への移譲又は、廃止等について検討・対応方針を決定し、所要の措置を講じます。

出所：平成24年度事業計画（県社協）

収益事業は一般に公正妥当と認められる会計基準が適用される（宮城県社会福祉協議会経理規則第3条第3項）が、なかやま山荘の経営状況から、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用による損失処理が見込まれるものの、平成23年度決算において、県社協は何ら会計上の処理を行っていない。

県社協から提供された関連資料をもとに包括外部監査人が見積計算した損失計上もれの算定明細は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目		金額	見積の前提条件
建物売却価値	a	58,250	売却予定価額（平成24年12月理事会決議）
固定資産帳簿価額	b	224,574	平成23年度末
損失計上額（△）	a-b	△166,324	

■貸付事業に係る補助金の受入処理

県社協は、県からの補助金を主な財源として、介護福祉士等修学資金貸付事業を実施している。

県から交付された当該補助金の確定額と受入処理の状況は以下のとおりである。

補助金確定年度	補助金確定額(千円)	内訳	県社協の受入処理
平成21年度	998,000	貸付金相当額	収入計上
	28,000	事務費相当額	
平成23年度	986,000	貸付金相当額	平成24年4月確定のため、平成23年度は未処理
	36,000	事務費相当額	

当該補助金は、当該貸付事業の原資としてのみ活用するものではなく、当該事業に係る人件費及び事務費としても費消するものであり、当該事業に係る経常的な運転資金としての性格も有する点を考慮し、県社協は当該補助金を全て収入計上している。

しかし、当該貸付事業は一定の条件を満たした場合に修学貸付金の返還が免除されるものであるから、修学貸付金の返還免除が適用されず、補助事業者が回収した貸付金相当額は県に補助金の返還することが予定されている。よって、当該補助金は一定の条件を満たすまで返還義務を負う「条件付補助金」であり、会計年度末時点で返還義務を負う金額は負債（預り補助金）として処理することが合理的であるから、当該補助金の受入時点で全額収入計上する県社協の処理は不適切である。

■生活福祉資金貸付事業に係る会計処理

県社協は、県からの補助金を主な財源として、生活福祉資金貸付事業を実施している。

県から交付された補助金の推移及び平成 23 年度における県社協の会計処理の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
通常貸付分	123,059	-	-
震災に係る特例貸付分	-	-	7,950,000
補助金収入合計	123,059	-	7,950,000

貸借対照表（生活福祉資金特別会計）

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
現金預金	1,647,118	負債合計	993
投資有価証券	3,188,570	国庫補助金等特別積立金	11,429,059
貸付金	6,580,561	欠損填補積立金	413,902
徴収不能引当金	-	次期繰越活動収支差額	△131
その他資産	427,575	純資産合計	11,842,830
資産合計	11,843,823	負債・純資産合計	11,843,823

事業活動収支計算書（生活福祉資金特別会計）（単位：千円）

科目	金額
貸付金利子収入	10,013
受取利息配当金収入	1,520
会計単位間繰入金支出	11,533
経常収支差額	-
県補助金収入	7,950,000
国庫補助金等特別積立金積立額	7,950,000
当期活動収支差額	-

当該補助金に係る「生活福祉資金貸付制度要綱」上、県からの補助金に係る返還義務に関する定めがないため、当該補助金は受入時に全額収益計上される。また、金銭債権の徴収不能に備えるため、期末における徴収不能見込額の引当計上を要する（徴収不能引当金 社会福祉法人会計基準第 27 条）。

しかし、平成 23 年度決算において、徴収不能引当金の計上が行われていない。県社協の説明によると、生活福祉資金貸付金に係る延滞債権残高は 324,116 千円（平成 23 年度末現在）とのことであるが、平成 23 年度末における徴収不能引当金（要引当額）が明らかではなく、適正な財務情報を開示する前提としての債権管理体制を有しているといえるか疑問である。

■繰越活動収支差額の不一致

事業活動収支計算書上、平成 23 年度の「前期繰越活動収支差額」は 2,792,457 千円と表示されているが、平成 22 年度の「次期繰越活動収支差額」は 2,713,526 千円であり、年度間繰越として本来一致すべき両者に 78,931 千円の差異が生じている。

県の説明によると、当該差異の大部分は以下の原因による、とのことである。

- 生活福祉資金会計準則の変更に伴う経過措置期間の関係上、生活福祉資金会計の処理方法が異なっていた影響
- 平成 23 年度の自立支援法に基づく対象事業の移行処理中の誤入力

■財産目録上の預金残高の誤記載

県社協の財産目録の記載と貸借対照表に不一致が生じている。

(単位：千円)

	貸借対照表	財産目録	差異
支援施設等繰越積立預金	5,360	55,360	50,000

県の説明によると、当該差異は財産目録上の金額の誤記載によるもの、とのことである。

【解決の方向性】

県の出資団体管理の実効性を確保するためには適正な財務報告が必要であるとの問題認識のもと、県社協が適正な財務報告を行う体制を整備するよう、指導監督を徹底する。

(3)貸付金の管理

県社協では、平成 21 年度より介護福祉士等修学資金貸付事業を行っている。

当該事業は、宮城県内の介護福祉士の養成学校等において介護福祉士等の資格を目指す学生の修学を容易にし、質の高い介護福祉士等の養成確保に努めるため、養成学校等に在学している学生に対して、修学資金を貸付するものである。厚生労働省が都道府県介護福祉士等修学資金貸付事業担当者宛てに通知している事務連絡を前提として、県社協が当該貸付計画を策定し、県がそれを承認している。

また、養成学校等卒業後の貸付金に係る返還については、宮城県内の施設等で、介護福祉士等として一定期間、業務従事することで返還が免除される。一方、修学期間中の中途退学等となった場合には、一定の方法による返還を行うこととされている。

平成 23 年度末において、返還事由が発生した貸付金残高の状況（貸付金残高を有するもの）は以下のとおりである。

(単位：千円)

No.	貸付年度	養成校	最終貸付(送金)年月	返還事由(年月)	貸付送金額	貸付金残高	備考
1	H21	A 専門学校	H22.9	就労後退職(H23.4)	960	872	返還期間 10 年 9 ヶ月延滞

No.	貸付年度	養成校	最終貸付(送金)年月	返還事由(年月)	貸付送金額	貸付金残高	備考
2	H21	B 専門学校	H23. 9	就労後退職(H24. 1)	1, 600	1, 560	返還期間 10 年 1 ヶ月延滞
3	H21	C 専門学校	H22. 9	養成校中途退学(H23. 2)	1, 600	1, 400	返還期間 10 年 12 ヶ月延滞
4	H21	C 専門学校	H21. 9	養成校中途退学(H21. 10)	800	587	返還期間 10 年
5	H21	A 専門学校	H22. 3	養成校中途退学(H22. 9)	1, 100	752	返還期間 5 年 6 ヶ月延滞
6	H22	D 専門学校	H23. 4	養成校中途退学(H23. 4)	1, 100	613	返還期間 5 年
7	H21	B 専門学校	H22. 9	養成校中途退学(H23. 3)	1, 600	1, 440	返還期間 10 年
8	H22	D 専門学校	H23. 4	養成校中途退学(H23. 4)	1, 100	507	返還期間 5 年
9	H22	D 専門学校	H23. 4	養成校中途退学(H23. 4)	1, 100	920	返還期間 6. 7 年 1 ヶ月延滞
10	H22	C 専門学校	H23. 4	養成校中途退学(H23. 10)	1, 100	1, 045	返還期間 10 年
11	H22	B 専門学校	H23. 4	養成校中途退学(H23. 9)	1, 100	1, 045	返還期間 10 年
12	H22	B 専門学校	H23. 4	養成校中途退学(H23. 4)	1, 100	640	返還期間 5 年 2 ヶ月延滞
13	H22	B 専門学校	H23. 9	養成校中途退学(H24. 3)	1, 400	1, 400	H24. 5 に一括返済
				合計	15, 660	12, 781	

出所：県社協作成資料

(注) 「返還事由年月」は当該返還事由が発生した年月(例：養成校を中途退学した年月)を表している。
また、県社協の説明によると、貸付年度が平成 23 年度で、平成 23 年度中に返還事由が発生した貸付先はない。

【現状の問題点(指摘)】

■返還事由の適時確認

返還事由発生時の貸付金残高のうち、最終貸付(送金)年月と返還事由発生年月が同月の貸付が 4 件検出された(上表中の太枠、No.6,8,9,12)。当該貸付は全て平成 23 年 4 月に養成校中途退学のケースであるが、以下の点を考慮すると、養成校からの返還事由発生の通知遅れ等により、不適切な貸付送金が行われていないか懸念される。

- 専門学校の年度初めである 4 月に中途退学が多く生じているのは不自然であること。
- 4 件中 3 件は同一の専門学校(D 専門学校)であり、事案発生の専門学校に偏りが見受けられること。

■貸付金残高と会計記録の不一致

当該貸付金は多数の貸付先を有しているため、県社協では専用の貸付金管理システムを使用して貸付金管理を行っているが、当該システム上、貸付金合計残高を集計・出力する機能を有していない。

このため、本来あるべき貸付金残高と貸付金帳簿残高を比較したところ、以下のような差異が生じている。

(単位：千円)

項目	金額
貸付送金額(平成 21～23 年度合計)	468,915
返還額(平成 21～23 年度合計)	△7,759
差引(本来あるべき貸付金残高)	461,156
貸付金帳簿残高	461,236
差異	80

県社協の説明によると、当該差異は平成 23 年度決算における会計処理誤りによる差異である、とのことであるが、貸付金を管理するための仕組みが適切に機能しているといえるか疑問である。

■滞納債権の評価

社会福祉法人会計基準上、金銭債権の徴収不能に備えるため、期末における徴収不能見込額の引当計上を要する(社会福祉法人会計基準第 27 条)が、県社協の会計処理上、徴収不能引当金の計上が行われていない。

しかし、返還事由の発生した貸付金残高には、6ヶ月以上滞納先も発生しており、徴収不能見込額がゼロであるという判断が適切といえるか疑問である。

【解決の方向性】

貸付、償還、滞納債権管理等の事務に適切に対応できるよう、貸付金管理の精度を高める。

5 団体指導

社会福祉法人・社会福祉施設の組織運営の適正化及び不正の未然防止のため、県は社会福祉法人の業務・財産の状況の検査（社会福祉法第56条第1項）や社会福祉事業者の施設、帳簿、書類等の検査及び事業経営の状況の調査（社会福祉法第70条）を行うものとされている（以下、これらを「団体指導」という。）。

団体指導の実施状況は以下のとおりである。

種別		平成22年度				平成23年度			
		対象数	一般監査		特別監査	対象数	一般監査		特別監査
			実地監査	書面監査			実地監査	書面監査	
社会福祉法人	一般社会福祉法人（県社協含む）	119	66	0	2	119	23	0	2
	市町村社会福祉協議会	34	17	0	2	34	10	0	0
	小計	153	83	0	4	153	33	0	2
社会福祉施設	老人福祉施設	119	56	63	2	115	16	99	0
	障害福祉施設	47	32	15	0	39	2	37	0
	児童福祉施設	8	8	0	0	7	7	0	0
	救護施設（太白荘）	1	1	0	0	1	1	0	0
	小計	175	97	78	2	161	25	136	0
合計		328	180	78	6	319	58	136	2

出所：社会福祉課作成資料

（注）対象数は平成23年4月1日現在（平成22年度）、平成24年4月1日現在（平成23年度）を表す。

また、団体指導の結果としての文書指摘事項の件数を監査項目別に表すと以下のとおりである。

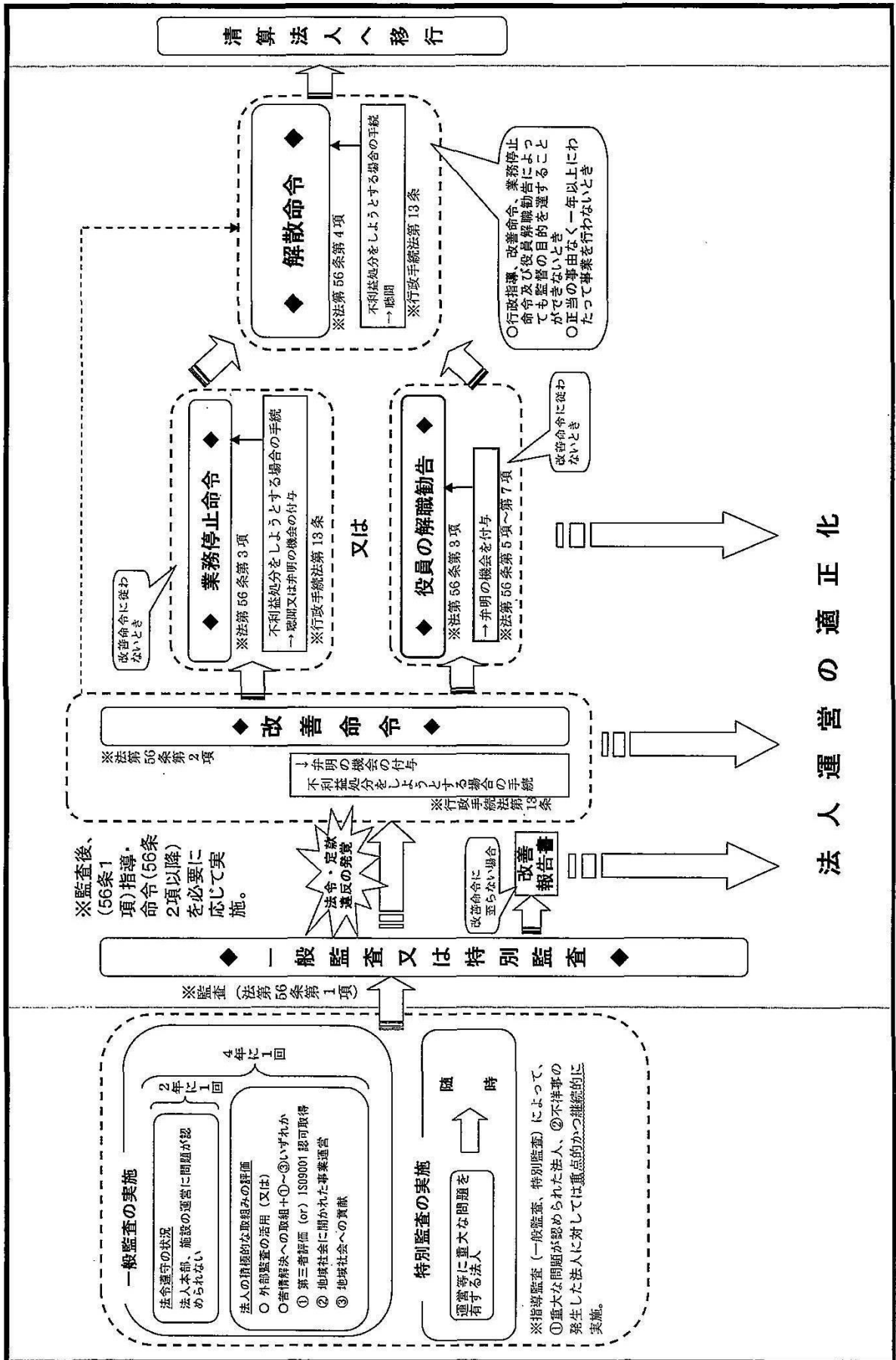
監査項目		指摘数	
		平成22年度	平成23年度
■法人運営			
1 適正な組織運営の確立	(1) 定款・定款細則	9	8
	(2) 定数・現員		
	(3) 役員名簿・書類整備	26	4
	(4) 選任手続・任期	3	9
	(5) 会議への継続的欠席	36	11
	(6) 適格性（特殊関係、地域代表、学識経験者）		
	(7) 役員等報酬	5	7
	(8) 代表者・職務代理者	7	5
	(9) 専決事項（整備状況・決裁事務）	2	6
	(10) 監事（適格性）・監査業務		3
	(11) 外部監査		
	(12) 監査報告（書）	6	2
	(13) 会議開催手続	2	
	(14) 会議運営・審議状況	13	12
	(15) 書面表決制度	1	

監査項目		指摘数	
		平成 22 年度	平成 23 年度
	(16) 要議決事項	8	4
	(17) 議事録	23	14
	(18) 評議員制	3	
	(19) 施設長の資格・任免		1
2 社会福祉事業等の適正な実施	(20) 事業一般（定款への記載状況）		
	(21) 社会福祉事業	1	3
	(22) 公益事業・収益事業	1	
3 管理	(23) 就業規則・給与規程・労務関係	11	10
	(24) 退職金・退職手当共済制度		
	(25) 職員研修		3
	(26) 資産管理		
4 その他	(27) 情報提供		4
	(28) 福祉サービスの評価		
	(29) 苦情解決制度	13	14
	(30) 防災対策		
	(31) 登記事項（手続）	14	5
	(32) 公印管理		
	(33) その他		4
	計	184	129
■法人会計			
1 会計処理体制	(1) 経理規程	8	7
	(2) 会計単位・経理区分	14	10
	(3) 会計責任者（辞令等）	11	11
2 予算	(4) 予算統制（補正を含む）	15	7
3 経理事務処理	(5) 帳簿・伝票	3	
	(6) 支出手続	18	6
	(7) 仕訳・計上誤り	2	15
	(8) 共通経費按分	2	
	(9) 月次報告書	11	11
	(10) 繰入及び賃借（繰替）処理		1
	(11) 引当金・繰越金・積立金の処理	1	
	(12) 現預金管理（金庫・公印含む）	37	38
	(13) 固定資産管理	26	16
	(14) 借入金		
4 決算及び財務諸表	(15) 決算手続		1
	(16) 計算書類（財産目録ほか）	12	10
	(17) 明細表・台帳	1	
5 寄附金	(18) 寄附金	13	24
6 契約及び入札	(19) 入札・契約	20	16
7 その他	(20) その他		1
	計	194	174

出所：社会福祉課作成資料

団体指導の流れを図示すると以下のとおりである。

法人指導監査後の流れ



出所：社会・援護局関係主管課長会議資料（平成24年3月1日 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）

今回の包括外部監査の実地調査対象とした3団体の概要は以下のとおりである。

	大崎市社協	県共募	大和福壽会
主たる事務所の所在地	大崎市古川三日町二丁目5番1号	仙台市若林区新寺一丁目4番28号	塩釜市字伊保石20番地1
設立認可年月	平成18年4月	昭和22年9月	平成12年10月
主な事業内容	特別養護老人ホーム敬風園（定員200名） 特別養護老人ホーム楽々楽館（定員29名） 貸付事業（生活福祉資金、生活安定資金、愛の金庫） 老人居宅介護事業（5ヶ所） デイサービスセンター（11ヶ所 定員348名） 老人短期入所施設（2ヶ所 定員64名） 認知症グループホーム和楽路（定員9名） 障害福祉サービス事業（6ヶ所） 居宅介護支援事業・介護予防支援事業（9ヶ所） 訪問入浴事業・介護予防訪問入浴介護事業（3ヶ所） 地域包括支援センター（3ヶ所） 地域福祉活動事業 （注）事業所は全て大崎市内	共同募金事業	介護老人保健施設ももせ塩竈（定員100名） 老人短期入所施設しおり（定員40名） グループホームももせやすらぎの里（定員27名） 老人デイサービスセンターしおりデイサービスセンター（定員75名） 小規模通所授産所 しおのか工房
役職員数（平成24年4月1日現在）	理事17名 監事3名 職員数691名	理事19名 監事3名 職員数4名	理事13名 監事2名 職員数139名
県の財政的関与（平成23年度）	（補助金62,532千円の内訳） 介護職員処遇改善交付金事業 49,099千円 介護サービス事業所・施設等復旧 4,920千円 その他補助事業（3件） 8,513千円 （土地無償貸付） 特別養護老人ホーム敬風園の敷地 減額貸付け相当額5,359千円	なし	（補助金18,143千円の内訳） 介護職員処遇改善交付金事業 13,643千円 介護施設等自家発電装置設置補助事業 4,500千円

(1) 県共募の管理体制

共同募金会の事業目的、組織、管理等については、共同募金運動要綱に定められている。

都道府県共同募金会（以下、「共同募金会」という。）は、全国的に協調して共同募金運動（以下、「運動」という。）を推進するための基準として、共同募金会の連絡調整機関である中央共同募金会においてこの要綱を定める。

共同募金会及び中央共同募金会は、この要綱に則して毎年度の具体的な諸計画を自主的に決定し、実施する。

（中略）

第1 目的

（中略）

このような状況の中で、この運動は、住民相互のたすけあいを基調とし、地域福祉の推進を目的として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、自ら地域をつくっていく住民の多様な活動を財源面から支援する役割を果たすことが求められている。このためには、運動を通じて住民との信頼を一層深める日常的な取り組みが必要である。共同募金会は、共同募金という仕組みを、社会に継承していくべき重要な国民の財産である「公器」と自覚し、運動が住民にとって、わかりやすく透明性のある参加しやすい運営を行うとともに、情報公開に努める。また、寄付者の意思を尊重し、わが国における寄付の文化の発展を目指し、その中心的な役割を果たすことを目的とする。

（中略）

第3 組織

1. 共同募金会

共同募金会は、その区域の住民の意向を反映する組織構成とし、適切な運営に努め、運動を実施する。また、共同募金会は、募金、助成の決定、広報活動及び市区町村の区域へ共同募金委員会の設置等を行い、共同募金を含め、その他の寄付金や民間社会福祉財源に関し、総合的な相談窓口機能の充実に努める。

2. 共同募金委員会

共同募金会は、地域住民に、より身近な実践機関の役割を果たすため、市区町村の区域などに、共同募金委員会を置く。

共同募金委員会は、共同募金会が定める諸計画に基づき、募金・助成・広報・共同募金ボランティアの研修等の活動を市区町村の区域ごとに分担して実施する。

（中略）

第4 募金

共同募金会は、共同募金（地域歳末たすけあい募金、NHK 歳末たすけあい募金を含む）を実施する。

なお、歳末たすけあい運動の実施については別に定める。

1. 実施期間

共同募金会は、毎年1回、厚生労働大臣が定める期間において全国一斉に運動を行う。

なお、共同募金の実施期間外に寄託される寄付金や災害たすけあいに基づく寄付金についても、その取扱いを行う。

(中略)

3. 募金の実施

共同募金会は、寄付や募金活動もボランティア活動の一環であるという考え方を基本に置き、寄付者の自発的な意思を尊重した募金活動を行う。(中略)

第5 寄付金の管理

1. 収納・集計

募金ボランティアは、收受した寄付金を速やかに当該共同募金委員会又は共同募金会あて全額納入し、共同募金委員会は、収納した寄付金を速やかに共同募金会に全額納入する。

共同募金会は、運動終了後速やかに寄付金の集計を完了する。

2. 会計

共同募金会及び共同募金委員会は、共同募金の会計規程に基づいて寄付金等の経理を行う。また共同募金会は、適宜共同募金委員会の監査を行い、経理の公正を期し、適正な管理を行う。

(中略)

第14 経費

共同募金会は、寄付者の信託に基づく責任を果たすため、運動の実施に必要な事業経費及び共同募金会の管理運営に必要な経費は、寄付金から支出することとし、その額は必要最小限度にとどめるように努め、経費の内訳は明確に公表する。

出所：共同募金運動要綱（平成22年2月26日 中央共同募金会第169回評議員会）

県共募の財務情報については、「添付資料2. 社会福祉法人の要約財務情報」を参照されたい。

【現状の問題点】

県共募の財務事務について、以下の不備が検出された。

■決算承認の不備（意見）

県共募の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日であり（定款第32条第1項）、法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（以下、「事業報告書等」という。）は会計年度終了後2ヶ月以内に理事会の認定及び評議員会の承認を受けなければならない（定款第31条第1項）。

しかし、県共募が会計年度終了後2ヶ月以内に作成した事業報告書等は本会部分に係る範囲のみであり、市町村共同募金委員会に係る範囲が含まれておらず、定款に定める期日内に法人全体の事業報告書等の承認が行われていない。

また、このことにより、以下についても法定期日内に法人全体の事業報告書等を基礎とした登記ないし届出が行われていない。

- 資産総額の変更登記（社会福祉法第28条第1項、組合等登記令第3条第3項）
- 現況報告書の届出（社会福祉法第59条第1項、同施行規則第9条第3項）

■会計単位設定の不備（指摘）

共同募金の経理については特に経理の透明性が求められることから以下の通達が出されている。

三 募金の経理について

- 1 共同募金の経理の明確化は本運動を推進する上において特に重要であるので、寄附金の経理はすべて特別会計とし募金会事務局経費の経理（一般会計）と分離すること。
なお、募金会事務局経費中で寄附金の一部をこれに充てることが妥当と認められるもの（例えば一定限度内の募金事務費）については特別会計より一般会計へ繰入れの方法によること。
- 2 特殊募金の経理については世間の誤解を招かないよう特に明確にすること。

出所：「共同募金の実施について」（各都道府県知事あて厚生省社会局長通知（社発第 64 号））（昭和 29 年 1 月 30 日）

県共募では特別会計の規定（定款第 29 条）はあるものの、寄付金の経理と事務局経費の経理との区分がなされておらず、適切な経理区分管理が行われているとは認められない。

■未交付配分金・義援金の計上もれ（指摘）

収入と支出の期間対応の観点から、共同募金や義援金収入に対応する配分金支出のうち、当該年度末までの未交付額は「未交付配分金」「未交付義援金」として会計処理するのが合理的である。

しかし、県共募の説明によると、平成 23 年度決算上、未交付配分金・義援金の計上もれ 31,451 千円が生じており、適切な決算処理が行われていない。

（単位：千円）

科目	帳簿残高 (A)	本来あるべき残高 (B)	計上もれ (B-A)
未交付配分金	41,029	45,319	4,290
未交付義援金	1,555	28,716	27,161
合計	42,585	74,035	31,451

■東日本大震災義援金に係る処理の不備（意見）

平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生したことを受け、中央共同募金会は、各都道府県共同募金会と連携のうへ「全国災害たすけあい」を実施し、被災者の方々の救助の一助とするために災害義援金を募集している（東日本大震災義援金）。東日本大震災義援金は全国の各都道府県共同募金会等を通じて、すべて中央共同募金会へ送金され、中央共同募金会が設置した「義援金配分割合決定委員会」での審議・決定を経て、被災都道県に配分されている。

県共募における当該義援金に係る収支の状況（平成 23 年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

	収支の状況	備考
災害義援金収入	39,889	
中央共同募金会への支出（送金）	12,728	
収支差額	27,161	特定・指定寄付金収入として処理

上記「収支差額」は中央共同募金会への未送金分であり、中央共同募金会に対する預り金に過ぎないものであるから、これを未送金のまま特定・指定寄付金として県共募の収入として処理するのは不当である。

■岩手・宮城内陸地震義援金に係る処理の不備（指摘）

平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震の被災者支援を目的に、災害義援金の募集が行われた（岩手・宮城内陸地震義援金）。

県共募における当該共同募金に係る収支の状況は以下のとおりであり、平成23年度末現在の「平成20年岩手・宮城内陸地震被災地復興基金」残高は10,030千円となっている。

（単位：千円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
義援金（収入）	115,879	29,709	-	-
配分金（支出）	66,255	29,860	35,443	4,000
収支差額（累計）	49,624	49,473	14,030	10,030

共同募金会は共同募金の募集期間が終了した会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない（社会福祉法第117条第3項）のであるから、災害義援金の配分が適時に行われていないのは不適切である。

■市町村共同募金委員会に係るチェック機能の不備（指摘）

県共募は、事業を推進するため、市町村の区域ごとに市町村共同募金委員会を設置している（定款第25条第1項）。市町村共同募金委員会の運営については「社会福祉法人宮城県共同募金市町村共同募金委員会規程」に定められており、委員会の役員として理事や監事の設置を定めている（同規程第4条）。このように、市町村共同募金委員会は県共募と独立した団体の外観を有するが、県の説明によると、あくまで県共募の内部組織と位置付けられるものである、とのことである。

県の調査資料によると、委員会監事監査の実施を確認できない市町村共同募金委員会が4ヶ所（山元町、松島町、利府町、大衡村）検出された。

また、委員会監事の監査を実施している場合でも、県共募本会事務局による経理事務の点検や監事監査の実施状況が必ずしも明確ではない。実際、県共募の貸借対照表と事業活動収支計算書の「次期繰越活動収支差額」に以下の差異が生じているが、県共募の説明によると、当該差異は市町村共同募金委員会の会計で生じていると推測されるものの、差異が生じている原因までは不明である、とのことである。

（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度
貸借対照表	337,065	511,646
事業活動収支計算書	371,685	502,752
差異	△34,620	8,894

このような状況を踏まえると、県共募において、市町村共同募金委員会の会計管理に対するチェックが有効に機能しているといえるか疑問である。

■募金経費比率の水準（意見）

県共募における事業別事業活動収支と募金経費比率の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成 22 年度				平成 23 年度			
	収入	配分金 支出	その他 支出	事業活動 収支差額	収入	配分金 支出	その他 支出	事業活動 収支差額
	a	b	c	d=a-b-c	a	b	c	d=a-b-c
共同募金収入	449,680	364,812		84,868	401,075	333,749		67,327
災害支援	134,600	170,011		△35,411	187,410	242,961		△55,551
公益補助事業	336	—		336	223	—		223
指定寄付金事業	1,846	55		1,791	405,406	219,789		185,617
その他事業活動	52,477			52,477	33,361			33,361
法人管理費			109,763	△109,763			99,340	△99,340
法人合計	638,939	534,878	109,763	△5,702	1,027,476	796,499	99,340	131,636
募金経費比率	法人管理費／共同募金収入＝24.4%				法人管理費／共同募金収入＝24.8%			

出所： 県作成資料

募金経費比率については以下の通知が出されている。

（3）募金経費の節減とその支出の適正化をはかること。

ア 募金経費については、その用途において餞別、記念品代等については勿論のこと、募金運動上必要な会議費その他の諸経費であっても、国民の感情からみても不相当と考えられるような支出は、厳に自粛し、かつ、従来示されている経費の標準に則り概ね 10%を限度として、これを極力削減すること。

出所： 「共同募金の実施について」（各都道府県知事あて厚生省社会局長通知（社庶第 340 号））（昭和 42 年 9 月 19 日）

共同募金活動の一層の活性化及び募金水準の回復・向上を図ることを目的として、各共同募金会における体制の強化等を図ることとし、平成 25 年度までの間、「共同募金の実施について」（昭和 42 年 9 月 19 日社庶第 340 号厚生省社会局長通知）1（3）ア中「概ね 10%を限度」とあるのは、「概ね 20%を限度」とし、これに基づき各共同募金会における経費比率の必要な見直しを行うこととして差し支えないこととする。

出所： 「共同募金の募金経費標準の特例措置について」（各都道府県知事あて厚生労働省社会・援護局長通知（社援発第 1007003 号））（平成 20 年 10 月 7 日）

県の説明によると、県共募の募金経費比率は 24.4%（平成 22 年度）、24.8%（平成 23 年度）であり、上記特例措置に定める「概ね 20%を限度」に反していない、とのことである。

しかし、もともと募金経費比率の水準は「概ね 10%を限度」が想定されているのであるから、現状の募金経費比率（約 24%）が募金者の十分な理解を得られる水準といえるか疑問である。

【解決の方向性】

上記個別検出事項の多くは県共募に対し県が実施した団体指導の指摘事項となっていることから、指摘事項の改善状況を適時に確認する。

(2)財務諸表の記載不備

今回の包括外部監査の現地調査対象とした大崎市社協及び大和福壽会の財務情報については、「添付資料2. 社会福祉法人の要約財務情報」を参照されたい。

【現状の問題点（指摘）】

今回の包括外部監査の過程で検出された財務諸表の記載不備事項は以下のとおりである。

■大崎市社協／建物の過大評価

大崎市社協では特別養護老人ホーム（敬風園）を運営しており、当該施設の建物を所有している。

平成23年度における当該建物に係る会計記録の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額	耐用年数	減価償却費	備考
5,052,901	1,777,325	3,275,575	47年	96,757	基本財産

(注) 当該建物は平成6年4月に県立施設として運営開始、平成17年8月の民間移譲時に県より無償譲与されたものである。

建物は建物本体（耐用年数47年）と附属設備（耐用年数15年）に区分されるが、大崎市社協では附属設備（給排水、空調、電気等）部分を区分せず、耐用年数47年で一律に減価償却計算を行っている。

建物附属設備を区分して、包括外部監査人が試算した結果は以下のとおりであり、建物が1,093,152千円過大評価されていると認められる。

(単位：千円)

区分	取得価額（構成比）	耐用年数	残存年数	期末帳簿価額（試算）
	a	b	c	$A \times c / b$
建物本体（躯体）	3,537,031（70%）	47年	29年	2,182,423
建物附属設備	1,515,870（30%）	15年	0年	—
建物合計	5,052,901（100%）			2,182,423

期末帳簿価額 3,275,575

過大評価額 1,093,152

(注) 大崎市社協に建物附属設備の割合を確認できる資料がなかったため、「収益還元法（新手法）について」（平成6年9月国土庁土地鑑定委員会）を参考に、建物躯体と設備の比率を7:3の前提で試算した。

■大和福壽会／建物の過大評価

大和福壽会では老人短期入所施設（しおり）等を運営しており、当該施設の建物を所有している。

平成 23 年度における当該建物に係る会計記録の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額	耐用年数	減価償却費	備考
837,766	156,830	680,937	39 年	19,604	基本財産

(注) 当該建物は平成 16 年 4 月に老人短期入所施設、デイサービス、グループホーム施設として運営開始されている。

建物は建物本体（耐用年数 39 年）と附属設備（耐用年数 15 年）に区分されるが、大和福壽会では附属設備（給排水、空調、電気等）部分を区分せず、耐用年数 39 年で一律に減価償却計算を行っている。

建物附属設備を区分して、包括外部監査人が試算した結果は以下のとおりであり、建物が 97,509 千円過大評価されていると認められる。

(単位：千円)

区分	取得価額（構成比）	耐用年数	残存年数	期末帳簿価額（試算）
	a	b	c	$A \times c / b$
建物本体（躯体）	586,436 (70%)	39 年	31 年	466,141
建物附属設備	251,330 (30%)	15 年	7 年	117,287
建物合計	837,766 (100%)			583,428
		期末帳簿価額		680,937
		過大評価額		97,509

(注) 大和福壽会に建物附属設備の割合を確認できる資料がなかったため、「収益還元法（新手法）について」（平成 6 年 9 月国土庁土地鑑定委員会）を参考に、建物躯体と設備の比率を 7：3 の前提で試算した。

■大和福壽会／借入金に係る未払利息計上もれ

大和福壽会では東日本大震災で運営施設が被災したため、借入先より元利金の返済猶予を受けている。当該元利金の返済猶予のため、大和福壽会の決算処理上、支払猶予された借入金利息が計上されていない。

しかし、当該元利金の返済猶予はあっても、利息の支払免除は行われていないため、経過期間に対応する借入金利息は未払計上するのが合理的である。平成 23 年度末現在における未払利息は 55,700 千円であり、当該金額分の未払利息計上がもれている。

■大和福壽会／過年度の過誤調整に係る未払金計上もれ

大和福壽会では平成 15～18 年度に介護報酬請求額の過誤調整（134,183 千円）を受けており、当該過誤調整に伴う未払金について、各保険者に対し段階的に精算を行っている。大和福壽会の決算処理上、過誤調整の決定時には何ら処理を行わず、過誤調整の精算時に毎月の介護

報酬に係る収入計上額から減額処理している。

しかし、当該過誤調整は債務として確定しており、過誤調整の決定時に未払金として計上するのが合理的である。平成 23 年度末現在における当該過誤調整に係る未払金は 41,246 千円であり、当該金額分の未払金計上もれている。

【解決の方向性】

会計基準に準拠し適正な財務報告を行うよう、社会福祉法人に対する指導監督を徹底する。

(3) 寄付・会費納入の任意性

共同募金や社会福祉協議会の会費の納入方法は「戸別納入」と「自治会費一括納入」に大別される。宮城県における会費や募金の納入状況（平成 23 年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

No.	市町村	社会福祉協議会			県共募（共同募金委員会）		
		会員数 (世帯)	会費収入	備考	共同募金の 金額	うち自治会 費一括納入	うち戸別 納入
1	仙台市	248,724	76,767		152,958	63,320	89,639
2	石巻市	41,477	23,057	平成 22 年度	3,556	441	3,115
3	塩釜市	18,422	7,538		3,248	2,863	385
4	大崎市	34,614	29,157		15,357	7,394	7,963
5	気仙沼市	18,481	55,444	平成 22 年度	6,631	6,631	—
6	白石市	10,977	6,731		10,498	—	10,498
7	名取市	15,519	5,160		5,613	4,662	950
8	角田市	7,735	2,319		4,128	4,128	—
9	多賀城市	12,284	6,142		4,948	4,167	781
10	岩沼市	10,014	5,060	平成 22 年度	4,163	2,543	1,620
11	栗原市	19,692	26,338		14,960	2,260	12,700
12	登米市	21,371	29,410		19,491	11,541	7,950
13	東松島市	11,063	13,493	平成 22 年度	1,617	1,577	40
14	蔵王町	3,430	3,986		1,663	885	779
15	七ヶ宿町	579	688		593	—	593
16	大河原町	7,277	3,639		2,918	2,918	—
17	村田町	2,907	3,135		1,953	—	1,953
18	柴田町	7,993	10,841		4,088	4,088	—
19	川崎町	2,459	2,459		1,444	1,289	155
20	丸森町	4,350	3,480		2,842	2,402	440
21	亘理町	9,447	10,413		2,453	2,453	—
22	山元町	4,941	6,081	平成 22 年度	1,243	—	1,243
23	松島町	3,975	5,095		2,303	—	2,303

No.	市町村	社会福祉協議会			県共募（共同募金委員会）		
		会員数 (世帯)	会費収入	備考	共同募金の 金額	うち自治会 費一括納入	うち戸別 納入
24	七ヶ浜町	4,535	4,535		1,498	1,192	306
25	利府町	7,742	9,285		5,423	2,511	2,912
26	大和町	4,770	3,816		5,292	3,178	2,114
27	大郷町	2,106	2,076		1,183	1,183	—
28	富谷町	10,322	11,565		3,571	—	3,571
29	大衡村	1,309	1,571		1,757	1,757	—
30	加美町	7,082	7,009		5,607	2,729	2,878
31	色麻町	1,864	2,152		1,814	567	1,247
32	涌谷町	4,889	6,211		2,378	961	1,417
33	美里町	6,810	9,361		4,381	2,063	2,318
34	女川町	937	1,125		523	389	134
35	南三陸町	4,853	5,927	平成 22 年度	平成 23 年度は未実施		
	合計	574,950	401,065		302,093	142,088	160,006

出所：社会福祉課作成資料

募金や会費の納入方法は同じ社会福祉協議会においても各地域により納入方法は様々である。今回の包括外部監査の現地調査対象とした大崎市社協の中から任意に抽出した古川支所における納入方法（平成 23 年度）は以下のとおりである。

No	支部名	会員数 (人)	会費収入 (千円)	戸別募金 (千円)	会費・会員管理				戸別募金の納入方法		
					会費受領 方法	会員名簿	領収書 発行先	任意性 確認	受領方法	領収書 発行先	任意性確認
1	古川支部	7,482	3,741	3,866	一括受領	戸別記録 なし	支部	領収書への 記載なし	一括受領	自治会	領収書への 記載なし
2	荒雄支部	4,392	2,196	2,106	一括受領	戸別記録 なし	支部	領収書への 記載なし	一括受領	自治会	領収書への 記載なし
3	志田支部	1,461	731	1,240	一括受領	戸別記録 なし	支部	領収書への 記載なし	一括受領	自治会	領収書への 記載なし
4	東大崎支 部	861	431	367	一括受領	戸別記録 なし	支部	領収書への 記載なし	一括受領	自治会	領収書への 記載なし
5	宮沢支部	537	269	343	一括受領	戸別記録 なし	支部	領収書への 記載なし	一括受領	自治会	領収書への 記載なし
6	長岡支部	842	421	388	一括受領	戸別記録 なし	支部	領収書への 記載なし	一括受領	自治会	領収書への 記載なし
7	富永支部	908	454	242	一括受領	戸別記録 なし	支部	領収書への 記載なし	一括受領	自治会	領収書への 記載なし
8	敷玉支部	1,359	680	405	一括受領	戸別記録 なし	支部	領収書への 記載なし	一括受領	自治会	領収書への 記載なし
9	高倉支部	312	156	156	一括受領	戸別記録 なし	支部	領収書への 記載なし	一括受領	自治会	領収書への 記載なし
10	清滝支部	400	200	192	一括受領	戸別記録 なし	支部	領収書への 記載なし	一括受領	自治会	領収書への 記載なし
	合計	18,554	9,277	9,304							

出所：大崎市社協作成

募金や会費の納入方法について、平成 19 年 8 月 24 日になされた大阪高等裁判所による滋賀県甲賀市「希望が丘自治会」における社協会費を含めた自治会費の増額決議無効判決（平成 20 年 4 月 3 日に最高裁判所が上告棄却により判決が確定）を受け、社会福祉法人全国社会福祉協議会から各都道府県社会福祉協議会宛に以下の通知が出されている。

2. 基本的考え方

○今般、最高裁が上告を棄却し、控訴審判決が確定した。確定した判決は、自治会として社協会費の納入への協力や、社協会費を含めて自治会費を集めることが違法であるとの判断を下したのではなく、自治会がその意思決定を行うにあたって、本件決議が「募金及び寄付金に応じるか否か、どの団体等になすべきか等」について、「会員の意思、決定とは関係なく一律に、事実上の強制をもってなされるものであり、その強制は社会的に許容される限度を超えるもの」であったことが問題とされたものであり、基本的考え方は前通知の通りである。

○もとより社協への加入は地域住民の意思を基本としているものであり、社協会費の納入にあたってはそこに「任意性」が担保されることが必要である。そのため、市区町村社協におかれては、自治会が会員たる地域住民の自発的な意思を十分尊重されるようご配慮をいただくとともに、地域福祉の発展のために市区町村社協と自治会との一層の協力体制が構築されるようお願いしたい。

（中略）

Q2 自治会費と社協会費を一括で集めることはできるのか。

A2 社協会費納入の協力を自治会に依頼する場合、その集金方法は、当該自治会の判断に委ねられる。各自治会で承認された方法であれば、自治会が社協会費を自治会費と一括して集める方法を選択すること自体に問題はないと考えられる。

しかし、今回の判決をきっかけに、会費納入のあり方に疑問を感じられた方も少なくなく、そうした方に対しては、社会福祉協議会の意義や目的、会費の用途など十分説明しご理解いただくことが重要となる。

なお、自治会費と一括して会費を集める場合、住民に「自治会に加入していれば社協会費も支払わなければならないという誤解をあたえる可能性」も否定できない。このため、社協会費の納入が任意であることを明示したり、社協会費専用の封筒を用意するなどの工夫が必要である。一部、自治会費のなかに社協会費等会費・寄付金が含まれていることを明示せず集金する例も見受けられるが、こうした場合、特に誤解を受けやすく、社協会費等会費・寄付金の納入は、あくまで任意であることを住民に理解していただける方法にするよう、自治会役員等に十分説明していくことが重要と考える。

出所：「社協会費等の納入方法に関する考え方について」（平成 20 年 4 月 30 日 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会）

【現状の問題点（指摘）】

大崎市社協古川支所における募金・会費の納入方法は全て一括受領、すなわち戸別に受領するのではなく、自治会費ないし支部から一括納入となっている。

- 会費は住民から自治会に、自治会から支部に、支部から古川支所に一括納入されるため、古川支所において支部に対し領収書を発行。
- 戸別募金は住民から自治会に、自治会から古川支所に一括納入されるため、古川支所に

において自治会に対し領収書を発行。

募金・会費の領収書発行先が戸別ではなく自治会ないし支部で、かつ、住民（戸別）が受領する領収書に募金・会費の内訳記載のない現状の納入方法では、寄付・会費納入の任意性が確保されているとの根拠付けは希薄である。

県の説明によると、寄付・会費納入の任意性確認に関する特段の指導は行っていないとのことであり、社会福祉協議会に対する団体指導が適切に行われているといえるか疑問である。

【解決の方向性】

社会福祉協議会の団体指導項目として、寄付・会費納入の任意性確認の手続を追加する。
共同募金に係る任意性確認の手続に際しては、以下の通知の趣旨に留意する。

(5)募金方法につき応分寄附の推進をはかること。

共同募金は寄附者の自発的な協力を基礎とするものであるから募金に当たっては、戸別割当等によることなくあくまで寄附者の自発的意志によりその分に応じて行なわれるいわゆる応分寄附の方法により実施を推進すること。

出所：「共同募金の実施について」（各都道府県知事あて厚生省社会局長通知（社庶第 340 号））（昭和 42 年 9 月 19 日）

(4)市社協の会員管理

住民及び関係諸団体と連携・協働し、誰もが安心して幸せに暮らすことができる地域福祉を推進することを使命とする社会福祉協議会が事業を進めていくには、住民一人ひとりが様々な場面を通じて参加することが重要である。社会福祉協議会の会員は、社会福祉協議会が関係する様々な活動を支える構成基盤の根幹をなすものといえよう。

今回の包括外部監査の実地調査対象である大崎市社協では、「会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。」（定款第 19 条第 2 項）と規定しており、会員及び会費の構成は以下のように定めている。

会費の区分	会費の金額
一般会費	大崎市に住所を有し、社会福祉協議会の目的に賛同する個人（世帯） 年額 500 円
地域会費	居住する地域で展開される事業に対して賛同する個人（世帯） 松山地域：年額 700 円、三本木地域：年額 500 円、鳴子地域：年額 500 円 鹿島台地域：年額 700 円、田尻地域：年額 700 円、岩出山地域：年額 500 円
特別会員	大崎市及び県内外に住所を有し、大崎市社会福祉協議会の目的に賛同する団体及び企業・法人 年額：一口 1,000 円

市町村社会福祉協議会の構成員・会員については、以下のように論じられている。

【3】市区町村社会福祉協議会の組織及び組織運営

I 位置づけ・構成

2. 構成員・会員

＜市区町村社会福祉協議会の構成員の基本的な考え方＞

○ 市区町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進に参加・協働する地域のあらゆる団体・組織を構成員とし、地域社会の総意を結集することが重要である。構成員は、住民組織、社会福祉に関する活動を行う団体、公私の社会福祉事業者および社会福祉関係団体等、地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体を基本に、地域の実情に応じて考える。

＜会員制度の整備＞

○ 市区町村社会福祉協議会は、それぞれの地域の実情に応じて会員規程などによって会員を規定し、会員制度を整備する。

- ・住民会員制度
- ・構成員組織（団体）会員制度
- ・賛助会員制度（特別会員）

出所：市区町村社協経営指針（全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会 平成17年3月改定）

【現状の問題点（指摘）】

今回の包括外部監査の現地調査対象とした大崎市社協の中から任意に抽出した古川支所における会員名簿の整備状況は上記「（3）寄付・会費納入の任意性」に記載の表のとおりである。

大崎市社協古川支所では、全ての支部で会員名簿の戸別記録がなく、会費納入世帯数しか把握できていない。大崎市社協の説明によると、会員名簿はあるが、個人情報保護の観点から自治会で保管されており、古川支所に対し提出されていない、とのことである。

しかし、社会福祉協議会の会員は支部ないし自治会ではなく、個人（世帯）単位なのであるから、個々の個人（世帯）単位で会員を把握できない現状が社会福祉協議会の会員管理として適切といえるか疑問である。

【解決の方向性】

個人（世帯）単位で会員名簿が整備されているかの確認を徹底する。

(5) 助成金の管理

大崎市社協は各種団体に対して助成金を支出している。

平成 23 年度における主な助成金の内容と管理の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

助成金の区分	助成金の金額	助成金交付額の算定方法	助成金交付要綱の有無	助成事業報告の有無
地区社協活動支援事業費（古川支所）	2,783	各支部納入会費の 30%	無	無
地区社協活動支援事業費（岩出山支所）	506	会員数×150 円（一般会費 500 円の 30%）	無	無
地区社協活動支援事業費（田尻支所）	1,280	1 事業につき 1 万円（1 行政区の上限 3 万円）	有	有
福祉団体への活動助成事業	162	18,000 円×9 団体	有	有
学生ボランティア育成事業	30	30,000 円×1 校	有	有
ボランティア団体活動助成事業	408	古川ボランティア連絡会 156,000 円、古川ボランティア連絡会加盟団体に 14,000 円×18 団体	有	有
配食サービス事業	160	20,000 円×8 団体（1 回あたり上限 10,000 円、2 回まで）	有	有
ことばの教室への助成事業	90	18,000 円×5 教室	有	有
特別支援学級児童生徒に対する助成事業	180	1 校 10,000 円×18 校	有	有
障害児者施設通所者等支援援助事業	180	30,000 円×6 施設	有	有
合計	5,779			

出所：大崎市社協作成資料

このうち、「地区社協活動支援事業費」は地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）が実施する地域福祉活動の支援を目的とした助成金である。大崎市社協と地区社協の関係を整理すると以下のとおりである。

区分	内容	位置付け
本所	法人の事務所	大崎市社協の組織上の区分
支所	地域福祉推進の活動拠点として、旧市町単位で 7 支所（古川、松山、三本木、鹿島台、岩出山、鳴子、田尻）を設置	
地区社協	地域福祉推進のため、地域住民の参加を図る基礎単位として、概ね小学校区単位で組織された団体（古川支所の対象地区における 10 支部を含む）	大崎市社協とは別の任意団体

【現状の問題点（指摘）】

古川支所及び岩出山支所における地区社協活動支援事業費に係る使途確認手続については、各地区社協が毎年度作成する収支報告の確認のみで、他の助成金支出先で実施している助成事業報告による使途確認ないし検査まで実施されていない。

地区社協といえども、大崎市社協とは別の任意団体なのであるから、大崎市社協が支出した助成金に係る使途確認手続を簡略化する合理的根拠は希薄である。

【解決の方向性】

地区社協に対する助成金についても、他の助成金と同等の使途確認手続の実施を指導する。

また、一般的に地区社協の管理運営は地域のボランティア活動で行われており、事務体制が脆弱な可能性もある点に留意し、地区社協の財務事務を適正化するための指導・支援を充実させる。

(6)不適切な契約・支出

法人運営の透明性の観点から、社会福祉法人には契約の適正性の確保が要請されている。

社会福祉法人が行う随意契約については以下の通知が出ている。

1 入札契約関係について

(中略)

(3) 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。

ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えない場合

イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

(中略)

ウ 緊急の必要により競争に付することができない場合

(中略)

エ 競争入札に付することが不利と認められる場合

(中略)

オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

(中略)

(4) 価格による随意契約は、2社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。

また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意すること。

なお、継続的な取引きを随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。

(中略)

別表

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250 万円
2 食料品・物品等の買入れ	160 万円
3 前各号に掲げるもの以外	100 万円

出所：社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成12年2月17日 社援施第7号 厚生省通知）

【現状の問題点】

■土地の無償貸付（意見）

大和福壽会では所有している土地の一部を第三者に無償貸付けを行っている。

（単位：千円）

所在地	地目	面積（㎡）	土地の帳簿価額	地代相当額（年額）
塩竈市字伊保石 21 番 1 のうち	宅地	1,608.89	67,782	6,757

（注）地代相当額は大和福壽会が入手した当該土地に係る不動産鑑定評価書（平成 22 年 9 月 25 日付）による。

当該土地は大和福壽会の運営施設の隣接地であり、第三者（医療法人）の診療所建物が建設され、診療所運営が行われている。大和福壽会の説明によると、当該医療法人は施設開設時に協力医療機関だった経緯があり、このような事情を考慮し、土地の無償貸付けを行った、とのことである。

しかし、協力医療機関といえども、診療所の土地代は当該診療所事業収益の中で賄うべき性格の費用であるから、社会福祉法人が無償貸付けする合理的理由とは認められない。当該無償貸付けは社会福祉法人が貸付先に対し地代相当額を利益供与していることと同様の経済効果を有するものであり、契約条件として不当である。

■契約方法の不備（指摘）

大和福壽会では、特定の事業者（有限会社 A）と長期継続的な取引が行われている。

大和福壽会と同社の主な取引内容（平成 23 年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

区分	取引内容	金額	備考
給食費の支出	施設利用者向け給食サービスの委託	138,901	少なくとも平成 19 年度以降、継続取引（随意契約）
業務委託費の支出	施設利用者等の送迎等業務の委託（うち、しおのか工房の給食業務員の送迎業務分）	17,602 (3,600)	
	介護サービス従事者等の人材派遣	8,507	
賃借料の支出	施設内の厨房調理機材等の賃借	1,030	小規模通所授産所「しおのか工房」に係る取引
	しおのか工房の地代家賃	1,440	
授産事業収入	塩の販売（売上高）	285	
	給食業務員の派遣	1,890	
寄付金収入	販売用塩枕の物品寄附	1,200	

出所：社会福祉課作成資料

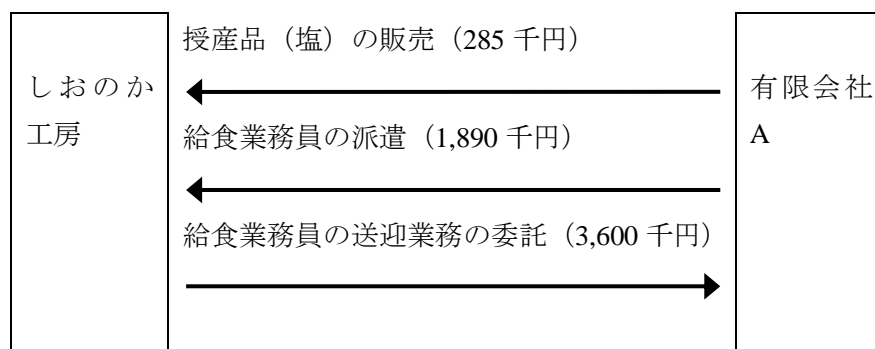
（注）大和福壽会の説明によると、上記取引は全て有限会社 A が実施しており、再委託されているものはない。

上記取引のうち、給食費・業務委託費の支出は全て随意契約で行われていることから、随意契約で行う合理性が認められるかどうかの問題となる。

この点につき、当該取引について特定者と随意契約で行う合理的理由の確認ができず、契約方法として不適切である。

■取引の合理性（指摘）

大和福壽会では、上記のとおり特定の事業者（有限会社 A）と長期継続的な取引が行われているが、このうち、大和福壽会が設置経営する小規模通所授産所「しおのか工房」に係る取引形態を図示すると以下のとおりである。



（注）図中の矢印は取引対価の支払を表している。

県の説明によると、授産品（塩）は外部顧客向け販売を行っているものの、実際に販売取引が行われているのは有限会社 A への販売が大半であり、外部顧客向けと同条件での販売になっている、とのことである。

一方、給食業務員の送迎業務の委託費（3,600 千円）については、当該給食業務員の派遣による収入（1,890 千円）を上回っている。しおのか工房（大和福壽会）が事業収入を上回る費用を負担する合理的理由が不明確であり、当該取引を行うこと自体の合理性が認められるか疑問である。

【解決の方向性】

法人の資金が不正に外部に流出することは、社会福祉法人の本質である非営利性に関わるルール違反であり、その防止は重要な指導事項である、との問題認識のもと、社会福祉法人の契約・支出に関する検査を厳正に行う。

また、新社会福祉法人会計基準では「関連当事者との取引内容」の開示規定があることから、新社会福祉法人会計基準の早期適用を指導することは有効と考える。

(7) 団体指導結果の改善措置確認の不備

県が実施した団体指導の結果については以下のように規定されている。

(結果の通知等)

第 13 一般監査の結果については、施設等の代表者、施設所管課長及び県保健福祉事務所長あてに文書をもって通知するものとする。

2 文書による指摘事項については、施設等の代表者に対し、所定の時期までに、その改善状況等の報告を求めるものとする。

3 文書による指摘事項に対する回答に疑義又は改善状況が不十分と認められる場合は、施設所管課と協議・連携の上、必要な指導を行うものとする。

出所：宮城県社会福祉施設等指導監査実施事務要領

【現状の問題点（指摘）】

大和福壽会に対する過去の団体指導時に、以下のような是正・改善指示事項があった。

法人設立当初の寄付金の取扱について、以下の点を調査の上、調査の内容と関連する資料並びに設立時寄附に係る現在の法人の状況を回答すること。

(1) 個人 A、個人 B、個人 C からの寄附の有無の事実。

寄附の有無について当事者に争いはないものの元理事長が寄附不足額を立て替えた経緯もあり、実際の寄附の実行に依然として疑義があるもの。

(2) 個人 D、個人 E、個人 F からの寄附の有無の事実。

寄附の有無について当事者に争いの事実が認められ、平成 17 年 3 月に寄附の履行がないものとして元理事長が全額法人へ寄附して不足分に対応した経緯がある。上記 3 名に対する催告も行ったことから寄附の実行に疑義があるもの。

出所：平成 21 年度社会福祉施設等指導監査管理台帳（平成 21 年 7 月 28 日実施）

この点につき県の説明によると、当該是正・改善指示事項についてこれまで調査を継続したが、事実解明には至らず、今後は当該法人の財政面での健全な運営を最優先に指導していく、とのことである。

しかし、当該是正・改善指示事項は社会福祉法人の設立認可に関わる重要な疑義と認められ、このような問題について県の対応方針を明確にしていけないのは不適切である。

【解決の方向性】

是正・改善指示事項の顛末確認に係る承認記録を徹底し、改善措置の終了確認を明確にする。

(8)組織運営に関する情報開示

社会福祉法人は事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書の書類を各事務所に備えて置き、利害関係者から請求があった場合には閲覧に供しなければならない（社会福祉法第44条第4項）。

社会福祉法人審査基準では、社会福祉法人の組織運営に関する情報開示について以下のように記載されている。

5 法人の組織運営に関する情報開示等

(2) 法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供しなければならない収支計算書とは、（中略）

また、資金収支計算書に附属する資金収支内訳表及び事業活動収支計算書に附属する事業活動収支内訳表についても、併せて開示することが望ましいこと。

さらに、法人が公益事業又は収益事業を行っている場合には、これらの事業に関する事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの書類に関する監事の意見を記載した書面についても、法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供しなければならないものであること。

なお、法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することが適当であること。また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。

出所：社会福祉法人審査基準 第3-5(2)

県の団体指導対象の社会福祉法人に関する財務情報の開示状況は「添付資料1.社会福祉法人の財務状況と県の財政的関与」に記載のとおりである。

【現状の問題点（指摘）】

インターネットでホームページを開設しながら、当該ホームページ上で財務情報が未開示または開示内容が不十分の社会福祉法人が散見される。

県の説明によると、団体指導時に財務情報の開示に関する指導を実施しているとのことであるが、財務情報の開示に関する十分な指導が行われているといえるか疑問である。

【解決の方向性】

財務情報が未開示または開示内容が不十分の社会福祉法人に対する指導を適切に行う。

(9)内部留保水準の適正確認の不備

社会福祉法人は旧民法第34条に基づく公益法人から発展した特別法人であり、「公益性」と「非営利性」の性格を備えている。公益法人の内部留保水準について、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」では以下のように説明されている。

(1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、本来単年度の収支において、大幅な黒字を有するものではない。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化等を考慮すると、公益事業を適切、継続的に行うためには、ある程度のいわゆる「内部留保」を有することは必要である。

(2) しかしながら、公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲内にとどめるべきである。

公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目途とするべきである。(以下省略)

出所：公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針

【現状の問題点（指摘）】

県の団体指導では、社会福祉法人の内部留保水準が適切かどうかの視点による確認が行われていない。

県の団体指導対象の社会福祉法人に関する内部留保率（＝次期繰越活動収支差額／事業活動支出）の状況は「添付資料 1 社会福祉法人の財務状況と県の財政的関与」に記載のとおりである。

「内部留保とは、一般的には、「次期繰越活動収支差額」「その他積立金」に計上されているものを指す。」とされている（「添付資料4.平成24年度予算執行調査の総括調査票」参照）。内部留保率の算定基礎となる内部留保は「次期繰越活動収支差額」のみで内部留保水準を簡便的に試算したものであり、必ずしも内部留保の測定精度が高くないものの、内部留保率が100%を超える社会福祉法人が29法人あることを考慮すると、内部留保水準が過剰な社会福祉法人の存在は否定できないと史料される。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 団体指導の観点から適正な内部留保水準に関する国から特段の指針はない。
- 社会福祉法人の内部留保は営利法人と異なり配当が禁止されている他、法人外への資金流出も禁じられ、健全な財政運営に努めた結果として蓄積するものであり、それらは、多くの法人が、将来見込まれる既設の施設の改修、新設施設に備える必要があり、安定経営のために留保しているものである。

しかし、公益法人の内部留保に一定の制限を設けているのは以下のような潜在的問題を踏まえたものであるから、内部留保率の高い法人が散見される現状を考慮すると、適切な団体指導が行われているといえるか疑問である。

非営利法人が利益を生じたにも関わらず、これに課税されない場合には無制限に内部留保が認められることになるが、この内部留保を用いて公益法人が民間より有利な条件で事業を行うことが可能となる。また、法人の存続期間を通じて、給与などを通じて実質的な利益配分を行うことを防止することは実務上困難であり、内部留保に制限を設けるべきである。

出所：「公益法人の効率的・自律的な事業運営の在り方等に関する研究会 報告書」（平成 16 年 7 月）

【解決の方向性】

社会福祉法人の内部留保水準に関する指導方針を明確にする。

また、現行の会計基準では社会福祉法人の経営実態（内部留保を含む）や比較可能性が十分に担保されているとは言い難い面があることを考慮し、新会計基準の早期適用を指導する。

1. 新基準を作成する背景と目的

◆会計ルール併存の解消による事務簡素化

社会福祉法人の会計処理については、平成 12 年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指導指針」（略称）や「老健準則」（略称）等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

◆社会経済状況の変化

民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄付者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められる。

◆わかりやすい会計基準の作成

これらのことから、簡素で国民に分かりやすい新たな社会福祉法人会計基準（以下、「新基準」という。）を作成し、会計処理基準の一元化を図るものである。

2. 新基準の基本的な考え方

◆社会福祉法人が行う全ての事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）を適用対象とする。

◆法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能にするとともに、外部への情報公開にも資するものとする。

◆新基準の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準（平成 20 年 4 月）、企業会計原則等を参考とする。

出所：「社会福祉法人の新会計基準について」（平成 23 年 7 月 27 日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局）

II 検査機能の実効性確保と県民への説明責任

個別検出事項に係る主な問題点と解決の方向性を要約すると、以下のとおりである。

	主な問題点	解決の方向性
関連団体との財政的関与	無償貸付け理由に合理性を欠いている。	貸付条件の審査を厳正に行う。
補助金	多額の内部留保を有する社会福祉法人に対する老人福祉施設整備・運営費補助の必要性確認を行っていない。	補助金交付決定に際し、補助の必要性確認を厳正に行う。
介護給付適正化	介護給付適正化システムの関連データを入力しておらず、介護給付適正化の取り組みのための活用が行われていない。	介護給付適正化システムからのデータを有効に活用し、県が実施する指導・監査に反映させる。
県社協	財務諸表に記載不備があり、出資団体の経営状況報告が適切に行われていない。	適正な財務報告を行う体制を整備するよう、指導監督を徹底する。
団体指導	社会福祉法人において、不適切な契約・取引が検出された。 社会福祉法人の財務情報の開示について十分な指導が行われていない。 社会福祉法人の内部留保水準が適切かどうかの視点による確認が行われていない。	社会福祉法人の本質である非営利性に関わる指導事項には特に留意し、検査を厳正に行う。

個別の内容については、「I 個別検出事項」を参照されたいが、現状認識及び県が取り組むべき課題を包括外部監査人の視点で整理すると以下のとおりである。

	検査機能の実効性確保	県の現状	県が取り組むべき課題
Plan (計画)	リスク・アプローチの採用	手続準拠性アプローチの傾向が強い。 検査対象の現状把握が不十分。	リスクに対応した検査実施計画の策定
Do (実行)	専門性に対応した実施体制	定期的な人事異動があり、専門的ノウハウの蓄積が十分とはいえない。	専門的対応レベルの向上
Check (評価)	検査結果の公表による透明性の確保	検査結果の公表内容は主に実施件数であり、どのような検査が実施されたか明らかではない。	検査結果の公表内容の充実化
Action (改善)	検査計画の見直しによる検査機能の質的向上	評価結果をどのように検査計画に反映させているか明らかではない。	(上記課題に包含される)

1 現状認識

(1) 県が実施する検査の位置付け

今回の包括外部監査では「県が実施する検査に実効性が確保されているか」という観点からの検討を加えた。

県が実施する各検査の内容を整理すると以下のとおりである。

検査の区分	内容	根拠規定	県の組織
介護保険法に基づく監査	介護サービス事業者に対する立入検査	介護保険法第76条等	長寿社会政策課介護保険指導班
団体指導	社会福祉法人の業務・財産の状況の検査 社会福祉事業者の施設、帳簿、書類等の検査及び事業経営の状況の調査	社会福祉法第56条第1項、第70条	社会福祉課団体指導班

県が実施する検査に対しては、以下のような社会的要請があると考えられる。

1 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

(2) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施

介護保険における指導監督については、高齢者の尊厳を支えるよりよいケアを目指し、「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付老健局長通知）に基づき、事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準や報酬請求の事実内容等について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章の各規定に定められた権限を適切に行使する「監査」とを明確に区分しているところである。

各都道府県においては、引き続き、その趣旨に基づいて指導監督にあたっていただくとともに、管内市町村に周知いただき理解を促していただくようお願いする。

(3) 不正事案等に対する厳正な対応

介護サービス事業者による介護報酬の不正請求や運営基準違反等により、毎年度、指定取消、指定の効力の全部又は一部停止等の処分が一定数行われており、今年度もある医療法人による多額な不正請求等が新聞等で大きく報じられたところである。このような運営基準違反や介護報酬の不正請求等は、利用者に不利益が生じるのみならず、介護保険制度全体の信頼を損なうものであり、引き続き、通報・苦情等により、そうした不正や不正が疑われる情報があった場合には、必要に応じて監査を実施していただくとともに、不正が確認された場合には、厳正な対応をお願いする。

(以下省略)

出所： 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成24年2月23日 厚生労働省老健局介護保険指導室）

4 社会福祉法人の指導監査について

(1) 法人の指導監査の実施について

ア 対象法人の重点化について

法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取扱いとする一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の審査結果等により法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で特別監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な、指導については法令等の根拠に基づいた監査の実施をお願いしたい。

(中略)

イ 問題発生時の対応及び再発防止について

法人運営に大きな問題がある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整する等組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査等を実施する等、徹底した改善をお願いしたい。

各都道府県等においては、このような問題が発生した法人に対しては、重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条に基づき、改善命令（同条第2項）、業務停止命令、理事の解職勧告（同条第3項）、法人の解散命令（同条第4項）等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

また、このような事案の再発防止のため、理事会・評議員会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導をお願いすると共に、各所轄庁においては、行政手続法等を踏まえた適切な指導監査を行うように努められたい。

出所： 社会・援護局関係主管課長会議資料（平成24年3月1日 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）

■ 「監査」と「検査」の相違について

県では介護保険法に基づく監査や団体指導について「監査」という用語を使用しているが、本報告書では「監査」ではなく「検査」と意識的に区分して記載している。

「監査」に関する明確な定義付けはないが、現在、社会的に広く普及している財務諸表監査では以下のように規定されている。

第一 監査の目的

財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

出所：監査基準（平成 22 年 3 月 26 日 企業会計審議会）

この監査の目的を基礎とすれば、監査の本質は「保証型」、すなわち、監査対象に重要な問題がないことについて合理的な保証を得たことを監査人が意見表明する点にあると考えられる。

一方、介護保険法に基づく監査や団体指導は「指摘型」であり、検査対象に重要な問題がないことについて何ら保証しないことは、各根拠規定に「検査」ないし「調査」の用語が使用されていることから明らかである。

監査に対する社会的な期待は「保証型」なのであるから、何ら保証を想定していない「検査」に「監査」の用語を使用するのは、検査実施後に重要な問題が発見された場合、監査の社会的な信頼性に大きな疑念を有することになるため、適当ではないと判断した。

なお、包括外部監査は「保証型」ではなく「指摘型」であり、本来は「監査」ではなく「検査」なのであるが、根拠規定である地方自治法第 252 条の 27 で「監査」の用語が使用されているため、本報告書においても「監査」の用語を使用している。

(2) 県が実施する検査に対する問題認識

県の検査対象において、最近年度に県が識別した主な問題と県の対応状況は以下のとおりである。

対象法人	県が識別した主な問題	県の対応状況
介護保険法に基づく監査		
有限会社湯元	訪問介護、介護予防訪問介護サービスに係る架空のサービス提供記録の作成による不正請求 423 千円（金額は処分事由該当のみ）。	平成 23 年 11 月に、外部通報等を契機に左記問題を認識。 平成 24 年 2 月に介護サービス事業者の指定の取消し。
一般社団法人ヒューマンサポート	居宅介護支援に係る虚偽のサービス提供票及び給付管理票の作成による不正請求 10 千円（金額は処分事由該当のみ）。	平成 23 年 11 月に、他事業者への監査を契機に左記問題を認識。 平成 24 年 4 月に介護サービス事業者の指定の一部の効力停止。
特定非営利活動法人ゆうあんどあい	居宅介護サービス計画費を減算して請求しなければならない基準違反（モニタリング結果の記録の不備）がありながら、減算せずに不正請求。（注）	平成 23 年 1 月に、仙台市からの通報を契機に左記問題を認識。 平成 23 年 5 月に介護サービス事業者の指定の一部の効力停止。
社会福祉法人国見会	居宅介護サービス計画費を減算して請求しなければならない基準違反（モニタリング結果の記録の不備）がありながら、減算せずに不正請求。（注）	平成 23 年 2 月に、仙台市からの通報を契機に左記問題を認識。 平成 23 年 8 月に介護サービス事業者の指定の一部の効力停止。
団体指導		
社会福祉法人夢みの里	入居者が受領した東日本大震災の義援金（総額 9,100 千円）を入居者預り金ではなく、法人の収入として不適切に処理。	平成 23 年 7 月に石巻市からの連絡で左記事項を認識 平成 23 年 10 月に、特別監査（平成 23 年 8 月実施）指摘事項の改善確認。
県共募	岩沼市共同募金委員会（県共募の内部組織）の事務を受託している社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会の職員による共同募金の着服（4,922 千円）が発覚。	平成 22 年 10 月の新聞報道により左記事項を認識 平成 24 年 3 月に、特別監査（平成 23 年 11 月実施）指摘事項の改善確認。
社会福祉法人新生会	軽費老人ホームの定員超過受入れ、定員超過入居者分の利用料収入等を簿外処理（総額 27,518 千円）。	平成 22 年 6 月に、当該法人からの報告で左記問題を認識。 平成 22 年 11 月に、特別監査（平成 22 年 10 月実施）指摘事項の改善確認。

対象法人	県が識別した主な問題	県の対応状況
社会福祉法人豊明会	平成 20、21 年度決算に使途不明金 14,900 千円が発覚。	平成 22 年 10 月の一般監査で左記問題を認識。 平成 24 年 7 月に業務改善の措置命令を発令。
社会福祉法人山元町社会福祉協議会	平成 22～24 年度に使途不明金（約 54,200 千円）が発覚（事実関係等は調査中）。	平成 25 年 1 月、当該法人からの報告で左記問題を認識。 現在、当該法人に対して事実関係調査結果の報告徴求中。

出所：長寿社会政策課（介護保険法に基づく監査）、社会福祉課（団体指導）作成資料

（注）県の説明によると、県では当該行政処分（介護サービス事業者の指定の一部の効力停止）の内容に直接影響しないことを理由に、処分時点では不正請求額を把握していない。

上記問題は一義的には各対象法人の経営者の責任であるが、県の立場としては、このような潜在的問題（リスク）を有している点を認識したうえで、当該リスクに対応した適切な検査の実施が期待されている。

しかし、今回の包括外部監査の個別検出事項を踏まえると、県が実施する検査機能に実効性が確保されているといえるか疑問である。

検査の区分	関連する個別検出事項	検査機能の実効性が確保されていないと判断した主な理由
介護保険法に基づく監査	3. 介護給付適正化 (2) 不正請求チェック機能の不備	<ul style="list-style-type: none"> 限られた資源（人員・時間・費用等）の中で有効かつ効率的に検査を実施するためには、介護給付適正化システムの情報の活用が不可欠でありながら、そもそも当該情報を利用していないこと。 行政処分（介護サービス事業者の指定の取消し等）の事案は、外部からの通報を端緒にしたものが大半であり、不正請求リスクに対応した検査実施計画が策定されているという心証は得られなかったこと。
団体指導	5. 団体指導 (6) 不適切な契約・支出	<ul style="list-style-type: none"> 限られた実地調査対象の中で、社会福祉法人の本質である非営利性に関わるルール違反と懸念される事項が検出されており、当該事例が特殊な事案であるという心証は得られなかったこと。

2 県が取り組むべき課題

県が実施する検査は、関係制度上「指摘型」であり「保証型」は想定されていないとはいえ、県民の期待は、検査対象に重要な問題がないことについて県が適切に関与している点にあると考えられる。このような問題認識を踏まえ、検査機能の実効性を確保するため、県が取り組むべき課題は以下のとおりと考える。

(1) リスクに対応した検査実施計画の策定(意見)

検査の実施に当たっては、検査方針、実施時期及び具体的方法等について検査実施計画を策定するが、検査実施計画の策定に際しては、大別すると2つのアプローチが考えられる。

区 分	内 容
手続準拠性アプローチ	関連ルールに定めた手続等が実施されているか確認する手法。
リスク・アプローチ	重要なリスク（潜在的問題）を識別したうえで、当該リスク項目に対して重点的、効果的に検査手続を行う手法。

限られた資源（人員・時間・費用等）の中で有効かつ効率的に検査を実施するためには、検査実施計画の策定ではリスク・アプローチの採用が合理的である。

しかし、団体指導の検査実施手続書や検査調書の記録は手続準拠性アプローチの傾向が強く、検査対象における重要なリスクの識別が不十分なまま、予め準備したチェックリスト項目の潰し込みに終始していた事例もあったのではないかと懸念される。

また、介護保険法に基づく監査については、重要なリスクを識別する情報であるはずの介護給付適正化システムの情報を確認しておらず、検査対象の現状把握自体が不十分であることから、リスクに対応した検査実施計画であったとは考えられない。

このような問題に対処するため、県はリスクに対応した検査実施計画を策定することが必要であり、具体的には以下の考え方を反映した検査実施計画が有効と考える。

- 検査コストには、検査を実施する側のみならず、検査を受ける側にも検査対応に要するコストが発生している点を認識し、リスクの低い検査対象に必要以上の検査コストを投入しない。このためには、検査対象の評価ランクを設定し、評価ランクに応じた検査計画を策定する。
- 検査対象の評価に際しては、検査対象の内部統制、すなわち、理事会の監視、監事の監査、不正防止の会計事務分掌等が有効に機能しているかに留意する。また、法人が外部監査を活用した場合の負担軽減措置（社会福祉法人審査基準第3-5(1)なお書）も考慮する。
- 検査結果のうち重要な問題事例については公表し、他の検査対象にも周知を図る。当該周知後、別の検査対象で同様の問題が検出された場合は、法人に自律的な業務改善機能が乏しいと評価し、検査対象の評価ランクに反映させる。

(2) 専門的対応レベルの向上(意見)

県が実施する検査業務では、関連制度（介護保険法、社会福祉法等）や検査対象（会計基準等）の知識が必要であり、例えば、以下のような検査局面が想定される。

検査の段階	介護保険法に基づく監査	団体指導
計画（検査対象のリスク分析）	介護給付適正化システムのデータ分析	社会福祉法人の財務分析
実行（検査対象の問題抽出）	介護保険事業者の内部統制（業務管理体制）の評価	社会福祉法人の内部統制の評価

検査機能の実効性を確保するためには、上記のような検査局面も対応可能な、一定の専門的知識と実務経験を有する人員を配置し、専門性に対応した検査実施体制を整備する必要がある。

この点につき、県の実地検査担当者の人員数及び平均経験年数は以下のとおりである。

検査の区分	実地検査担当者の人員数（人）			検査業務の平均経験年数（年）	備考
	本庁	福祉事務所・地域事務所	合計		
介護保険法に基づく監査	4	48	52	約2.8	平成25年1月1日現在。指導業務担当者を含む。
団体指導	5	130	135	3	平成24年4月1日現在。

出所：長寿社会政策課（介護保険法に基づく監査）、社会福祉課（団体指導）作成資料

上記平均経験年数を考慮すると実地検査担当者の専門的ノウハウの蓄積が十分といえるか疑問である。検査機能の実効性を確保するためのボトルネックになっている可能性も否定できない。

県内部での定期的な人事異動という事情があるとはいえ、例えば外部専門家の活用という手法も可能なのであるから、県は検査業務の専門的対応レベルの向上を図るための具体的対応が必要と考える。

(3) 検査結果の公表内容の充実化(意見)

県が実施する検査の目的と県が公表している検査結果の内容を整理すると以下のとおりである。

検査の区分	検査の目的	検査の位置付け	県が公表している検査結果の内容
介護保険法に基づく監査	介護保険給付の適正化	行政の監督権の行使	検査実施件数、指定の取消し等の行政処分の概要
団体指導	社会福祉法人・社会福祉施設の組織運営の適正化及び不正の未然防止		検査実施件数及び指摘件数 (平成20年度まで)

検査機能の実効性を確保するためには、上記目的に沿った検査が実施されているか、検査結果を公表し、県が実施する検査の透明性を確保する必要がある。

しかし、県が公表している検査結果の内容は主に検査実施件数であり、どのように検査を実施したか明らかではない。前述のとおり、そもそも県が実施する検査機能の実効性確保に疑義がある現状を踏まえると、県が公表している検査結果(問題事項)のみでは「検査対象に重要な問題がないことについて県が適切に関与している」という県民の期待に沿った検査結果の公表内容といえるか疑問である。

行政の監督権の行使に不作為がないことについて県民への説明責任を果たすため、県は検査結果の公表内容を充実する必要があると考える。

添付資料 1. 社会福祉法人の財務状況と県の財政的関与

区分	No	社会福祉法人名	財務状況(平成 23 年度 法人全体) (単位:百万円)					県の財政的関与(平成 23 年度) (単位:百万円)				組織運営の 情報開示	
			総資産	純資産	次期繰 越活動 収支差 額	事業 活動 支出	当期 活動 収支 差額	内部留 保率	補助 金	委託 料	その他	HP の 有無	HP での 決算書 の公開
一般法人	1	愛耕会	132	115	30	180	3	16.7%	0	0		○	
	2	愛光福祉会	399	385	80	253	10	31.7%	0	0		○	
	3	愛心会	147	134	63	16	20	390.0%	0	0			
	4	愛の郷	1,792	1,465	502	530	72	74.7%	35	0			
	5	あけの星会	921	905	383	199	60	192.7%	40	0			
	6	旭が丘学園	372	334	78	237	53	32.7%	3	0			
	7	あしたば福祉会	204	200	22	66	11	33.9%	0	0			
	8	あすなろ	297	215	44	172	16	25.7%	1	0			
	9	あぶくま会	1,676	908	565	634	98	89.2%	22	0			
	10	あゆみ会	433	357	113	233	14	48.5%	0	0		○	
	11	石巻祥心会	2,210	1,837	1,246	699	286	178.2%	0	7		○	
	12	一視同仁会	546	437	78	410	16	19.0%	8	0		○	
	13	岩沼福祉会	77	71	13	90	5	13.9%	0	0			
	14	鶯会 ケアハウスみなみ	121	88	13	23	59	58.5%	12	0			
	15	永楽会	5,701	4,813	1,581	2,334	224	67.7%	86	0		○	○
	16	桜樹会	670	388	128	249	△41	51.2%	42	0			
	17	大泉会	1,215	1,183	651	257	47	253.1%	18	0			
	18	おおさきさくら福祉会	193	167	51	99	20	51.5%	0	0		○	
	19	大崎誠心会	2,179	2,037	776	936	102	82.9%	21	0			
	20	大崎福祉会	956	912	606	267	60	227.2%	17	0			
	21	臥牛三敬会	933	786	500	399	173	125.3%	0	0		○	
	22	鶴寿会	1,021	745	221	541	28	40.8%	122	0		○	○
	23	カトリック児童福祉会	2,164	1,680	686	1,159	115	59.2%	12	0		○	
	24	加美玉造福祉会	3,628	3,463	1,080	1,248	167	86.6%	74	0		○	
	25	紀心会	562	421	350	153	△7	228.6%	31	0		○	
	26	共生の森	118	101	64	105	6	60.3%	0	0		○	○
	27	旭壽会	2,632	2,007	777	731	86	106.3%	92	0		○	
	28	旭浦会	337	296	237	67	△1	352.5%	1	0			
	29	キングス・ガーデン宮城	1,919	1,188	667	683	25	97.6%	80	0		○	○
	30	栗駒峰寿会	1,270	1,225	811	398	74	203.9%	22	6		○	○
	31	栗原秀峰会	1,523	1,401	473	657	75	72.1%	0	0		○	
	32	恵萩会	1,008	850	385	450	33	85.6%	0	0			
	33	恵泉会	6,020	5,753	3,498	3,147	226	111.2%	419	38		○	
	34	敬長福祉会	2,954	2,368	1,030	1,185	105	86.9%	201	0		○	
	35	慶和会	683	427	130	211	28	61.4%	29	0		○	
	36	憲心会	1,364	896	303	455	46	66.5%	0	0			
	37	功寿会	394	244	138	254	22	54.5%	11	0			
	38	紅葉福祉会	115	108	27	98	2	27.8%	1	0			
	39	こーぶ福祉会	661	314	71	488	1	14.5%	10	0		○	○
	40	こごた福祉会	1,555	488	△55	533	52	△10.4%	45	0		○	○
	41	ことぶき会	502	267	99	187	12	52.7%	26	0			

区分	No	社会福祉法人名	財務状況(平成23年度 法人全体) (単位:百万円)					県の財政的関与(平成23年度) (単位:百万円)			組織運営の 情報開示	
			総資産	純資産	次期繰 越活動 収支差 額	事業 活動 支出	当期 活動 収支 差額	内部留 保率	補助 金	委託 料	その他	HPの 有無
	42	さんりん福祉会	254	203	42	202	17	20.6%	12	0		
	43	しおかぜ福祉会	322	208	99	95	123	103.5%	0	0		
	44	嶋福祉会	558	248	83	289	54	28.6%	1	0	○	
	45	寿清会	509	405	24	238	△9	10.2%	39	0	○	○
	46	春圃会	777	694	355	392	63	90.5%	12	0		
	47	白石ひまわり	428	222	37	312	41	11.9%	8	4	○	
	48	白石陽光園	2,141	1,957	812	1,054	139	77.1%	38	5	○	
	49	新生会	385	343	32	89	0	35.6%	32	0		
	50	すばる	1,225	370	94	138	△1	68.5%	9	0		
	51	清山会	1,636	1,247	577	582	74	99.1%	14	0		
	52	聖心会	622	590	111	238	34	46.8%	0	0		
	53	静和会	1,241	1,152	582	884	35	65.8%	51	0	○	○
	54	洗心会	960	771	328	683	43	48.1%	0	4	○	
	55	田尻福祉会	971	814	14	574	5	2.4%	31	0		
	56	玉川保育園	131	90	△2	77	2	△3.2%	0	0		
	57	千賀の浦福祉会	3,362	2,940	1,062	1,584	△21	67.0%	102	0	○	○
	58	千葉福祉会	733	587	221	409	34	54.1%	8	0	○	
	59	つつじ会	1,844	1,352	554	484	63	114.4%	25	0		
	60	桃寿会	1,285	968	122	396	24	31.0%	46	0	○	
	61	常盤福祉会	3,011	2,530	1,723	1,324	281	130.2%	47	0		
	62	なかつうみ会	1,688	1,387	564	959	△378	58.8%	29	0		
	63	なかよし会	138	114	19	105	△3	18.5%	1	0		
	64	鳴子保育園	98	91	20	84	1	23.5%	0	0	○	
	65	南郷福祉会	959	818	203	538	18	37.7%	19	10	○	
	66	日就会	2,415	2,000	1,412	1,098	154	128.7%	128	4		
	67	のぞみ	189	182	61	119	18	51.7%	0	0		
	68	萩の里	1,274	287	38	402	57	9.4%	13	0	○	○
	69	白珠会	998	988	788	166	116	474.4%	28	0		
	70	柏松会	1,446	1,161	640	627	312	102.0%	24	0	○	
	71	迫川会	986	944	480	424	36	113.1%	48	0	○	○
	72	伯和会	1,201	1,040	288	450	△8	64.1%	29	0		
	73	はらから福祉会	1,236	994	406	996	77	40.7%	0	0	○	○
	74	槃特会	2,092	1,995	958	643	159	149.1%	5	0	○	○
	75	光の子児童福祉会	407	269	109	213	1	51.3%	0	0		
	76	東松島福祉会	1,822	418	16	528	15	3.1%	170	0		
	77	福寿会	537	509	217	214	53	101.4%	0	0		
	78	不忘会	1,602	1,557	1,259	415	71	303.5%	49	0		
	79	ふれあいの里	520	395	159	237	34	67.3%	0	0	○	
	80	豊水会	167	109	33	137	13	23.9%	7	0		
	81	豊明会	1,177	448	6	742	21	0.8%	25	2		
	82	牧羊会	127	119	6	89	11	7.0%	0	0	○	
	83	松の実福祉会	353	346	217	82	45	265.4%	0	0		
	84	みずほ	2,346	1,853	1,542	390	170	395.4%	19	0	○	
	85	三矢会	651	460	69	341	52	20.2%	0	0		

区分	No	社会福祉法人名	財務状況(平成23年度 法人全体) (単位:百万円)					県の財政的関与(平成23年度) (単位:百万円)			組織運営の 情報開示	
			総資産	純資産	次期繰越活動 収支差額	事業活動 支出	当期活動 収支差額	内部留 保率	補助 金	委託 料	その他	HPの 有無
	86	みのり会	251	204	113	108	56	104.7%	0	0		
	87	宮城愛育会	914	809	182	622	37	29.2%	1	0		
	88	宮城県共同募金会	590	387	379	655	149	57.8%	0	0	○	
	89	宮城県身体障害者福祉協会	1,462	1,286	513	938	97	54.7%	22	93	○	
	90	宮城県福祉事業協会	2,729	2,601	726	1,325	53	54.8%	12	0	○	
	91	宮城厚生福祉会	2,923	2,024	338	1,453	16	23.3%	15	1	○	
	92	宮城福祉会	8,969	5,769	3,126	2,956	460	105.8%	98	0	○	○
	93	宮城緑風会	1,414	1,253	24	516	39	4.6%	9	2		
	94	みんなの輪	556	530	127	322	57	39.3%	0	0	○	
	95	杜の村	1,757	1,172	285	682	116	41.7%	15	0	○	
	96	やすらぎ会	326	120	△197	195	△29	△100.7%	2	0	○	
	97	大和福壽会	2,183	802	245	917	58	26.7%	18	0	○	○
	98	矢本愛育会	2,803	2,305	1,390	1,031	292	134.9%	98	0		
	99	ユニケア	1,068	347	107	266	73	40.2%	5	2		
	100	ライフケア赤井江	602	267	103	443	△208	23.3%	98	0	○	○
	101	栗桜会	359	278	△12	65	5	△18.3%	24	0	○	
	102	亮千会	287	227	23	83	12	27.5%	2	0		
	103	涌谷みぎわ会	214	188	61	129	7	47.2%	0	0		
	104	和仁福祉会	3,723	2,816	1,452	1,516	94	95.7%	197	0	○	
	105	登米福祉会	1,218	1,050	11	249	21	4.5%	1	0		
	106	ゆうゆう舎	34	32	22	65	3	33.9%	0	0		
	107	一寿会	1,628	1,456	550	744	96	74.0%	0	0		
	108	夢みの里	366	145	61	183	43	33.3%	0	0		
	109	明生会	335	153	4	126	1	3.0%	0	0		
	110	おひさまと月の里	43	36	9	92	9	9.9%	0	0		
	111	葉の木	76	68	16	80	17	20.2%	0	0	○	
	112	たちばな会	178	124	9	75	17	11.6%	0	0		
	113	はるかぜ福祉会	232	133	△5	99	△110	△4.9%	0	0	○	
	114	向陽会	1,255	374	21	320	41	6.6%	7	0	○	
	115	豊和会	90	36	△22	32	△16	△70.2%	0	0		
	116	栄世会	404	165	△9	120	△2	△7.4%	163	0		
	117	アガフィアの郷	360	207	△0	108	1	△0.0%	162	0		
	118	みんなの広場	129	124	114	137	16	82.8%	0	0		
	119	竹駒育成会	86	76	15	85	2	17.4%	0	0		
	120	豊心会	332	130	△38	16	△38	△230.4%	0	0		
	121	善俊会	1,715	375	△19	31	△19	△63.4%	345	0		
	122	医療介護研究所	397	79	△21	29	△21	△70.5%	9	0		
	123	桜友会	28	27	△1	△1	△1	△99.6%	0	0		
	124	ひろぶち	法人設立登記は平成24年3月だが、前身である財団法人からの財産移管が平成24年4月のため、平成23年度決算はない。						0	0		
	125	銀杏会	281	196	48	135	13	35.9%	0	0		

区分	No	社会福祉法人名	財務状況(平成23年度 法人全体) (単位:百万円)					県の財政的関与(平成23年度) (単位:百万円)			組織運営の 情報開示			
			総資産	純資産	次期繰 越活動 収支差 額	事業 活動 支出	当期 活動 収支 差額	内部留 保率	補助 金	委託 料	その他	HPの 有無	HPでの 決算書 の公開	
社会福祉協議会	1	宮城県社会福祉協議会	19,248	17,539	2,976	5,616	261	53.0%	3,108	1,997	土地・建物無償貸付、施設運営委譲	○	○	
	2	石巻市社会福祉協議会	1,260	976	482	1,015	115	47.5%	14	0		○	○	
	3	塩釜市社会福祉協議会	1,120	918	577	508	54	113.7%	7	0		○		
	4	大崎市社会福祉協議会	7,545	6,239	847	3,459	332	24.5%	63	0	土地無償貸付	○		
	5	気仙沼市社会福祉協議会	1,161	690	373	827	119	45.1%	38	0				
	6	白石市社会福祉協議会	104	83	21	117	△1	18.1%	1	0		○		
	7	名取市社会福祉協議会	189	147	64	322	36	20.0%	2	0		○	○	
	8	角田市社会福祉協議会	62	30	6	113	2	5.6%	0	0				
	9	多賀城市社会福祉協議会	508	421	174	248	11	70.1%	1	0				
	10	岩沼市社会福祉協議会	204	157	99	180	25	55.2%	2	0		○	○	
	11	東松島市社会福祉協議会	233	178	102	186	15	54.7%	1	0				
	12	栗原市社会福祉協議会	759	639	575	844	47	68.1%	9	3				
	13	登米市社会福祉協議会	1,286	680	229	929	8	24.6%	177	0		○		
	14	蔵王町社会福祉協議会	575	434	295	332	21	88.7%	5	0		○		
	15	七ヶ宿町社会福祉協議会	97	60	34	72	5	47.4%	0	0				
	16	大河原町社会福祉協議会	83	53	22	72	1	31.3%	0	0				
	17	村田町社会福祉協議会	90	60	37	99	3	37.4%	1	0		○		
	18	柴田町社会福祉協議会	80	38	13	123	△2	10.5%	0	0		○	○	
	19	川崎町社会福祉協議会	487	435	159	155	38	102.5%	3	0		○		
	20	丸森町社会福祉協議会	563	519	501	95	478	529.7%	0	0				
	21	亘理町社会福祉協議会	338	311	57	229	4	25.0%	2	0				
	22	山元町社会福祉協議会	現況報告書の届出未了のため不明							0	0		○	
	23	松島町社会福祉協議会	51	41	21	80	12	26.1%	1	0				
	24	七ヶ浜町社会福祉協議会	99	77	51	79	8	65.4%	0	0				
	25	利府町社会福祉協議会	116	67	27	145	5	18.5%	1	0				
	26	大和町社会福祉協議会	33	22	12	35	2	33.8%	0	0		○	○	
	27	大郷町社会福祉協議会	20	4	1	50	△1	1.0%	0	0				
	28	富谷町社会福祉協議会	41	35	21	53	4	40.2%	0	0		○		
	29	大衡村社会福祉協議会	31	27	13	63	1	19.9%	0	0				
	30	加美町社会福祉協議会	443	249	82	402	29	20.3%	6	0				
	31	色麻町社会福祉協議会	121	95	41	149	2	27.4%	2	0				
	32	涌谷町社会福祉協議会	580	418	279	447	39	62.4%	9	4		○		
	33	美里町社会福祉協議会	160	117	47	85	3	55.5%	0	0		○		
	34	女川町社会福祉協議会	138	137	80	111	64	71.7%	0	0		○	○	
	35	南三陸町社会福祉協議会	320	154	97	447	75	21.7%	1	0				

出所：社会福祉課作成資料

添付資料 2. 社会福祉法人の要約財務情報

1. 社会福祉法人恵泉会

◆貸借対照表（単位：千円）

科目名	平成 22 年度	平成 23 年度
現金預金	2,086,824	1,580,773
未収金	1,140,012	537,709
その他流動資産	3,308	3,858
基本財産	1,698,888	3,057,129
その他の固定資産	2,110,614	840,910
資産合計	7,039,648	6,020,379
流動負債	1,361,536	153,359
設備資金借入金	3,900	2,600
その他固定負債	103,380	111,658
負債合計	1,468,816	267,617
基本金	320,769	320,769
国庫補助金等特別積立金	1,669,040	1,625,204
その他の積立金	76,390	308,854
次期繰越活動収支差額	3,504,634	3,497,936
純資産合計	5,570,832	5,752,762
負債及び純資産合計	7,039,648	6,020,379

◆事業活動収支計算書（単位：千円）

科目名	平成 22 年度	平成 23 年度
介護保険収入	1,861,344	2,156,761
その他の事業収入	866,263	947,368
経常経費補助金収入	169,675	241,003
引当金戻入	108	
国庫補助金等特別積立金等取崩額	70,748	106,136
事業活動収入	2,968,138	3,451,268
人件費支出	1,820,927	1,993,644
事務費支出	423,442	518,888
事業費支出	385,053	432,185
減価償却費	159,792	238,642
その他	188	108
事業活動支出	2,789,402	3,183,468
事業活動収支差額	178,736	267,800
借入金利息補助金収入	185	138
その他	4,291	1,088
事業活動外収入	4,475	1,226
借入金利息支出	185	138
事業活動外支出	185	138
経常収支差額	183,026	268,888
施設整備等補助金収入	720,941	60,900
その他	138	1,167,629
特別収入	721,079	1,228,529
国庫補助金等特別積立金積立額	720,941	62,300
その他	1,621	1,209,351
特別支出	722,562	1,271,651
当期活動収支差額	181,544	225,766
前期繰越活動収支差額	2,897,902	3,504,634
その他の積立金取崩額	425,189	
その他の積立金積立額		232,464
次期繰越活動収支差額	3,504,634	3,497,936

(注)

1. 要約財務情報は当該法人の貸借対照表・事業活動収支計算書をもとに包括外部監査人が作成した資料であり、法人全体の財務数値を表している。
2. 会計単位・経理区分間繰入金収支は法人内部取引のため、要約財務情報では相殺消去している。

2. 社会福祉法人宮城県共同募金会（県共募）

◆貸借対照表（単位：千円）

科目名	平成 22 年度	平成 23 年度
現金預金	327,611	654,301
その他流動資産	131,613	101,220
基本財産	42,445	42,225
その他の固定資産	17,047	17,283
資産合計	518,716	815,029
未交付配分金・義援金	63,045	42,585
預り金	8,956	140,158
その他流動負債	94,576	105,379
退職給与引当金	7,074	7,625
負債合計	173,651	295,747
基本金	3,000	3,000
その他の積立金	5,000	4,636
次期繰越活動収支差額	337,065	511,646
純資産合計	345,065	519,282
負債及び純資産合計	518,716	815,029

◆事業活動収支計算書（単位：千円）

科目名	平成 22 年度	平成 23 年度
共同募金収入	449,680	401,075
義援金収入	44,600	21,681
災害準備金収入	90,000	165,729
補助・負担金	46,150	15,353
公益補助事業・指定寄付金収入		405,629
その他	8,398	17,953
事業活動収入	638,828	1,027,421
共同募金配分支出	364,812	333,749
補助・負担金	18,017	15,353
義援金支出	80,011	37,875
災害準備金支出	90,000	205,086
難病支援支出	2,080	
事業・事務費支出	54,778	48,044
公益補助事業・指定寄付金支出	55	219,789
人件費支出	35,110	34,917
分担金支出	2,371	
減価償却費	850	790
引当金繰入	1,009	806
事業活動支出	649,093	896,409
事業活動収支差額	△10,265	131,012
受取利息配当金収入	111	55
事業活動外収入	111	55
経常収支差額	△10,153	131,067
当期活動収支差額	△10,153	131,067
前期繰越活動収支差額	376,803	371,685
その他の積立金取崩額	10,055	
その他の積立金積立額	5,020	
次期繰越活動収支差額	371,685	502,752

(注)

1. 要約財務情報は当該法人の貸借対照表・事業活動収支計算書をもとに包括外部監査人が作成した資料であり、法人全体の財務数値を表している。
2. 会計単位・経理区分間繰入金収支は法人内部取引のため、要約財務情報では相殺消去している。
3. 貸借対照表と事業活動収支計算書に、次期繰越活動収支差額の不明差異（平成 22 年度△34,620 千円、平成 23 年度 8,894 千円）が生じている。

3. 社会福祉法人宮城福祉会

◆貸借対照表（単位：千円）

科目名	平成 22 年度	平成 23 年度
現金預金	1,208,101	1,561,179
有価証券	49,950	49,950
未収金	743,939	809,468
その他流動資産	53,439	
基本財産	5,131,406	5,206,054
その他の固定資産	1,361,796	1,343,173
資産合計	8,548,631	8,969,825
流動負債	526,512	560,846
設備資金借入金	1,972,775	1,896,868
長期借入金	673,514	633,549
その他固定負債	94,104	109,363
負債合計	3,266,905	3,200,627
基本金	437,451	437,451
国庫補助金等特別積立金	1,947,667	1,974,667
その他の積立金	228,915	230,915
次期繰越活動収支差額	2,670,936	3,126,165
純資産合計	5,281,725	5,769,198
負債及び純資産合計	8,548,631	8,969,825

◆事業活動収支計算書（単位：千円）

科目名	平成 22 年度	平成 23 年度
介護保険収入	2,261,126	2,341,118
その他の事業収入	720,433	869,248
経常経費補助金収入	78,244	83,431
引当金戻入	3,277	3,504
国庫補助金等特別積立金等取崩額	104,199	124,847
事業活動収入	3,167,279	3,422,148
人件費支出	1,639,478	1,720,607
事務費支出	345,296	494,321
事業費支出	550,843	464,127
減価償却費	265,297	265,861
その他	9,484	11,444
事業活動支出	2,810,398	2,956,359
事業活動収支差額	356,881	465,790
借入金利息補助金収入	3,330	2,905
その他	2,101	2,013
事業活動外収入	5,431	4,918
借入金利息支出	35,042	33,504
事業活動外支出	35,042	33,504
経常収支差額	327,271	437,204
施設整備等補助金収入	224,735	174,874
その他	4,179	367
特別収入	228,914	175,241
国庫補助金等特別積立金積立額	220,533	151,973
その他	1,211	
特別支出	221,744	151,973
当期活動収支差額	334,440	460,472
前期繰越活動収支差額	2,323,252	2,667,693
その他の積立金取崩額	10,000	10,000
その他の積立金積立額	0	12,000
次期繰越活動収支差額	2,667,693	3,126,165

(注)

1. 要約財務情報は当該法人の貸借対照表・事業活動収支計算書をもとに宮城福祉会が作成した資料であり、法人全体の財務数値を表している。
2. 会計単位・経理区分間繰入金収支は法人内部取引のため、要約財務情報では相殺消去している。

4. 社会福祉法人大和福壽会

◆貸借対照表（単位：千円）

科目名	平成 22 年度	平成 23 年度
現金預金	78,133	74,456
未収金	122,293	178,955
その他流動資産	2,910	3,562
基本財産	1,664,143	1,610,226
その他の固定資産	271,710	315,890
資産合計	2,139,190	2,183,089
流動負債	99,597	87,279
設備資金借入金	1,169,376	1,151,608
長期借入金	80,929	69,016
その他固定負債	63,775	73,101
負債合計	1,413,677	1,381,004
基本金	159,317	159,317
国庫補助金等特別積立金	374,702	393,164
その他の積立金		5,000
次期繰越活動収支差額	191,493	244,604
純資産合計	725,512	802,085
負債及び純資産合計	2,139,190	2,183,089

◆事業活動収支計算書（単位：千円）

科目名	平成 22 年度	平成 23 年度
介護保険収入	852,687	906,878
その他の事業収入	29,008	44,380
経常経費補助金収入		11,407
事業活動収入	881,696	962,666
人件費支出	448,730	455,108
事務費支出	53,619	64,258
事業費支出	301,526	317,248
減価償却費	78,439	80,516
事業活動支出	882,314	917,130
事業活動収支差額	△619	45,535
受取利息配当金収入	15	17
事業活動外収入	15	17
借入金利息支出	3,229	3,611
その他	5,000	170
事業活動外支出	8,229	3,781
経常収支差額	△8,832	41,771
施設整備等補助金収入		37,048
その他	12,107	14,600
特別収入	12,107	51,648
国庫補助金等特別積立金積立額		32,048
その他		3,260
特別支出		35,308
当期活動収支差額	3,274	58,111
前期繰越活動収支差額	188,219	191,493
その他の積立金積立額		5,000
次期繰越活動収支差額	191,493	244,604

(注)

1. 要約財務情報は当該法人の貸借対照表・事業活動収支計算書をもとに包括外部監査人が作成した資料であり、法人全体の財務数値を表している。
2. 会計単位・経理区分間繰入金収支は法人内部取引のため、要約財務情報では相殺消去している。

5. 社会福祉法人和仁福祉会

◆貸借対照表（単位：千円）

科目名	平成 22 年度	平成 23 年度
現金預金	621,553	520,503
未収金	239,261	237,596
未収補助金	150,220	40,491
その他流動資産	5,207	5,926
基本財産	2,295,240	2,560,117
その他の固定資産	279,201	358,298
資産合計	3,590,682	3,722,931
流動負債	188,803	100,771
設備資金借入金	548,468	746,634
その他固定負債	54,018	59,516
負債合計	791,289	906,921
基本金	14,037	14,037
国庫補助金等特別積立金	1,427,391	1,350,351
次期繰越活動収支差額	1,357,964	1,451,622
純資産合計	2,799,392	2,816,010
負債及び純資産合計	3,590,682	3,722,931

◆事業活動収支計算書（単位：千円）

科目名	平成 22 年度	平成 23 年度
介護料収入	1,038,992	1,125,915
利用料収入	249,502	286,964
その他の事業収入	22,720	24,459
経常経費補助金収入	32,445	77,135
引当金戻入	13,123	12,079
国庫補助金等特別積立金等取崩額	80,249	78,934
事業活動収入	1,437,031	1,605,487
人件費支出	881,545	945,770
直接介護支出	198,803	220,258
一般管理支出	131,139	196,254
減価償却費	118,929	133,679
その他	23,748	20,250
事業活動支出	1,354,165	1,516,211
事業活動収支差額	82,866	89,275
借入金利息補助金収入	457	385
その他	6,530	11,039
事業活動外収入	6,987	11,424
借入金利息支出	10,252	11,289
その他	2,415	2,135
事業活動外支出	12,667	13,424
経常収支差額	77,186	87,275
施設整備等補助金収入	150,520	1,594
その他		184,352
特別収入	150,520	185,946
国庫補助金等特別積立金積立額	150,220	1,894
その他	339	177,669
特別支出	150,559	179,563
当期活動収支差額	77,147	93,658
前期繰越活動収支差額	1,280,817	1,357,964
次期繰越活動収支差額	1,357,964	1,451,622

(注)

1. 要約財務情報は当該法人の貸借対照表・事業活動収支計算書をもとに包括外部監査人が作成した資料であり、法人全体の財務数値を表している。
2. 会計単位・経理区分間繰入金収支は法人内部取引のため、要約財務情報では相殺消去している。

6. 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（県社協）

◆貸借対照表（単位：千円）

科目名	平成 22 年度	平成 23 年度
現金預金	4,417,968	3,836,570
未収金	321,731	310,614
その他流動資産	10,304	12,581
基本財産	808,514	793,467
投資有価証券	199,980	3,188,570
貸付金	1,420,310	7,057,812
その他の固定資産	3,864,370	4,048,201
資産合計	11,043,177	19,247,816
流動負債	508,043	589,780
交付金	3,479,059	
その他固定負債	1,165,040	1,119,071
負債合計	5,152,142	1,708,851
基本金	11,000	11,000
国庫補助金等特別積立金	134,546	11,558,719
その他の積立金	646,854	2,993,018
次期繰越活動収支差額	5,098,634	2,976,228
純資産合計	5,891,035	17,538,965
負債及び純資産合計	11,043,177	19,247,816

◆事業活動収支計算書（単位：千円）

科目名	平成 22 年度	平成 23 年度
介護保険収入	884,626	936,877
利用料収入	0	39,485
受託金収入	2,718,343	2,178,021
措置費収入	0	400,086
災害援助金収入	103,861	77,860
その他の事業収入	969,329	970,156
経常経費補助金収入	244,893	915,035
引当金戻入	251,865	308,227
国庫補助金等特別積立金等取崩額	14,737	16,458
事業活動収入	5,187,654	5,842,204
人件費支出	3,206,425	3,261,710
事務費支出	545,834	707,049
事業費支出	794,720	1,242,854
災害援助金支出	6,900	167,480
減価償却費	39,573	40,061
引当金繰入	233,904	180,274
その他	46,895	16,289
事業活動支出	4,874,252	5,615,717
事業活動収支差額	313,402	226,487
受取利息配当金収入	45,280	33,586
会計単位間繰入金収入	18,177	25,925
経理区分間繰入金収入	316,674	266,032
事業活動外収入	380,131	325,543
経理区分間繰入金支出	316,674	273,308
会計単位間繰入金支出	17,778	18,649
雑損失	0	425
事業活動外支出	334,451	292,381
経常収支差額	359,082	259,648
施設整備等補助金収入		5,487
貸付資金補助金収入		7,950,000
その他	914	7,151
特別収入	914	7,962,638
国庫補助金等特別積立金積立額	2,976	7,961,571
その他	0	128
特別支出	2,976	7,961,699
当期活動収支差額	356,633	260,678
前期繰越活動収支差額	2,357,801	2,792,457
その他の積立金取崩額	4,093	18,769
その他の積立金積立額	5,000	95,677
次期繰越活動収支差額	2,713,526	2,976,228

(注)

1. 要約財務情報は当該法人の貸借対照表・事業活動収支計算書をもとに県社協が作成した資料であり、法人全体の財務数値を表している。
2. 平成 22 年度は 4 特別会計(生活福祉資金特別会計等)に係る事業活動収支計算書を作成していないため、貸借対照表と事業活動収支計算書に次期繰越活動収支差額に差異 2,385,108 千円が生じている。
3. 事業活動収支計算書の次期繰越活動収支差額（平成 22 年度）と前期繰越活動収支差額（平成 23 年度）に差異 78,931 千円が生じている。

7. 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会（大崎市社協）

◆貸借対照表（単位：千円）

科目名	平成 22 年度	平成 23 年度
現金預金	709,278	884,875
未収金	677,600	549,936
その他流動資産	3,403	5,196
基本財産	4,446,885	4,303,366
その他の固定資産	962,503	1,035,494
資産合計	6,799,669	6,778,866
流動負債	542,740	368,414
設備資金借入金	200,000	171,196
負債合計	742,740	539,610
基本金	11,000	11,000
国庫補助金等特別積立金	3,956,255	3,806,065
その他の積立金	1,356,944	1,574,967
次期繰越活動収支差額	732,730	847,224
純資産合計	6,056,929	6,239,256
負債及び純資産合計	6,799,669	6,778,866

◆事業活動収支計算書（単位：千円）

科目名	平成 22 年度	平成 23 年度
介護保険収入	2,348,163	2,584,905
会費収入	29,388	29,157
その他の事業収入	492,951	492,682
経常経費補助金収入	178,323	202,548
引当金戻入	304,626	326,564
国庫補助金等特別積立金等取崩額	148,039	154,456
事業活動収入	3,501,490	3,790,311
人件費支出	2,032,536	2,100,392
事務費支出	76,943	74,496
事業費支出	623,785	728,233
減価償却費	168,301	180,856
引当金繰入	306,634	319,997
その他	54,322	54,579
事業活動支出	3,262,520	3,458,552
事業活動収支差額	238,970	331,759
受取利息配当金収入等	9,041	5,758
事業活動外収入	9,041	5,758
借入金利息支出	1,206	647
その他	2,524	1,492
事業活動外支出	3,730	2,139
経常収支差額	244,281	335,379
施設整備等補助金収入	177,712	6,968
その他	2,215	2,926
特別収入	179,927	9,894
国庫補助金等特別積立金積立額	179,386	4,266
その他	9,593	8,401
特別支出	188,979	12,668
当期活動収支差額	235,230	332,605
前期繰越活動収支差額	438,031	732,730
その他の積立金取崩額	62,852	
その他の積立金積立額	3,383	218,112
次期繰越活動収支差額	732,730	847,224

(注)

1. 要約財務情報は当該法人の貸借対照表・事業活動収支計算書をもとに包括外部監査人が作成した資料であり、法人全体の財務数値を表している。
2. 会計単位・経理区分間繰入金収支は法人内部取引のため、要約財務情報では相殺消去している。

添付資料 3. 介護給付適正化システムから抽出したデータ一覧

1. 介護支援専門員あたり給付管理票作成状況一覧表

No.	介護支援専門員番号	事業所所在保険者名	合計件数	サービス計画費請求
1	****0000		95	主に介護予防支援
2	****0139	石巻市	58	介護予防支援
3	****0180	石巻市	91	介護予防支援
4	****0534	石巻市	66	介護予防支援
5	****0114	仙台市	69	介護予防支援
6	****0231	仙台市	53	介護予防支援
7	****0052	仙台市	54	主に居宅支援
8	****0062	石巻市	62	介護予防支援
9	****0174	仙台市	66	介護予防支援
10	****0183	仙台市	65	介護予防支援
11	****0419	仙台市	52	主に居宅支援
12	****0325	仙台市	54	介護予防支援
13	****0531	仙台市	52	介護予防支援
14	****0298	仙台市	51	主に居宅支援
15	****0072	山元町	35	居宅支援
16	****0115	仙台市	35	居宅支援
17	****0163	塩竈市	32	主に居宅支援
18	****0168	仙台市	36	主に居宅支援
19	****0205	大崎市	37	主に居宅支援
20	****0287	美里町	37	主に居宅支援
21	****0423	大崎市	42	主に居宅支援
22	****0433	大崎市	35	主に居宅支援
23	****0463	多賀城市	32	主に居宅支援
24	****0476	岩沼市	38	主に居宅支援
25	****0515	大崎市	37	主に居宅支援
26	****0037	気仙沼市	38	主に居宅支援
27	****0074	栗原市	38	主に居宅支援
28	****0279	美里町	34	主に居宅支援
29	****0286	塩竈市	36	主に居宅支援
30	****0304	亘理町	40	居宅支援
31	****0505	大崎市	39	主に居宅支援
32	****0335	多賀城市	35	主に居宅支援
33	****0436	仙台市	64	主に居宅支援
34	****1440	登米市	36	居宅支援
35	****0021	名取市	34	居宅支援
36	****0462	宮城県角田市	40	居宅支援
37	****0752	登米市	33	居宅支援

2. 居宅介護支援請求状況一覧表

No.	事業所番号	事業所所在 保険者名	特定事業所 加算請求	介護支援専門員		給付管理票		取扱 件数	特定事業 所集中減 算請求
				専従の常勤 者数	主任ケアマネ 資格者数	委託 件数	介護支援専門員 1人あたり枚数		
1	047510****	仙台市	○	3	0	3	45	43	
2	047520****	仙台市	○	2	0	2	42	41	
3	047530****	仙台市	○	2	1	0	44	45	
4	047020****	石巻市	○	2	0	0	78	71	
5	047020****	石巻市	○	4	0	17	44	45	
6	047030****	塩竈市	○	4	0	0	40	40	
7	047050****	気仙沼市	○	2	0	11	50	51	
8	047050****	気仙沼市	○	4	0	13	48	49	
9	047060****	白石市	○	2	0	19	44	45	
10	047070****	名取市	○	4	0	0	34	44	
11	047080****	角田市	○	4	0	0	62	60	
12	041091****	多賀城市	○	6	0	0	61	61	
13	047090****	多賀城市	○	1	0	1	78	77	
14	047090****	多賀城市	○	4	0	7	33	42	
15	047110****	岩沼市	○	3	0	7	48	51	
16	047120****	登米市	○	4	0	0	50	49	
17	047120****	登米市	○	5	0	5	44	43	
18	045138****	栗原市	○	2	0	13	47	50	
19	047130****	栗原市	○	6	0	0	52	52	
20	047130****	栗原市	○	3	0	0	46	45	
21	047130****	栗原市	○	2	0	10	44	47	
22	047130****	栗原市	○	2	0	0	49	48	
23	047140****	東松島市	○	2	0	20	90	99	
24	047220****	柴田町	○	2	0	21	65	69	
25	047240****	亘理町	○	4	0	23	62	61	
26	047270****	大衡村	○	2	0	3	46	46	
27	047280****	色麻町	○	4	0	0	50	49	
28	047310****	涌谷町	○	2	0	0	49	50	○
29	047360****	南三陸町	○	3	0	0	102	102	

3. 支援事業所とサービス事業所の関係一覧表

No.	支援事業所			サービス事業所（開設者が同一）			
	事業所番号	事業所所在保 険者名	開設者	件数	件数割合	単位数	単位数割合
1	047030****	塩竈市	医療法人財団A	112	76%	1,348,808	90%
2	047130****	栗原市	有限会社B	29	78%	541,597	97%
3	047310****	美里町	有限会社C	33	75%	279,139	93%
4	047510****	仙台市	特定非営利活動法人A	9	56%	170,834	94%
5	047540****	仙台市	株式会社A	16	55%	301,480	93%
6	047550****	仙台市	株式会社B	105	70%	1,013,545	91%

4. 支給限度額一定割合超一覧表

No.	事業所番号	事業所所在 保険者名	利用者数	支給限度割合	限度額の一定割合以上 利用者数	限度額の一定割合以 上利用者割合
1	047020****	石巻市	38	77%	30	79%
2	047030****	塩竈市	58	86%	48	83%
3	047030****	塩竈市	30	90%	28	93%
4	047090****	多賀城市	34	74%	30	88%
5	047150****	大崎市	12	81%	10	83%
6	047310****	美里町	19	75%	15	79%
7	047310****	美里町	22	75%	17	77%
8	047530****	仙台市	15	80%	13	87%
9	047530****	仙台市	62	70%	50	81%

5. 選択的サービス等提供後の受給者要支援状態推移状況一覧表

No.	事業所番号	事業所所在 保険者名	サービス 種類	サービス項目	要介護度				選択的サービス等提 供状況（直近6ヶ月）	
					変更段階	改善 人数	維持 人数	重度化 人数	人数	単位数
1	047540****	仙台市	予防通所 介護	予防通所介護運動 器機能向上加算	+3.0	0	0	2	7	1,575
2	047540****	仙台市	予防通所 介護	予防通所介護運動 器機能向上加算	+5.0	0	0	1	2	450
3	047550****	仙台市	予防通所 介護	予防通所介護アク ティビティ加算	+3.0	0	0	2	12	636
4	047020****	石巻市	予防通所 介護	予防通所介護アク ティビティ加算	+3.0	0	0	1	4	212
		石巻市	予防通所 介護	予防通所介護運動 器機能向上加算	+3.0	0	0	1	2	450
5	047030****	塩竈市	予防通所 介護	予防通所介護アク ティビティ加算	+4.0	0	0	1	4	212
6	047060****	白石市	予防通所 介護	予防通所介護アク ティビティ加算	+6.0	0	0	1	2	106
7	047110****	岩沼市	予防通所 介護	予防通所介護運動 器機能向上加算	+3.0	0	0	1	3	675
8	047120****	登米市	予防通所 介護	予防通所介護アク ティビティ加算	+5.0	0	0	1	4	212
9	047220****	大河原町	予防通所 介護	予防通所介護アク ティビティ加算	+5.0	0	0	1	5	265
10	047220****	柴田町	予防通所 介護	予防通所介護アク ティビティ加算	+3.0	0	0	1	3	159
11	047220****	川崎町	予防通所 介護	予防通所介護アク ティビティ加算	+3.0	0	0	1	6	318
12	047270****	大和町	予防通所 介護	予防通所介護アク ティビティ加算	+5.0	0	0	1	5	265
13	047270****	富谷町	予防通所 介護	予防通所介護運動 器機能向上加算	+4.0	0	0	1	3	675
14	047280****	加美町	予防通所 介護	予防通所介護アク ティビティ加算	+3.0	0	0	1	1	53

6. 定員超過・人員基準欠如状態の継続表

No.	事業所番号	事業所所在 保険者名	サービス種類名	請求件数	2010年12月	2011年1月	2011年2月
1	047020****	石巻市	認知症型共同生活	人員基準欠如割合	100%	100%	7%

7. 定員超過事業所一覧表

No.	事業所番号	事業所所在 保険者名	サービス種類名	定員数	利用者数	利用者割合
1	045318****	美里町	介護保健施設	20	30.0	150%
2	045518****	仙台市	介護保健施設	10	90.0	900%
3	047030****	塩竈市	短期入所生活介護	4	6.0	150%
4	047060****	白石市	認知症型共同生活	9	18.0	200%
5	047070****	名取市	短期入所生活介護	7	12.0	171%
6	047070****	名取市	認知症型共同生活	9	17.0	189%
7	047130****	栗原市	認知症型共同生活	9	17.0	189%
8	047270****	富谷町	認知症型共同生活	9	18.0	200%
9	047310****	涌谷町	認知症型共同生活	9	17.0	189%
10	047510****	仙台市	短期入所生活介護	18	34.0	189%
11	047520****	仙台市	短期入所生活介護	10	19.0	190%
12	047530****	仙台市	短期入所生活介護	10	13.0	130%
13	047540****	仙台市	短期入所生活介護	4	6.0	150%
14	049260****	利府町	認知症型共同生活	9	18.0	200%
15	049270****	大郷町	認知症型共同生活	9	12.0	133%

8. 訪問介護サービス提供責任者数の状況一覧表

No.	事業所番号	事業所所在 保険者名	サービス提 供責任者数	訪問介護員数 (常勤換算)	サービス提 供時間	常勤換算1 人あたりの サービス提 供時間	サービス提供責任者1人 あたり	
							訪問介護 員数	サービス提 供時間
1	047050****	気仙沼市	2	16.9	1,379.0	82	10	689.5
2	047540****	仙台市	1	9.9	801.0	81	20	801.0

添付資料 4. 平成 24 年度予算執行調査の総括調査票

1/2

総括調査票							
事案名	(20) 特別養護老人ホームの財務状況等			調査対象 予算額	平成 24 年度予算：2,342,035 百万円の内数 (平成 22 年度決算：2,076,058 百万円の内数)		
所管	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	調査区分 取りまとめ財務局	本省調査 —
① 調査事案の概要							
<p>◎ 特別養護老人ホームにおいては、収支状況が大幅に改善するとともに、内部留保も積み上がっている状況。 ・ ・ ・ 収支差：20 年度+3.4% ⇒ 23 年度+9.3% (平成 23 年 介護事業経営実態調査結果 (厚生労働省))</p> <p>◎ 提言型政策仕分け (23 年 11 月) においても、「事業者の内部留保がある場合にはその活用を行うべき。これに関し、事業者の内部留保のデータやそれが適切な水準であるかどうかについて、介護報酬改定前までに行政刷新会議に報告すること」との提言がなされ、厚生労働省が、社会福祉法人等が経営する特別養護老人ホームの財務状況の調査を実施し、23 年 12 月にその結果を公表。</p> <p>【厚生労働省 調査結果の概要】平成 22 年度末 特別養護老人ホームの貸借対照表 (集計数 1,087 施設) 内部留保とは、一般的には、「次期繰越活動収支差額」「その他積立金」に計上されているものを指す。 (1 施設あたりの平均値) ・ 次期繰越活動収支差額 2 億 4,202 万円 ・ その他積立金 6,581 万円 計 3 億 0,782 万円</p> <p style="text-align: center;">⇒ 1 施設あたり平均で約 3 億円の内部留保 (× 全国 6,126 施設 = 約 2 兆円)</p> <p>⇒ 平成 24 年度介護報酬改定では、「施設から在宅へ」の流れを踏まえ、メリハリをつけた改定を実施 (全体+1.2% (在宅+1.0%、施設+0.2%)) し、施設サービスの基本単価を引き下げ。</p> <p>◎ 本執行調査においては、上記の厚生労働省調査 (1,087 施設分の B/S) 等を活用し、内部留保額と施設規模 (入居者定員数) との関係や、社会還元の尺度として、「生活困窮者等に対する利用者負担額軽減事業 (任意事業、施設側の負担あり)」の実施状況との関係等を多角的に調査・分析し、より詳細な実態を検証する。</p>							

2/2

総括調査票																																		
事案名	(20) 特別養護老人ホームの財務状況等																																	
② 調査の視点	③ 調査結果及びその分析	④ 今後の改善点・検討の方向性																																
<p>(H23.12 厚労省調査の結果) 特別養護老人ホーム 1,087 施設の内部留保 総額 3,346 億円 ⇒ 1 施設あたり平均 約 3 億円</p> <p style="text-align: center;">分析</p> <p>(有識者へのヒアリングも活用)</p> <p>1. 分布状況 → そもそも、施設ごとの内部留保額のばらつきはどうか。</p> <p>2. 入居者定員数別の状況 → 施設の規模により内部留保額に差はあるか。</p> <p>3. 内部留保額と「生活困窮者等に対する利用者負担額軽減事業※」の実施状況との関連性 → 社会還元の意識</p> <p>※「生活困窮者等に対する利用者負担額軽減事業」特養等を運営する社会福祉法人が、利用者の自己負担額 (1 割負担額、食費、居住費) の軽減 (1/4 等) を行う事業。 軽減額が一定水準を超えた場合、半分で公費で助成 (国 1/2、市・県 1/4 ずつ)。 実施率は 70.8% (平成 22 年時点、市町村自体が未実施である施設を除く)。</p> <p>4. その他 (有価証券保有状況 等)</p>	<p>1. 分布状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総額 3,346 億円に 占める割合 (金額)</th> <th>1 施設あたり 平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位 5% (54 施設)</td> <td>22% (727 億円)</td> <td>13.5 億円</td> </tr> <tr> <td>上位 10% (109 施設)</td> <td>34% (1,149 億円)</td> <td>10.5 億円</td> </tr> <tr> <td>下位 30% (326 施設)</td> <td>2% (81 億円)</td> <td>0.25 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>内部留保がない (ゼロもしくはマイナス) 施設も全体の 8.5% (92 施設) 存在。</p> <p>⇒ 保有状況に大きな差 (ばらつき) が存在。</p> <p>2. 規模別 (入居者定員数別) の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 施設あたり 平均</th> <th>入居者 1 人 あたり平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 人以上</td> <td>5.6 億円</td> <td>0.048 億円</td> </tr> <tr> <td>30 人~99 人</td> <td>2.6 億円</td> <td>0.043 億円</td> </tr> <tr> <td>29 人以下</td> <td>1.0 億円</td> <td>0.037 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒ 大規模施設 (入居者定員が多い) の方が、「入居者 1 人あたり」で比較しても、多額の内部留保を保有している傾向。</p> <p>(注) 特別養護老人ホームに対する介護報酬額は、定員 100 人以上の大規模施設も 29 人以下の地域密着型特養も同様に設定されている。</p>		総額 3,346 億円に 占める割合 (金額)	1 施設あたり 平均	上位 5% (54 施設)	22% (727 億円)	13.5 億円	上位 10% (109 施設)	34% (1,149 億円)	10.5 億円	下位 30% (326 施設)	2% (81 億円)	0.25 億円		1 施設あたり 平均	入居者 1 人 あたり平均	100 人以上	5.6 億円	0.048 億円	30 人~99 人	2.6 億円	0.043 億円	29 人以下	1.0 億円	0.037 億円	<p>◎ 施設の規模による収支差・内部留保額の違い、及びその要因の分析を行うべき。</p> <p>◎ 施設入居者の要介護度差による収支差・内部留保額の違い、及びその要因の分析を行うべき。</p> <p>◎ 社会福祉法人の財務諸表等については、HP での公表を義務づける等により、透明性・公正性を高めるべき。</p> <p>3. 内部留保額と「生活困窮者等に対する利用者負担額軽減事業」の実施状況との関連性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内部留保額</th> <th>実施率</th> <th>全国実施率 (70.8%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位 30 施設</td> <td>62.1%</td> <td rowspan="2">←</td> </tr> <tr> <td>下位 30 施設</td> <td>73.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 市町村自体が未実施である施設を除く</p> <p>⇒ 内部留保が多額の施設ほど、利用者負担軽減事業の実施率が低い。</p> <p>4. その他</p> <p>○ 内部留保額上位の施設には、多額の有価証券を保有している施設があり、総資産に占める保有有価証券の割合が 7 割に達する施設も見られた。</p> <p>○ 会計処理が不適切であると見受けられる施設 (貸借対照表の借方貸方がアンバランス等) も散見された。</p>	内部留保額	実施率	全国実施率 (70.8%)	上位 30 施設	62.1%	←	下位 30 施設	73.1%
	総額 3,346 億円に 占める割合 (金額)	1 施設あたり 平均																																
上位 5% (54 施設)	22% (727 億円)	13.5 億円																																
上位 10% (109 施設)	34% (1,149 億円)	10.5 億円																																
下位 30% (326 施設)	2% (81 億円)	0.25 億円																																
	1 施設あたり 平均	入居者 1 人 あたり平均																																
100 人以上	5.6 億円	0.048 億円																																
30 人~99 人	2.6 億円	0.043 億円																																
29 人以下	1.0 億円	0.037 億円																																
内部留保額	実施率	全国実施率 (70.8%)																																
上位 30 施設	62.1%	←																																
下位 30 施設	73.1%																																	

出所：財務省

イコール・フットィング論について

- 近年の総合規制改革会議等における議論では、民間企業参入の推進と、社会福祉法人が運営する事業と民間企業が運営する事業との間で競争条件をそろえる（イコール・フットィング）べきであるとする議論が行われた。
- この議論についてどのように考えるべきか、考察してみたい。

1 問題の所在

- 介護保険、支援費・障害者自立支援法等のどの制度においても、事業内容が同一であれば、その事業に着目して行われる規制・監督措置及び給付内容は同一となっており、実施主体によって差異はない²⁷⁾。
(例) デイサービス事業：介護保険制度においては、社会福祉法人・NPO法人・営利法人等の実施が可能であるが、どの主体が運営する場合であっても、同一の人員・設備・運営に関する基準、監督措置（報告徴収、立入検査、改善命令、事業停止、指定取消等）が適用され、同一の介護報酬が適用される。
- 問題は、税制・補助金等の優遇措置が実施主体によって異なることが正当か否かである。

2 考察

- まず、現行の施設整備費補助金に関しては、施設整備における優遇措置と考えられるが、現行の憲法第89条の解釈を前提とする限り、「公の支配」即ち、行政の強い監督と表裏一体をなすものとして、原則として社会福祉法人に対象を限ることは正当化されると考えられる。
ただし、施設整備費補助金は一般財源化又は交付金化される方向にあることから、今後、各自治体において運用の見直しが行われ、従来の補助金のあり方が変わる可能性があることには留意すべきである。
- 次に、税制については、運営における優遇措置と考えられるが、図表I-1で見たように、多くの税目で、社会福祉事業・社会福祉法人に着目した優遇措置が設けられている。
これらの優遇措置が正当化されるためには、①社会福祉事業は公益性を有する事業であること、②社会福祉法人は、公益性を有する社会福祉事業の適切な実施が担保できる仕組みを内在している法人であること、が言える必要がある。
- 公益性とは、一般的に、社会全般（一般）の利益（即ち、不特定多数の者の利益）²⁸⁾に資することであるとされている。また、2006年の公益法人改革の基となった、内閣府の「公益法人制度改革に関する有識者会議」の報告書（平成16年11月）においては、「公益性を

27) ただし、「同一」の事業ではないが、「類似」の事業、例えば、特別養護老人ホームと特定施設の間では、イコール・フットィングの問題は生じうる。

28) 我妻榮『新訂民法総則（民法講義I）』（1965年、岩波書店）

有する法人の目的は、積極的に不特定多数の利益の実現を図ることを基本とすることが適当」とされている。

- この具体的な内容については、その時々²⁹⁾の社会的な状況に応じて考えることが必要であろう。かつては、社会福祉の中心的課題は、貧困状態にある者に対して最低水準以上の生活を送れるように援助することであり、このことに公益性があることは明白であったと言えるが、生活水準が向上し、市場経済が発達した今日においては、事業の公益性とは、社会全体にとってその実施が必要不可欠なものであるかどうかに加え、市場では安定的・継続的に供給することが難しいものであるかどうかも考慮することが適当であろう。
- 営利企業では本質的に行うことが難しい事業、即ち公益性を有する事業には、次の要素が含まれると考えられる。

① 支払能力が低い者を排除しない（低所得者対策を実施する）

- ・ 現在の高齢者層の所得・資産の状況を見ると、公的年金が成熟化してきたとは言え、低所得で資産も少ない層は相当程度存在する。

これらの層が、支払能力のある者と同様に必要な介護・福祉サービスを受けられるようにすることは、社会全体から見ても必要性があると考えられる²⁹⁾。

- ・ このような事業は、営利企業には本質的に行うことが難しい。と言うのは、営利企業に支払能力によって顧客を差別しないという条件つきで事業を行かせたとしても、様々な「クリームスキミング（いいとこどり、顧客の選別）」の行動（利益が見込めるところへの立地、種々の理由での受入れ忌避等）を誘発することは避けられないからである。また、採算性が悪くなれば、その地域から撤退することも考えなければならない。またそうでなければ、株主の期待する利益の最大化を行うことはできない。

- ・ 以上から、所得が低い者を排除しないという属性を持つ事業は、公益性があるということが可能であろう。

現状を見ても、社会福祉事業である特別養護老人ホームの運営では、利用者の所得区分で見ると8割以上が第3段階までの低所得者である³⁰⁾。

- ・ また、営利企業が参入しにくい「へき地」においてサービスを提供することも、採算性にかかわらず必要なサービスを供給するという点で、同様である。

- ・ さらに、支払能力が低い者へのサービスの供給を実質的に確保するためには、それらの者を排除しないというだけでなく、必要に応じて個別に利用料の減免を行うことが必要であり、このことの社会的必要性は高いであろう。

- ・ このような減免事業も、運営主体の持ち出しを前提とする限り、営利企業による実施が難しいものであり、公益性があるということができよう。

なお、このような減免制度は、介護保険や障害者自立支援法において設けられており、社会福祉法人は、これらの制度の完全実施を含め、今後一層の低所得者への支援を行うことが

29) 全員が相当の支払能力を有するコミュニティを想定すれば、このような事業の必要性は乏しいが、現在のわが国では非常に稀であろう。

30) 介護老人保健施設、介護療養型医療施設では、約4割である（（財）医療経済研究・社会保険福祉協会による調査（2006（平成17）年10月））。

必要であろう。

② 労力・コストのかかる対象者を排除しない

- ・ ケア提供に当たって労力とコストのかかる対象者を排除しない事業も、公益性が高いと考えられる。そのような事業は、上記と同様の理由で、営利企業には供給が難しいと考えられるからである。
- ・ 例えば、著しい問題行動を有する者や、重複障害を有する高齢者に対するケアは、専門性が求められ、労力がかかる性質のものであるが、これらの者を排除しない事業は営利企業には適切な供給が難しい。営利企業が供給しようとしても、ケアの過少供給等の弊害が生じる可能性がある。もし仮に、成年後見制度や地域福祉権利擁護制度が完全に普及していればそのような弊害は少なくなると思われるが、現状ではそこまでの体制はできていない。

※ 措置制度の受け皿としての役割

介護保険制度や、支援費・障害者自立支援法等によりサービスを受けることが困難な場合には、行政庁は、従来同様措置によりサービスを供給することができる。この受け皿として措置受託することは、①②の要素を持つものと言える。社会福祉法人は、引き続きこの機能も果たすことが必要である。

③ 制度外のニーズに対応する

- ・ 多種多様な公的サービスのメニューが存在する今日においても、地域においては様々な福祉ニーズが存在する。中でも、引きこもり、虐待を受けている者、ホームレス等既存制度が届きにくい人々に対し、社会福祉的手法による支援を行うことは、社会的必要性が大きく、営利企業には行いにくい。つまり、公益性が認められることはコンセンサスがあると考えられる。
- ・ また、災害時において、その機能を生かして地域の高齢者や障害者等の、いわゆる「災害弱者」の支援を行うことも、同様である。
- ・ さらに、地域における福祉サービスの質の向上には、養成研修システムの確立が不可欠であり、学生の実習受入れやスキルアップをめざす講習会等の実施は、そのために重要なものである。

また、地域住民、子どもたち、教職員向けなどの講座を実施すること等も、地域で支援が必要な者を支える上で重要性は非常に高い。

このように、地域の福祉基盤を整備することも、公益性が高いと言える。

- ・ なお、これらの事業については、その時代の状況にかんがみ、公益性の高さに応じて、社会福祉事業として位置づけていくことを検討する必要がある。

○ 以上見てきたところから、上記のような要素をもって事業が行われる限り、公益性のある事業であるということが出来る。そして、社会福祉法人は、そのような事業を行うにふさわしい非営利の法人としての社会的意義があるということが出来る。

○ 逆に言うと、これらの要素がない社会福祉事業・社会福祉法人は、公益性を説明できなくなると考えられる。社会福祉法人は、今後もこれらの事業に、より積極的に取り組む必要があり、このことが優遇措置に対するイコール・フットィング論に応えるものとなる。

出所：社会福祉法人経営の現状と課題（社会福祉法人経営研究会編）